

本日の会議に付した事件

平成28年第3回山元町議会定例会（第3日目）

平成28年9月6日（火）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第3回山元町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、5番伊藤貞悦君、6番岩佐秀一君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により、質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

また、きのうの一般質問で申し入れがございました。質問・答弁の言葉ははっきり、明確にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）4番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。よろしく申し上げます。

皆さん、おはようございます。

4番岩佐孝子です。ただいまから平成28年第3回山元町議会定例会において、大きく2件、4点について一般質問いたします。

東日本大震災の復旧・復興から再生期に向け、そして地方創生計画により今後のまちづくりに大きな局面を迎えております。我が山元町においては、震災復興計画、山元町総合計画により着々と事業が進む中で、町長の目玉とするコンパクトシティであるつばめの杜には徐々に住宅が建設され、また、町民が待望していた山元町子育てセンター、被災した山下第二小学校が市街地に再建、完成し、東日本大震災から一步一步確実に復旧してきておりますことは、町民の喜びとなっております。

しかし、いち早く入居できると言っていた坂元の道合地区、宮城病院周辺、桜塚エリアでの工事状況はどうでしょうか。このエリアでの開発には医療廃棄物、文化財発掘等の

大きな課題があったにもかかわらず、ここまで事業を実施してきました。

議会で何度となく議論を交わしたにもかかわらず、町長の強く固い意思のもとに事業を推進してこられたものと思います。コンパクトシティの3市街地の中でも、新山下駅周辺のつばめの杜とほかの新市街地への対応には大きな疑問が残ります。3カ所を拠点と言うなら、各施設も同様に配置すべきではなかったのでしょうか。坂元地区民がずっと待ち望んでいる保育所、南保育所の再建もその中の一つであります。今年度予算で保育所の調査費が措置されておりますが、つばめの杜に統合保育所であるつばめの杜保育所を開設しておることから、坂元への南保育所再建の実現性をどう位置づけするのが非常に大きな疑問です。

そこで、第1点目、子ども……。第1点目、子ども・子育て支援事業体制の確保について。

その中の第1点目です。坂元地区南保育所の早期再建の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、家族形態、生活環境はどんどん、どんどん変化してきており、子ども・子育てをするには地域全体で子育てしなければならない状況であると思います。

その中心となるのがつばめの杜にオープンしたこどもセンターであると思いますが、私はこのつばめの杜だけに全ての施設を集中してよいのが非常に疑問です。

現実に山下第一小学校学区には児童クラブは設置しておらず、社会福祉協議会の方々の送迎により、ほかの小学校学区児童クラブへ通っている児童がおります。こんな状況で保護者が安心して働ける環境とは言える状況ではないと思います。

そこで2点目であります。

誰もが住みたくなり、子育てするなら「山元町」の環境整備はどのように進めていくのかについてお伺いいたします。

次に、2件目であります。

今後のまちづくりについてであります。

新市街地整備は復旧・復興のシンボルであるつばめの杜だけに集中していませんか。先ほども言いました。でも町長はいつも「この町には中心がない。へそとなるべきところがない。顔がない」と強調しておっしゃってございました。でも、この町にはこの町の特徴があります。この我が山元町にはそれぞれの行政区があり、小学校学区、中学校学区の特徴を生かしたまちづくりを実施してきました。

しかし、震災後は町長の理念に基づいた震災復興計画・総合計画に沿ったまちづくりをしてきましたが、5年経過した現在の進捗状況はどのようになっていますか。

このことを踏まえ、まず1点であります。町内全体のまちづくりの考えについてであります。磯から牛橋までの自力再建した方々の住んでいる沿岸部、八手庭から中山までの里山といわれる山間部、横山、山下、下郷等の旧市街地を含めた町全体、町内一円についてはどのような計画をしているのかをお伺いいたします。

2件目、先人が風土の中ではぐくみ、培い、継承してきた我が町の財産であります文化財の保存と活用をどのように考えているのかについてお伺いいたします。

以上、2件、4点についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。皆さん、おはようございます。

それでは、岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、子ども・子育て支援事業体制の確保についての1点目、坂元地区保育所早期再建の進捗状況についてですが、坂元地区における保育機能等の検討については、今年度、保育施設基本計画策定に係る業務として、具体的な検討に取り組むこととしており、去る7月末、その基本計画及び基本設計業務について設計事務所へ委託し、業務に着手したところであり、今年度末までを業務期間としております。

その業務内容としては、坂元地区において一定の面積確保等が見込める4カ所の保育施設候補地を選定し、概算事業費、周辺環境、供用開始時期などの条件について整理するとともに、保育需要の実態や保育所に関係している皆様の意向をワークショップなどを通じお聞きしながら、基本計画を作成し、一定の機能、一定の収容規模など、施設概要を検討する中で、基本設計を作成するまでの業務としております。

なお、今後については、年内を目途に設置場所や規模感及び運営コストなど、設置の方向性を検討するための基本となる計画策定を進めるとともに、事業の進捗状況に応じ、その基本計画を踏まえた基本設計について、年度末までには取りまとめたいと考えております。

次に、2点目、子育てするなら「山元町」の環境整備についてですが、そのキャッチフレーズの実現に向けては、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、教育、定住といった、いわゆるライフステージに沿って切れ目のない支援策を講じることが必要と考えており、これまで子ども医療費助成を初めとした施策の拡充や、新たな子育て支援事業の実施など、トータル的かつ継続的に子育てしやすい環境の向上に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

また、今年度の新たな取り組みとしては、保育所においてあらかじめお昼寝時に使用するベッドや敷布団を用意し、保護者の負担軽減を図るすこやかお昼寝ベッド事業、あったか布団事業及び保育所内の衛生管理の強化に努めるすこやか手洗い事業を実施するとともに、妊娠・出産時の政策として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図る特定不妊治療費助成事業を初め、ベビーバス・ベビーベッドを無償でレンタルする初めてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業を実施しております。

さらには、任意予防接種のうち予防効果の高いロタウイルスワクチン及びおたふくかぜワクチンの接種費用の助成について、その事業実施に向け本議会に関連予算を提案しているところであり、ソフト面においては相当程度充実してきたものと考えております。

特に今年度については、ハード面においてもつばめの杜東地区に整備を進めてきた子育て拠点となるつばめの杜保育所を初め、本町初となる児童館及び子育て支援センターを含む多機能型複合施設であるこどもセンターが供用開始となり、隣接するつばめの杜中央公園及び山下第二小学校とともに子育て拠点エリアが完成したところであり、これら施設を活用した施策についても積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、町内9カ所の遊園施設については、昨年度に引き続き遊具等の更新や撤去等により、安全・安心な遊園施設としての整備を進めるとともに、現在、坂元新市街地内で整備を進めている（仮称）坂元地域交流センター内に平常時における利用方法として、子供たちが遊べ、地域の方々と交流できるような場所、スペースを確保することとしております。

今後とも、この山元町に住みたい、住んでよかったと、あらゆる世代の方々が実感で

きる希望と笑顔の輝く新生山元の創造に向けて、ハード面、ソフト面、両面においてなお一層の努力をもって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、今後のまちづくりについての1点目、町内全体のまちづくりの考えについてですが、町といたしましては、現在、山元町震災復興計画を町の長期総合計画と位置づけ、将来像として掲げる「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち」の実現を目指し、災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり、誰もが住みたくなるようなまちづくり、つながりを大切にするまちづくりの3点を基本理念として掲げ、住んでみたい、住んでよかったと言ってもらえるようなまちづくりに鋭意取り組んでおります。

今後につきましては、現計画の進捗状況等を踏まえ、新たな課題等について整理することが必要と考えておりますが、基本的には新たに整備した利便性の高い新市街地と既存集落を結ぶ幹線道路の整備や公共交通網の構築により、新市街地の利便性を町全体で享受できるような施策を推進していく必要があるものと認識しております。

これに加え、一昨年から昨年にかけて実施した町民懇談会においても、多くのご意見をいただき、既に取り組んでいる丘通り地区における道排水路整備など、生活環境の整備に努めるなど、地域間のバランスにも配慮しながらまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、文化財の保存と活用についてですが、文化財は町の歴史を知る上で大変貴重なものであり、現在に引き継がれた先人の文化遺産であることから、文化財関係法令等の趣旨に基づく指定を行っており、唐船番所跡や茶室養賢堂のふすま絵などの史跡、有形文化財、かやの老樹などの記念物があり、それぞれ現地での保全や歴史民俗資料館での収蔵など、管理保全に努めているところであります。

また、本町内に広く点在する遺跡には、埋蔵文化財が多く眠っており、常磐自動車道の建設や震災からの復旧・復興事業においても多くの遺跡が新しく発見され、貴重な文化財が出土しております。このうち、宮城病院周辺地区、新市街地の造成に伴い行われた発掘調査においては、54基もの横穴墓が発見され、刀剣や馬具などの金属製品が出土しております。中でも、日本においても貴重な線刻画が発見されたところであり、これらについては現在保存のための処理を行っているところであります。

文化財の活用については、公開し、多くの方々に見ていただき、地域の歴史について理解を深めていただくことが重要であると考えており、線刻画や出土品などは保存処理が完了した後は、歴史民俗資料館において展示したいと考えております。

また、交流拠点としての効果が期待できる茶室の活用についてですが、板倉及び蓑首城大手門を含め、歴史文化的な価値がある遺産として町の指定文化財として指定し、周辺の歴史的文化遺産とあわせた活用の方法について検討を行ってきたところであります。震災後、文化庁の文化財ドクター派遣事業により、復旧や修繕の支援等を行うことを目的として被災状況等の調査が実施されましたが、修復を行うにしても、部材保存を行うにしても、大変な費用が必要であることが判明しました。当該茶室を活用するための復旧・復元を行うためには、その建築技法などを含む歴史的な考察が必要であることから、歴史・建築の両面から専門家の意見を伺い、検討を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、第1件目の第1点目であります。南保育所の関係で

すが、年度末までに取りまとめるということですが、設置をする、再建をするという方向性での検討ということで考えてよろしいのでしょうか。再建する、しない、どちらでしようか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。6月定例議会においても同様の趣旨のご質問を頂戴したところでございます。その際もお答えしているとおりでございます。そういうことを前提に、この、今基本計画の策定に取り組んでいるというようなところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、つばめの杜保育所を開設したから南保育所は再建しないということでないという考えでよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。つばめの杜の保育所につきましては、これまでのさまざまな議論、特に震災後の震災復興計画策定を機会に、どういう形での再建が望ましいのかというようなことをベースにしながら、いろいろと検討を重ねてきた中での一つの方向性があそこに集約されたものというふうに理解しております。

そういう中で、坂元地区のほうにもというふうな声も一部あったというようなことを受けて、今の流れになっているというふうに、まあそういうふうな状況でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、前回確認をさせていただいたんですけれども、検討するということは、建設しないということである……。建設をするということでの確認でよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういうことを前提とした調査に取り組んでいるというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、中山から、この前私、つばめの杜まで来ました。30分かかるんです。片道30分ですよ。保護者が送迎している現状をどのように思いますか。急用があり、保護者が送迎できない場合、近距離であれば祖父母が対応してくれておりました。しかし、この状況では子供をじいちゃん、ばあちゃん迎えに行ってもって言葉えない状況だと思うんです。いつごろまでに、今年度中に基本設計、そしていつごろをめどに再建し、供用開始できるのかをお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の具体の時間の紹介がございましたけれども、30分というのはどういう交通手段かちょっと私は確認したいなというふうに思うんですが、町長的に車で30分というのはあり得ないというふうに思いますのでね、もう少し正確な時間をご披露していただければありがたいなど。

まあ、中山という話もございました。これまでの議論の過程では、じゃあ八手庭にもというふうな議論もございました。まあいろんな議論がある中で、どういうふうな整備のありようがいいのかというようなこと、まあ、きのうらいからその保育所だけじゃなくて、運動場の整備等々につきましても、いろんな議論が交わされておりますけれども、やはり一つ一つについてどうあるべきかというようなことをしっかりと問題意識を共有しながら、この問題に取り組んでまいりたいなというふうに思います。

時期的な問題、これも前回担当課長も含めて6月の段階での見直しをお話をさせていただきました。6月時点から変わっていることは、議会後できるだけ速やかに業務委託を発注をしたいというような中で、今業務委託に取り組んでいるというところが大きな変化でございますので、6月時点からのスケジュールの考え方というのは何ら変わっておらないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど30分、27分、28分でした。私の運転が下手かどうか

かはわかりません。でも確かに合戦原、今まであった南保育所、仮設の南保育所からつばめの杜まで6号線を来ても、浜通りを行っても10分はかかりました。中山から27分かかりました。東街道を通ってきても、混まない時間帯でもですよ。実際、私は確認をしてみて、それで親たちは大変だよなって思いながら、そういう実感があったので確認をしているところなんです。

そしてまた、待機児童、隠れ待機児童、合わせるときのうの菊地議員の回答の中にもありましたけれども、待機児童が6名、そしてまた隠れ児童もいることは確かですよ。その中で、子ども・子育て支援事業計画の中に、産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保に掲げていることから、育児休業満了時にすぐに施設を利用希望する保護者の不安を解消すべきではないでしょうか。そのためにも、一日でも早い保育所の再建を願ってやみませんが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。もちろん議員ご指摘のような、そういうふうな思いの中で、できるだけこの問題解消につながるような対策、対応をとっていく必要があるなというふうに考えているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。しつこいようなんですが、最終的にはいつごろまで再建する予定なのか、再度確認をさせていただきます。いつも、もう震災後に生まれた子供ももう来年には年長組なんですね。その子供たち、今までずっと待っていました。沿岸部の方々の復興を推進しなければならない。劣悪な環境の中でも保護者は保育士たちの温かい接し方、心配りで乗り切ってきたんです。声を荒げることはしませんでした。それをいいことと言ったらいいのかどうかわからないんですけれども、それを盾にいつまで待たせる気なのか、それをお尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いつまで待たせるのかという部分については、先ほど来言っているように、いろいろ議論を重ねる中で、まずは、皆さんの総意はサービスを充実してほしいと、そのためには1カ所でも集約してもらっていいと、そういう総意を踏まえて対応をしてきているわけでございますので、その辺も十分ご理解の上、発言していただければありがたいなというふうに思います。

先ほど申しましたように、この整備見通しの時期については、6月にお話したことと何ら変更は今のところございませんので、そう1カ月、2カ月経過する中で変化するような内容でございませんので、一定のこの期間ですね、半年、1年のこの業務の進捗状況を見据えながら、また折々に進捗状況もこちらのほうとしても委員会なり、全協なりに説明させていただきますので、そういう中でこのスケジュール感を共有をしていただければなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。スピーディーにという言葉が非常に聞かれていた昨今でございますけれども、町民からの要望が出てきたからといって、6月に停止してきたパークゴルフ場の建設、道の駅、当初予算で修正動議された避難道路の新浜諏訪原線については、再度提出しておりますけれども、優先順位については町長、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。優先順位というようなことでございますけれども、ご案内のように町はいろんな分野で同時並行的に物事を進めているわけでございますのでね、それぞれの分野での優先順位というふうなものも当然あるわけでございます。これまでも震災後のこういう議論の中でお話し申し上げてきたのは、まずは被災者の方の生活の再建、

住まいの再建が最優先されるというふうなことですよね。当然、安心・安全に向けた防潮堤とか避難道路とか、あるいは被害を受けた公共施設等の復旧等々という問題もございます。今、乗り合いのほうになるような、この復旧・復興ですね、これのほうにも力を入れているところでございますし、やはり町として一定の生産、収入を得られるような、そういう基盤をもとに戻すというふうなことが急がれるのかなというふうに思います。

例示していただいた部分、それぞれに時間のかかる問題でございます。保育所の問題が終わらなければ次の問題に移れないのかというふうなものではなくて、それぞれ調査なり検討というふうな場面があって、事業実施というふうなことでございますので、数年間かける中で、一方ではこの仮庁舎である役場の庁舎も再建もしなくちゃないと、いろんなことを同時並行的にやっておりますので、大筋としての生活、生業、そういう手順をたがえることのないような、そういう対応をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。私が聞いたのは、優先順位、どの分野を含めても、この保育所の再建というのは優先順位とすれば上位に位置しているのか、それとももうないんだよということなのか、そのことも含めての回答をお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。子育てに限定するならば、先ほども1回目の質問でお答えしたとおり、子育てするなら山元町の実現に向けてと、ハード・ソフト両面にわたってというようなことでございますので、そういう中でできるだけハード・ソフト、バランスのとれた形をとっていかなければならないんだらうというふうに考えております。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。私は、再建をするというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。それに向けて基本設計、そして実施設計、平成29年度、30年度にはという回答が6月にありましたけれども、そのような形で地域住民は、そのような形で受けとめてよろしいのか、再度確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員、少し、まだ時間たっていない中でございますので、前回それなりに手分けしてお答えをして、今言ったような状況をお答えしているわけでございますので、そのようにしっかりと受けとめていただいて、これ議場でお話しているわけでございますので、余り執拗な確認はいかがなものでしょうか。その辺も少しくみ取りいただきまして、議論をさせてもらえばありがたいなというふうに思います。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。今までまちづくりにおいて町長は強い意思と強固な態度でこの町政に当たってきました。その強い意思があるのであれば、子育てするなら山元町、それはその中の一つには、保育所の再建、子供たちに夢と希望を与えるのが行政の、そして私たち大人の責務だと思うんですが、町長いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。はい、私もそういうふうな思いで、町政を担わせていただいております。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。私は、大きいものは望んでいません。よく町長が言っている身の丈に合ったものでいいんです。夕張市でも債権団体から脱却すべく計画の中に子供たちの声を取り入れています。予算がないからやらない、できないではないですよ。子供から高齢者まで、みんなが夢を持ち、希望あふれ魅力ある笑顔あふれる活気のあるまちづくりの実現を求めます。そして、一日でも早い、子供の成長は待っていないんですよ、高齢者の方々も一日一日が貴重なんです。そのことを踏まえ、実現に向けて努力し

ていただくことを求めています。

次に、1件目の2点目です。きのうの菊地議員の質問の中でも、保育所、幾ら待機児童がいても保育士が足りないという回答がありました。子供の命を預かっている保育士の劣悪なる環境をどのように考えているのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。子供をしっかりと保育をする、お世話をすると、そういう環境をしっかりと構築していくためには、どうしても保育士さんの力が大事でございますので、きのうもこの問題についてはそれぞれ議論させていただきましたけれども、必要な体制は整備しながら、しっかりとした保育環境が整うような、そういう職員の確保、充足というふうなものに意を用いてまいりたいというふうに考えているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。常態化している保育士の臨時雇用形態についてはどのように考えておられますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これもきのうお話させていただきました。保育士だけを考えた場合については、確かに可能な限り正職員の割合が多いと、願わくば100パーセントのほうがいいのかもしれませんが、しかし、町全体の定数がございます。170名定数というですね、条例定数がございます。私は、議会のほうにお認めいただいたその条例定数の枠組みの中で職員をどういうふうに職種を調整して、町の課題を解決していくのかと、そのことが問われているわけでございますので、一つ一つの分野を考えれば、こうあればいい、こうあってほしいというのはそのとおりでございます。170名をどういうふうなセクションにどれくらいの人数をどう配置していったら一番いい成果、あるいは住民の皆様にご覧いただけるような成果が発揮できるか、それをいろいろと工夫しながらやっておるところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、臨時の話をしましたけれども、170名の枠で、その170名の枠の中でどのような形で職員採用、そのことを考えていくか、確かに行革の形からそのひずみが来ていたのはわかります。でも、子供の命を預かるんですよ。事務的なもの、日常的にコンスタントにこなしていけばいいもの、命を預かるもの、その辺の重みはどのようにお考えでしょうか、捉えていらっしゃるのでしょうか。その170名の中の采配は町長ではないのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに今の体制を預かるのは私でございます。しかし、組織には長年続いてきた流れがございますので、そういうふうなものもやっぱり受け継いでいかななくちゃいけないという部分もございます。きのうも申し上げましたように、確かに少子化の中で子育てに力を入れたいと、入れなくちゃいけないと、そういうふうな思いで専門の部署、子育て支援班も設置をしております。本来であれば室なり課なり、そういうところまでいけばよろしいんでしょうけれども、170名体制ではなかなか厳しい。今できているのは全国から108名もの応援を頂戴しているからこそできるわけでございますので、そんなこともご理解いただく中で、できるだけ正職員の割合を高められる努力、工夫を、これは必要だというふうに思います。まあこれもいずれ今までの流れなり、ほかの自治体の対応なども参考にしながら、それに負けないような取り組みをする中で、子育てするなら山元町と言っただけのような、そういう方向にぜひ持っていかなければならないなというふうに考えております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そこで、保育士の採用計画はどのような形で考えていらっしゃるのかお尋ねします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今の職員の体制なんです、正職員と臨時職員の割合が大体7対3、6対4ぐらいの、その中間ぐらいの64の36ですか、ぐらいになっております。今まで職員は、町長から今答弁ありましたとおり、職員の確保に向けて、職員の定数もありますので、いろいろ苦慮してございました。昨年までの取り組みは、臨時職員に関しては、例えばその劣悪といわれている条件を回避するために、通勤手当を特別、臨時職員の中であっても保育士に関しては通勤手当を出したり、あとまた去年なんです、任期付職員の採用も総務課のほうにお願いして、してもらっております。その中でも、単なる一斉に公募するのではなくて、今臨時職員で勤めている方に対しても個別に、こういうふうな任期付職員もありますよというような形をお願いしておりました。やはりどうしてもうちとしては、その処遇改善に向けて任期付職員であったり、正職員であったりというふうなほうがよろしいかと思っておりますので、その辺も踏まえ検討しているところでございます。

ただ、1点、先ほどから申し上げているとおり、どうしても職員定数はございますので、退職者の補充とか、その辺に関してはできれば職員の定数の中での一つの考え方はあるのかなど。まあ現状の維持ということは考えられるかなというふうには担当課では思っております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。最後の現状維持というのは6対4の割合ということですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。その辺ですね、まだ今回、もう9月補正で計上させてもらっておりますが、臨時職員どうしても待機が出ている状況ですので要望してございます。この割合がもっとちょっとふえるかもしれません。急にやはりあしたから正職員というわけにはいきませんので、まあ職員定数もありますので、やはりその待機児童を解消含め、割合は変わらないかもしれませんが、今までですとどうしても震災以降児童が減っていますので、正職員が減っていても何とかカバーできる状態でおりました。ただ、今のところ子供が減っている状態ではなくて、横ばい、もしくはちょっと右肩上がりになってきましたので、まずはその職員定数もありますので、その辺も考えながら、極端に正職員の割合が減るようなことはないような形での仕組みづくりをお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今回、臨時賃金上げていただきました。でも、1カ月にしたらどうでしょう。10万円、15万円で生活していけると言われたら、できますか。正職員は給料が保証され、ボーナスもちゃんと出ています。臨時職員の方々はどうですか。大事な、大事な命、大事な、大事な成長期にかかわっている人たちですよ。その辺も踏まえながら、今後の採用計画について再度お尋ねします。町長よろしくをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員、まあ確かに待遇の改善といいますか、先ほどお答えしたように、大切なお子さんたちをしっかりと保育できる、お世話ができる、そういう体制を築くというふうな意味では必要な人材、人数を確保しているんですよ。そういう点でのいろんな努力というのは、あるいはいろいろと必要でございますけれども、やはり先ほど担当課長からもご説明しましたように、いろんな制度の工夫をした中でも、臨時職員の方はそれぞれの家庭の事情等を踏まえて臨時職なり、あるいは任期付職なりになっていただいているという状況でございますので、「済みません、ちょっと聞こえないのでもう一度お願いします」の声あり）全てを並列に考えてもらってもちょっと困るんじゃないのかなど。それぞれの職業観といいますか、いろんな事情の中で臨時を希望され

ている方もおりますし、任期付の制度をつくっても、例えば臨時から任期付になること自体を遠慮されている方もおるわけがございますのでね。ですから、臨時職員を集めるにしても、山元町のおかれた状況を考えたときに、先ほど言ったように、交通手当てを少し工夫するとか、町として人を確保しやすい条件整備をしていくと、こういう面では必要だというふうに思いますのでね、いずれにしても先ほど来からのご指摘なり、きのうからのご指摘もでございますので、その辺を踏まえて少しでも体制を整備しながら、保育行政の充実に努めてまいりたいなというふうに思います。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。いろいろ考えているとは言っていますけれども、高校生、大学生がアルバイトで働いている賃金よりも安いと私は感じています。若い人たちがこの町に戻ってきて、働きたい、働ける場を私は提供するのもやはり行政、町の責任であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。今までどおりここにいるお母さんたちに力をいただきながらやっていくのも一つの方法、でも、若い人たちが専門職として一生懸命勉強してきたものを、それを発揮できる場をつくるのも私は行政の役割だと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの質問は保育行政に的を絞った形のお尋ねかと、そういうふうに思いますが、これも先ほど担当課長からご説明しましたように、その新陳代謝がですね、その退職されるという中で、新陳代謝の補充については、一定の正職員の確保というようなことでは議員ご指摘のような受け入れも可能でございますけれども、全ての皆さんを、保育行政のみならず、例えば役場のほかの職種であっても、姿勢としてはそういうふうな姿勢は大事でございますけれども、全てを受け入れることが困難でございますが、可能な限り新陳代謝を中心として、あるいは今後検討する中で、一人でも正職員の割合を多くできる可能性があるのであれば、そういう方々の地元に戻ってもらえる機会確保というようなことも含めて、努力させていただきたいなというふうに思います。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。回答は端的でいいんです。採用してくれるのか、しないのか、そのことだけを伺いました。実際、ことし卒業する大学生の中で、山元町で働きたい、でも採用がない、あきらめてほかの市町村に行かざるを得ない若者たちがいるんです。この場が好きで、この町が大好きで、自分が育ててもらったこの地域に社会貢献したい、この場で一緒に歩みたいという人たちがいるんです。その人たちの働く場の確保をするのも、私は大きな役目だと思うんですけれども。保育士だけには限りません。今、派遣の職員の方々が来てくださっているから職務が遂行しているってさっきおっしゃいました。町の職員がいきいきとして働ける職場、それがひいては子供たちがいきいき、わくわくできる町なんだと思うんです。違いますか、町長。子ども・子育てと言うならば、大人のいきいきした、わくわくしたその姿を見ることによって、私は希望のあふれるまちづくりに参画できる子供たちが出てくると思うんですが、いかがですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員の考え、ご指摘、それはごもっともだと思います。誰もそれに異論のある方はいないんじゃないかなというふうに。少しずつ落ちつく中で、少しでもそういう状況、雰囲気をつくり出していかなければならないなというふうに思っています。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。今保育士のところにしていましたけれど、善処していただきたいと思います。必ずや実現されることを求めておきます。

そして、また、つばめの杜保育所だけが子ども・子育て支援ではありません。児童がのびのびと遊べる場の確保をどのように考えているのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この子育てするなら山元町というような大きなキャッチフレーズを掲げて、再スタートを切って3年目に入りますかね。そういう中で、いろんな場面ですね、先ほど1回目の回答でライフステージに沿って切れ目のないというふうなお話を申しあげましたけれども、子供さんなら子供さんの幼少期、あるいは小学校、中学校、それぞれの場面において子供たちがのびのび、すくすくと育てられるような、そういう環境が求められておりますので、それは学校計画なんかと並行して、あるいは公園整備なんかとも相まって、さまざまな形で子供たちのすこやかな成長ができる環境を整えていかなければならないなというふうに思っております。

ただ、これは限られた予算の中でございますので、全て一気にというふうにはいきませんので、3年目より4年目、4年目より5年目というふうな形で、今お示ししている各分野ごとの施策を少しずつ内容を拡充していくと、そういうふうな中で子供の子育て世代をしっかりとバックアップしていきたいなと、そんな考えでおります。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、予算のないところで、ある予算の中でっておっしゃられましたけれども、山元町には目に見えない財産がたくさんあります。ここにいらっしゃる方々のように、知恵と技を持った方々が非常におります。多くおります。その方々の活用も考えてもらいたいと思います。生かしてください。子供たちと接することによって、わくわく、どきどき、生きがいを感じる人たちが多くなると思うんです。子供の笑顔を見ることが、私はこの町の再生につながると思います。そしてまた、切れ目のない子育て支援である婚活状況についてですが、どのようになっていますでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。婚活ですね……。現在、婚活、昨年度から取り組んでおりまして、昨年度イベント企画を法人に委託をして実施しております。昨年度の実績に関しましては、2回ほどイベントをやっております、ちょっと実績も手元にはないんですが、数組カップルができていたような状況でございました。今年度も引き続き、3年計画で進んでおりましたので、2年目ということで、やはり婚活を仕組む、去年からなんですけどただイベントをするんじゃなくて、婚活のイベントを考える運営組織を立ち上げるというふうなことが一つの目的でございます。それらを踏まえ、本年度は2年目の育成と、その団体の育成を踏まえて、さらにまた今年度も同じく2回のイベントと。あと、今回の、2年目ですので、今までの婚活の実証ということも踏まえ、業務発注を済んで、現在第一回目のイベントに向けて検討を開始しているところでございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。昨年度ですと、男性はこの町内に住んでいる者というふうに限定していたと思うんですが、定住促進を考えたならば、この町に愛着を持つ、そういうことも踏まえたところでの計画はないのでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

去年の広募の、募集の要項なんですけど、山元町に住所ある方、または山元町内の企業に勤めている方というふうなことで、その辺の議員さんおっしゃる意向も踏まえた形の応募しております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。これからどんどん、どんどん工夫をして、この町がいいな、実は震災からずっとこの町をこよなく愛して、第二のふるさとと云ってくださっている方

が非常に多くおります。その方々がこの町に住んでみたい、住もうって思えるような、そして一人でも多くの若者たちがこの町に集えるような、そんなものを考えていただければと思います。

また、震災によって失われたかつての輝きを取り戻すためにも、子育て支援、定住促進が重要だと考えますが、当町が他市町村の誇れる具体的事例はございますでしょうか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、定住促進と子育てについてというふうなお話だというふうに思いますけれども、定住促進についてはもうこれまでもご紹介してきましたように、いろんな組み合わせにもよりますけれども、県内最高水準となる支援策、支援額を用意しておりまして、一定の利用がございまして、定住促進につながっているというふうなことだろうというふうに思います。

それから、子育てにつきましては、先ほどもお答えしましたように、ハード面で今回、充実したサービスが提供できるつばめの杜保育所があのようにできましたので、これはすばらしい、誇れる環境、施設だろうというふうに思っておりますし、今進めている切れ目のないライフステージに沿ったそれぞれの施策、これは今年度始めたきめ細やかな保育所内での新規事業がございまして、あとはまだ本格的に取り組んで3年目でございますので、先ほどもお答えしたように、少しずつそこに肉づけをしていくことによって、全体として山元町、すばらしい施策内容になっていきますねと言われるような、努力の積み重ねであろうというふうに思いますので、そういうふうなことでご理解をいただければありがたいなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、きめ細やかな、そして法人ですよ、今依頼、委託をしている事業所、この町にできる人がいるはずですよ。その町の人たちを活用、生きがいを与えるのも、やりがいのあるような仕事をしていただくのも町の役割だと思いますが、町長、いかがでしょう。全部外部委託でよろしいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。外部委託でよろしいんでしょうかという趣旨をちょっと、いまいちあれでございましてけれども、例えば、先ほどお尋ねのあった婚活ですね、これは町内のNPO法人、そしてまた、「町外でしょ」の声あり）町内ですよ、GRAの絡みは。GRAの絡みですから、農業法人とは別に組織立てしておりますので、どうぞご理解をいただきたいと。別な形で展開しておりますのでね。

それから、子育てにつきましても、子育てセンターの小さい子供さんたちのお世話、一部これまでもご尽力いただいております子育てグループの方々がNPO法人というふうなことで、衣がえされました。そういう方々を、お力をお借りをしていると。さらには、10月から発足するシルバー人材センターの中で、町民多くの方々のお力を賜ればなというふうに思っております。せっかくの機会でございますので、少し会員募集の話もさせていただきたいというふうに思いますが、「私はそこまで望んでいません」の声あり）（「質問の趣旨から大きくずれますので」の声あり）町民の皆さんの力をお借りをしたらというふうなことでございまして、今NPOのシルバー人材の発足に向けまして94名まで登録をしていただいております。そういう会員の登録をぜひいただく中で、議員ご指摘のように皆さんの力をお借りしながら、いろんな分野での協働のまちづくり、これを実現していければなというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。私は趣旨に乗った回答をしていただければいいんです。町内の

法人、NPOですか。農業法人は確かに山元町にあったと思います。そして、外部からの方への講師謝礼、莫大なものにはなっていませんか。ここの人たちにお金をおろす、そういう作業に私は力を入れるべきではないかと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、NPOの婚活事業を委託している法人ということでしょうか。（「はい」の声あり）その関係なんですが、やはり登記簿上は埼玉県かどちらかに登記されているような法人というふうに伺っております。ただ、今回、去年から業務を委託しているんですが、うちの町、山元町内にですね、まちづくり、人づくりを行っているNPOという法人というのは、まずはなくて、当たっているときにGRAさん、農業法人のほうで同じような法人を立ち上げているということでお話を伺いました。去年の業務委託の際には、ちょっと今進んでいないんですが、設立の法人を、NPOの農業生産法人じゃないほうのGRAさんのほうの法人を立ち上げるときにちょっと都合があってその埼玉のほうに登記をただけであって、本来はこちらに動かすというふうな話を受けておりましたので、あくまでも町内の、代表者は同じですので、同じような町内の法人ということで進めさせていただいた経緯がございます。

今おっしゃいましたスタッフですね、スタッフに関してはやはりもともと東京の方、住んでいる方が入っていたりします。実際の婚活をイベントするに当たり、イベントとか計画するに当たり、スタッフに関しては町内在住の若者であったり、町内の企業に勤めている若者であったりという方が中心となって動いてございます。

全てが、法人が登記上はあくまでも埼玉だったと思うんですが、埼玉のほうにあるということで、本来であれば山元町に登記をし直すというような話を伺っておりますので、町内の法人というふうなご説明をしていた経緯がございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。事業を行うには若者、ばか者、よそ者とよく言われます。よそ者の視点も確かに必要だとは思いますが。でもそのばか者、若者を動かすには何が必要でしょうか。よそ者の視点を生かすにはどうしたらいいのでしょうか。そんなことも含めながら次の質問に移ります。

この山元町では、さっきお伺いしましたけれども、具体的な事例、私にはちょっと理解できなかったんですけども、子ども・子育て、その部分、先ほど回答にあった部分だけですが、ほかには何か誇れるようなものを計画しているとか、地方創生を絡めたもので考えていることはないのでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問におこたえいたします。

先ほど町長のほうから回答を申し上げましたが、やはりうちの町ですね、保育所の事業について力を入れていることは確かでございます。ただ、全体的にパッケージとして子育て支援を仕組んでございます。初めは、出会いから、出会い、結婚、妊娠・出産、あと子育て・教育と、さらには定住までと、全てパッケージで全てを、事業を組んでございます。例えば、その出会い・結婚では今の婚活事業であったり、あと妊娠・出産であれば今年度始まったベビーバス・ベビーベッドのレンタル事業、あと子育てで一つ特化して言えるのは、ベビーマッサージ・ベビーコミュニケーションと、赤ちゃんと触れ合うような、ベビーマッサージというのが今ございまして、その辺も取り入れているのは東北、全国でもうちぐらいじゃないでしょうかね。毎年来ていただいて、ことしなん

かはこどもセンターのほうでも開催してございました。そのような形で、町上げての仕組みづくりというのはこの辺にはないのかなというふうな取り組みだと思ってございます。あと、もう1点、具体的なハード整備のほうについての話になってくるかとは思いますが、まず1点、こどもセンターというのは、1回目のご回答で申し上げたとおり、多機能型施設ということで、児童館と、あと放課後児童クラブと、あとは子育て支援センター、家庭保育をなさっている方の集う場ですね、を一体的に、複合的に設置している施設でございます。こちらも全国的には珍しい施設というふうに自負してございます。

あと、今の進んでいるハード整備についてなんですが、坂元地区の交流センターの通常、普通の、有事のときは支援物資の一時保管庫となるスペースなんですが、イメージわくかどうか、1階のエントランス入った左側の平面図、イメージなさっている方はその辺描いてもらいたいんですが、有事の際は支援物資の一時保管のスペースです。通常はイベントスペースとなっているところなんですが、そこを広い、200平米だから広いところなので、そこを2つに区切るような仕組みをつくらせてもらって、一方では小学生が放課後遊ぶ児童クラブみたいな、自由に遊べるスペース、あともう一角については家庭保育なさっているお母さんと赤ちゃんが一緒に来て遊ぶようなスペースというふうなことをできなかということで、現在計画段階で、うちのほうから申し入れて、そのような動きもでございます。その辺なんかもまたうちの町独自の取り組みじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

4番(岩佐孝子君)はい、議長。いろんな意味でこれから動こうとしているのは見えてきました。でも、乳幼児だけではないんです。成人に達するまでの中学生、高校生、行き場がなくて困っている方々も多いんです。保健福祉課だけではなくて、学校教育と連携をとり合いながら、ここに住んでよかった、ここに生まれてよかったなって思える一人でも多くの子供たちを育て上げていくのが私たちの責務だと思います。そのことを肝に銘じながら、ぐるりん号の停留所、そして障がいを持っていてもここに生まれてきてよかった、みんなと一緒にここで生活できてよかったって思えるような子供たちに感動を、そういう教育をしていくのが私は責務だと思います。そのことを求めて2件目、第1点目、まちづくりなんですが、先ほどの回答の中に、地域間のバランスにも配慮しながらとありましたけれども、バランスとはどういうことでしょうか。住民の安全・安心を確保するための防犯灯などの設置です。浜吉田から山元町へ入った途端、真っ暗やみなんです。側道もきちんと整備はされていません。事故や事件が起こってからでは遅いんです。

また、坂元中学校・小学校の通学路である坂元新市街地から旧市街地へ入るところの信号機設置、見通しが悪いんです。その設置について4月に私は担当課にお願いし、区長さん、そして私からもお話をさせていただいたんですが、その件について住民の安全・安心、緊急性のあるものへはどのような配慮をして事業を推進しているのかについて、町長にお伺いいたします。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。ただいまの坂元の町地区のガソリンスタンドの前後の関係かというふうに思いますので、これはこれまでの新市街地整備の中で、既存の市街地とのアクセス道路の取り付けの中で、一定の検討・配慮をしてきた経緯がございますので、これは担当の復興整備課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。こちら、ガソリンスタンドのところの交差点でございますが、新市街地の道路幅員と接続する旧道の幅員が大きく違っておまして、こち

ら信号で接続した場合に、青信号だとそのまま直進してしまうと。そうすると、道路の幅が違うところで通常で直進すると非常にその道路交通上支障が出て、危険もあるということから、警察のほうとその辺の要望がある話をしたところ、まず道路幅員をそろえるところから始めていただいた中で、そちらの要望のほう進めることが可能だという話がありました。そういったところもございまして、今の道路線形、幅員が違うような状況の中での青信号そのまま直進というのは難しいという話をいただいております、そちらのところのまず道路幅員をすり合わせてからという形のご回答をいただいている状況でございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そのことは町のほうへは、町民の方々へは報告はしていただいているのでしょうか。町区の区長さん、中学校あたりには。通学路の変更とかも考えなければならぬと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（阿部 均君）各行政区長さんなんかきちっとお伝えしているかどうかということです。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。うちの課のほうから正式にお伝えしたという状況ではございません。そちらのお話につきましては、状況確認、まあ内部ですけれど、状況確認依頼されたということから、状況を確認というか、警察のほうと調整させていただいたというところで、その要望の経緯等がちょっと不明瞭だったものですから、そちらアナウンスの、ちょっと皆さんにお伝えしないという状況もあったところですから、そちらのほう、今後そういったところのお話があったことに対して、お伝えするように配慮したいと思っております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。住民は一言でもこういうふうになっているよって、流れがわかれば安心できるんです。情報は流していただいた方が私は安心できると思っておりますので、今後ともそのことを強く要望しておきます。

そして、先ほどお話しましたがけれども、浜吉田から山元町へ入った途端の防犯灯、どんなような対応になっていますでしょうか。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、浜吉田から今回新しく常磐道の……あ、常磐線の線路敷きができまして、その西側に新たに道路、今まちづくり整備課のほうで整備を進めるという段階になっております。その道路の拡幅工事との調整を図りながら、防犯灯を設置するというので今計画しておりますが、まずは道路整備の中でうまく調整をしていきたいと。今工事をしている中で、まず既にそこを通る方々がおられますので、工事の施工の中で、安全対策上の臨時的にちょっと照明灯の、照明のする仕組みなんかも調整していくということで、まちづくり整備課のほうと今調整を図っているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。当初予算で予算措置されたものと思っております。もう半年以上たっています。あそこを毎日、毎日通っている高校生、大学生がおります。送迎、親の負担を軽減すると考えたならば、そして町民の安全・安心を担保とするならば、一日でも早い工事にかかるべきと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま担当室長のほうからお答えしましたように、事業の進捗状況との整合性がございまして、全てその4月なり5月早々に新年度に入ったから整備できるというものではございませんので、各行政区長さんなり関係者の皆様と、その辺問題意識の共有をしながら、できるだけ早めに実現できるように取り組んでまいりたいなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。吉田から浜通りですね、側道ができていますけれども、今設置段階ですけれども、いつごろまでにできるんでしょうか。

議長（阿部 均君）道路が大体いつごろ完成というか、整備が、「（道路と側溝セットで）」の声あり）道路の進捗ね。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。側道の整備につきましては、今年度内目標に考えております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そのことは地域の方々にちゃんと告知しているんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。一応、区さんのほうと状況についてはお話をさせていただいている状況でございます。（「済みません、よく聞こえなかったので再度お願いします」の声あり）

今その工程等、工事の内容等については、区長さんを初め、内容については打ち合わせをさせていただいている状況でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。特に、地域の方々の声を直接聞いている区長さんたちに速やかなる対応の、対応策をちゃんと報告していただきたいと思います。そうしないと、地域の方々、安心できないんです。幾ら思っている、それが行動にならなければ皆さん不安だらけなんです。その中で新市街地3カ所しか今、3カ所の中でもつばめの杜だけですけれども、沿岸部についての、そしてまちづくりの町長のコンセプトはコンパクトシティでよかったんですよ、町長。再度お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。はい、よかったと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。コンパクトシティ、それは3市街地だけでよろしいんですか。そのように受けとめてよろしいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員も我々と一緒に汗を流した中でございますので、もう少し理解していただいているんじゃないかなと思って期待しておったんでございますけれども。私が言っているのは、少しでも核になる、町の発展をリードできる拠点になる、そういう市街地を形成していきましようやと、そこの中で一定の利便性なり、快適性を生み出すことによって、それを町内全体に教示できるような、そういうまちづくりをしましよう。何もその、八手庭から磯浜まで全部1カ所にギュッと集約すると、そういうふうな意味合いでお話申し上げているわけでもございませんので、どこの町を見てもやはり駅前を中心として、中心市街地というのがあって、そこでいろんな商業なり、娯楽なり、いろんなものがそこに自然と集約、集積されると、そういうものを町全体として利用できる、そういうふうなまちづくりというふうなことでございますので、ぜひ、今までのまちづくりを基本としつつも、足らざるところを少しでもカバーできるような、そういうまちづくりではというふうなことで、再度ご認識を深めていただければありがたいなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。一緒に汗を流ささせていただきましてありがとうございます。でも、私はですね、今ここに立っているのは、町民から選出され、町民の代弁者としてこの場に立たせていただいて、発言させていただいているということもお忘れならないでください。3つの新市街地を中心にするまちづくり、それは否定するものではありません。でも、先ほど申し上げたとおり、沿岸部に残った人々の生活を、そして里山の、里山と言われている山間部、シャッター通りになってしまっている旧市街地も捨てるわけにはいかないんです。あるものをどのような形で息吹かせ、そして町民に輝きを取り

戻せるのか、そのことをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まちづくりというのは、やはりその時代、時代に応じて変わっていくものだろうというふうに思いますし、先ほど申したように、残念ながら大変な被害をこうむった中で、どういうふうなまちづくりをしたらば次の世代にバトンタッチできるのかと。人口がふえるのであればふえるような中での判断、決断もできるでしょうけれども、決してそうでない中で、まちづくりを再構築をしていかなければならないというようなことだろうというふうに思います。どうするんだという部分も、それは真摯に受けとめなければなりませんけれども、そういうものをいろんな施策を活用し、あるいは新たな施策を生み出して、知恵を絞ってどういうふうにしたら再構築できるのかというふうな、そういうふうな基本的な視点を大事にしながら、取り組んでいく中で、新しい町のありようというのが生まれてくるのではなかろうかなというふうに思います。ただし、それは一朝一夕にできるものではございませんので、まちづくりは時間をかけながら、大きな方向性を共有しながら、その実現に向かって少しずつ積み重ねていくものだというふうに思います。

あえて言うならば、私は亘理町さんの駅前、私が学生時代、高校生時代とか常磐線を通っておったところに見た場合に、都市計画街路というのはそんなにはっきり言ってございませんでしたですね。それが今もう40年近くたっている中で、亘理町さんの町内の道路も大分都市計画事業をやって整備されてきました。やっぱりああいうふうに時間がかかるんだと思うんですね。きのうもお答えさせていただきましたけれども、土地利用をしっかりとつくる、そのところには都市計画的な考え方、もっともっと導入をしていく中で、もっとまとまりのある集落、市街地整備というものを進めていくべきじゃないのかなというふうに思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。まちづくりは人づくりです。私が仕えた町長の言葉の中に、「町の計画をするときは百年先を見据えて計画をしろ」そういうふうに私は教えられました。計画をして、実施するまで3年、5年がたつ。建物を建てるならば、10年後、それだったらもうそのときには、その時点で満たされたものになってしまう。その後をどうするか、それを見据えたまちづくりをしるとよく言われました。そういうことも踏まえながら、町長はまちづくりをなさっているとは思いますが、人づくり、特に職員の育成にはどのようなご尽力をなさっているのか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、震災前と震災後に分けた対応があるかというふうに思います。私は就任直後、まずは、例えば今お尋ねのまちづくり関係については、まちづくり課を中心としていろいろと勉強会を重ねてきました。たまたま総合計画の見直しというふうな時期でもございましたので、そういう対応は非常に、総合計画の見直しには役立ったのかなというふうに思いますし、あるいは、若い職員を中心とした、顔と名前が一致する関係を構築するためには、お昼のランチを一緒に食べる会なども企画をさせていただきました。震災後、これはもう議員も一緒でございましたので、大変な困難な時期に、猫の手も借りたいほどの中で、ともに汗を流してきたわけでございますけれども、大変な苦勞を職員された中で、私はその苦勞を相当程度乗り越えてきたわけでございますので、相当たくましくなったんじゃないかなというふうに思います。もちろんいろんな事情で途中で定年退職、またはずっと、あるいは震災で犠牲になられた職員も含めて、途中でこの組織、職場を去ったというような方もおりますけれども、相当ス

キルアップしてきたんじゃないかなというふうに思います。

一方では、時間のない中でございますので、きのうもお答えしましたように、専門的な研修等々につきましては、なかなか時間的な余裕もないと、そういう反省もございまして、やはり一般研修なり専門研修なり、体系的に研修を受けていただく中で、さらに山元町を預かる人材として、たくましく成長してもらえるように、努力をしていきたいというふうに思っております。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。人づくりから始まり、まちづくりへつなげるものと思います。先ほどお話ししましたが、沿岸部で頑張っていて再建している人たち、見捨てないでください。そして、新市街地を除いたところへ、やっぱりこの町が好きだと言って残ってくれた方々にも温かい心がけを、心をかけてください。この山元町、南から北まで十四、五キロ、そして東西四、五キロのこのちっちゃな町です。その中をみんなで英知を出し合いながら行けば、今までの、今までの土台にした各行政区のいいところが出て、仙台から40分、50分でもこんなど田舎があるんだ、都会では味わえないこの自然を生かしたまちづくりを望んでやみません。そのことを踏まえたまちづくりをぜひ実現するように望んで、次の質問。

町の財産である茶室です。震災前に保存・活用しようと計画しましたが、震災関連事業を優先してきたため、放置されたままの状態です。しかし、5年半過ぎた現在の茶室は、風雨にさらされ、今朝も見てきました、障子は外され、壁は崩れ落ち、朽ち果てた姿となっています。「俺もここまで頑張ってきたのになあ」って訴えられているような気がしました。茶室を復元するため、崩壊前に材料を取り外しておいて生かすためにも、保存するべきではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。文化財の保護につきましては、私も就任直後、一定の対応してきたつもりでございましたけれども、震災というような大変な場面に遭遇した中で、ご指摘のように必ずしも思うような状況にはなっておらないというのも事実でございますけれども、一定程度復興が進んできた中で、タイミング的にはこういうふうなものにもいろいろ意を用いていく、そういう時期に来ているのかなというふうには思っております。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、あの材料は、解体して保存、そして復元する運びでよろしいのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の対応につきましては、教育委員会のほうで所管していただいておりますので、教育長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えをいたします。

今、議員さんのほうからお話ございました、大変、先人の文化遺産でございますので、大変大事な、貴重なものでございます。しかしながら、今ご指摘いただきましたように、無残な姿と化していることを教育委員会としても大変心苦しく、また申しわけなく思っているところでございます。

この茶室、あと大手門とね、それから板倉と、3点のこの文化遺産がございますけれども、とりわけこの茶室と大手門、これにつきましては震災後も議員ご承知のとおり応急的な措置をして、崩れないようにというふうなところまでは来ておるところでございます。一方で、茶室の中にごございます、これも大変貴重なものでございますので、例え

ばふすまであるとか、あるいは引手であるとか、そのお茶のための炉段であるとか、そういったものにつきましては、既に資料館のほうに貴重なものは保管をしております。お茶の道具だけで約200点以上にものぼる、そういったものを現在保管をしておるところでございます。

問題は、このお話をいただきました建物本体でございますけれども、雨ざらしになっておる状況は大変申しわけなく思いますが、今町長の話にありましたように、今後これを復興のほうも一通りの姿を見せてまいりましたので、こちらのほうも何とかしなければならぬと。現在、この震災の後、実は文化庁の文化財のドクターのあれで見ていただいた折に、やはり茶室、大手門、そのものについての文化的な価値をきちっと踏まえていただいていることは間違いございません。ただ、これをどうするのかというふうな事になった場合に、いずれの3つのこの建築物も傾いているというのが大きなところでございます。それで、この……。あれですね、基礎の部分の改修が必要だろうと。そのためには解体をし、再調査をして再建築というふうなもの一つあるだろうというふうにご考えてございます。

なお、その解体をした際には、地盤調査も必要ですけれども、また改めて大変な、いわゆる蓑首城、通称坂元要害の跡地でもございますので、またここで発掘調査をしなければならないというふうな状況なども考えられるところでございます。

一方で、ちょっと長くなって恐縮です、この茶室そのものの、今までのこの書院造の遺構そのものを残した場合に、幾つかのこれまでも見積もって、専門の業者に見積もっていただいているところでございますが、それによりますと、消費税を見込めば約5,500万円ぐらいというふうな状況でございます。文化庁のこの文化財ドクターの見積もりによりますとも、茶室だけで、解体費とか何かを、消防設備とかを除いても約3千6,700万円ぐらいというふうに見込まれていいます。ちょっとグレードを落としても2,500万円ぐらいかかるだろうというふうな見込みをしております。これは3点セットでいきますと約6,700万円程度のものになってくるというふうな状況です。

一方で、文化財保護関係、あるいは文化庁のこういったものに対する補助事業はほとんど残念ながら見当たらない状況でございます。したがって、どうしたらいいものかというところがございます。中身的にはもう一つですね、ちょっと考えておかなければならないのは、この3つについて、現在のところ文献上の資料は存在をしていないと。ただ、絵図について、大手門について書かれたものは存在をしているというのは確認をしているところでございます。しかしながら、ご承知のとおり平成14年に文化財の指定をしております。このときは東北大の先生のお墨つきによってそういう指定をさせていただいて、今日まで来ていると。まあ朽ちている部分も出ているのも事実だと思います。ブルーシートとか何かをただけではとても無理だろうということで、議員さんもお話しいただきましたけれども、一番今我々、内部でまだ大きなあれではございませんけれども、内部の話では解体をして、その部材を保管をして、そしてその中で今後どうするかと、再構築をするのか、あるいは町民の方から直接私のほうでお話いただいた中では、このレプリカのようなものをつくって、そういった保存もあるのではないかと。それから、板倉そのものについては、ご承知のとおり下がコンクリートで固められている。本当に文化財なのだろうかというような疑問もいただいているのも事実でございます。しかも、その蓑首城坂元要害の入り口のところで、そういったものが位置づけとしては果

たしてどうなんだろうかというふうな疑問符もいただいているのも事実で、ですからさまざまなことから、中身本体運営、今後ですね、それから建築本体部分に係ること等々について検討を進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

一番私どもとしては、一度解体をし、部材を保管をし、そして再構築なり、そこで方向性を決めていく必要があるのではないだろうかということになるだろうと、現在のところ考えております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。私もやはりそのように思っております。解体し、保存、そして復元、そこまではやる必要性はあるだろうなというふうに思っております。先人が築き、ずっと継承してきたもの、それを全てなくしてしまっているのか、そのことにすごく疑問を持っていました。文化財を生かしたまちづくり、それもありがたいと思いますが、町長どう思われていますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでもこの貴重な文化財を町の活性化なり町の誇りというふうにすべく対応してきたところでございますので、引き続き教育委員会と連携しながらこの問題に対応してまいりたいなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。一日でも早い解体、そして保存、強く望みます。

J Rや宅地開発等の復興事業で多くの埋蔵文化財を発掘してしまい、町の歴史はもとより、自然や風景がなくなり、面影を失ってしまいました。復旧・復興のためにという思いがあり、町民はなかなか声を出すことができませんでした。残された財産を生かしたまちづくり、それがひいては交流人口の増になるのではないかと思います。町民が誇れる財産である文化、それを大切にしていけるべきではないかと思います。文化のある町、そのまちづくりを推進していくおつもりはあるのかどうか、再度町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町民憲章の一節にも「文化のかおり高い町」をつくりましょうというようなことございますので、皆さんと力を合わせて、その実現に向けて対応してまいりたいというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。何度となくしつこいと言われるかもしれません。この町内全域が山元町なんです。端から端まで生かした土地を、今ある土地を、そして自然を、人を信じてください、生かします。新しいものはいらないんです。私は新しいものは求めていません。ここには宝物がいたるところに転がっているんです。宝物を探して、種をまき、育むことにより花が咲き、実をつけ、また時代へ継承することができます。将来消滅を危惧されている町になっています。でも消滅させないためにも、愛情を注ぎ、一人一人を大事に育てることだと思っております。町民の心を、声を、そして心を傾けて聞いてください。希望を消さないでください。夢をつぶさないでください。きらり笑顔あふれるまちづくり、一人一人が持っているものを生かし、きらりと光り輝く魅力ある町を実感できるものを、住民、執行部、そして議員、四輪駆動で一步一步力を合わせていくことが私は大事だと思っております。みんなで作って上げていきたいと思います。子供たちに希望のある夢あふれる町を実現するため、大人私たちが力を合わせていくことが大事だと思っております。そのことを私も胸に刻みながら、ここで一般質問を終了させていただきます。

議長（阿部 均君）4番岩佐孝子君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前 11 時 45 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

1 1 番橋元伸一君の質問を許します。橋元伸一君登壇願います。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。11 番橋元伸一。平成 28 年第 3 回山元町議会定例会一般質問を行います。

震災から 6 年目を迎え、半年が過ぎようとしています。新山下駅前、つばめの杜地区には保育所やこどもセンターが開所し、2 学期からは山下第二小学校も再開しました。そして、12 月 10 日には待望の JR 常磐線の再開も予定されており、我が山元町は着実に復興に向けて前進しているように見えます。しかし、私だけでしょうか、特定された部分だけの復興しか見えません。そのような中で、今後の山元町の復旧・復興についてどのように考えているのか。

1 点目、JR の再開に向けて周辺環境整備の遅れ、また今後のあり方についてどのように考えているか。

2 点目、震災後の山元町における排水対策についてどのように考えているのか。

3 点目、住民の安全・安心（安全対策）についてどのように考えているのか。

以上 3 点について町長にお伺いいたします。

議 長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、橋元伸一議員のご質問にお答えいたします。

一部漠然としたご質問もございましたので、必ずしも議員の質問の趣旨に沿ったお答えになっていない点があるとすればお許しをいただきたいというふうに思います。

大綱第 1、今後の山元町の復旧・復興についてどのように考えているかについての 1 点目、JR の再開に向けて周辺環境整備の遅れ、今後のあり方についてですが、常磐線移設に伴う高架構造及び盛り土、切り土構造により、既存の町道や農道において通行できなくなった箇所があります。これら道路の機能回復として、大平牛橋線、鷲足花釜線、合戦原高坂線、合戦原笠野線、上平浜原線と交差する新たに設置される 5 カ所の踏切と、この踏切に接続する線路、東西に側道整備を計画しているところであります。

踏切に近接する箇所の道路工事については、JR 工事の完了した箇所から開通前の試運転時期までに工事を行い、側道及び踏切取り付け道路については年度内の完了を目指して取り組んでおります。

また、鉄道の再開は沿線地域住民の生活に欠かせないものであるとともに、交流人口の増加や地域振興、復興創生に大きな力をもたらすことが期待されることから、県内自治体で構成する宮城県鉄道整備促進期成同盟会や相馬市、新地町、亘理町、本町の 1 市 3 町で構成する常磐線北部整備促進期成同盟会による要望活動並びに各種の機会を捉え、JR 東日本に対し一日も早い運転再開等について要望してまいりました。直近では、JR 常磐線の運転再開を見据え、ことし 3 月に震災前と同等以上の便数の確保、常磐線の全線再開等を要望したほか、ことし 8 月の常磐線北部整備促進期成同盟会総会においても運転再開後のさらなる利便性の確保、向上を目指すとの特別決議を採択し、1 市 3 町が緊密に連携し、住民サービス確保を図っていくことを確認しております。

次に、2 点目、震災後の山元町における排水対策についてですが、震災後、国道 6 号

から山側を中心に復興・復旧事業に必要な盛り土材採取のため、現在23カ所の土取り場ができております。各土取り場において県の林地開発基準により沈砂池や防災調整池を設けて開発区域から流出する雨水を一時的に貯留し、土砂の流出や河川の洪水による被害の発生を防止しており、町としても大雨時にはパトロールを実施し、土砂の流出等の有無について確認を行っております。

また、町としての排水対策については、これまでの一般質問でも回答しておりますが、平成24年度に津波浸水区域を中心に排水検討業務を実施し、対策が必要な町区の谷地川排水路の合流部、花釜区の旧JR花釜踏切周辺、浅生原区の新井田橋周辺、山寺区の山寺側と東側合流部の4カ所を把握し、それぞれ対策に取り組んでいるところであります。

さらに、東部沿岸地域につきましては、現在被災した沿岸部の正常化を図るべく、県において山元東部地区農地整備事業を実施中であり、用排水の分離や排水系統の見直し、並びに水路幅の拡幅や排水断面の改良を行うとともに、排水機場の新設や既存の機場の機能強化を計画しておりますことから、これらの整備が進めば相当の排水効果が上がるものと期待しております。

今後とも国・県や互理土地改良区等の関係機関との連携を密にし、町内の排水対策につかまして万全を期してまいります。

次に、3点目、住民の安全・安心についてですが、東日本大震災を経験し、住民の安全・安心を確保する上で、防災行政無線は災害情報の伝達手段として非常に重要な役割を果たすものと再認識したところであります。

このことから、沿岸部において津波により被災した防災行政無線については、平成24年度にデジタル方式にするとともに、モーターサイレンを取りつけるなど、いち早く復旧させたところであり、さらに今年度、大雨や暴風雨時などの気象条件及び建物の高气密化に左右されることなく、迅速かつ確実に情報を伝達するため、各家庭に個別受信機を無償貸与する事業に取り組んでいるところであります。

また、津波により被災した行政区では、現地再建された方も多いことから、再建先の地域における復旧・復興に欠くことのできない防犯対策として、防犯灯の復旧整備が急務でありました。このことを踏まえ、浜通り地区における主要路線と避難道路を中心に、街路灯及び防犯灯の普及整備に取り組んだほか、被災した行政区による防犯灯の設置について、今年度まで全額補助することを制度化したことにより、被災した行政区においては防犯灯の復旧を加速していただいたところであります。

今後も町の復旧・復興に資する安全対策を適時・適切に講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。それでは再質問いたします。

前回の一般質問においてもお聞きしたことなのですが、JR常磐線が12月10日に運転再開の見込みになっております。それに向けて、JRも整備がどんどん進んでいまいけれども、9月1日、先日ですね、9月1日から先ほど岩佐議員の質問の中にもありましたが、牛橋区の移設された線路の仮設の踏切が解体されて通れなくなりました。町外の方たちは浜吉田の駅に行くのには側道の西と東側の道路を通ることになるんですけども、その道路の整備が遅れているということで、先ほど回答を岩佐議員のところでもいただきましたけれども、町長としてその辺の認識ですね、JRには早期の再開を強

く要望しているわけです。そういう中で、JR側で何月何日と、何年後ぐらいで、どのぐらいの期間で工事を終わるとか、そういうふうな情報などの交換はしているものと思われる。そういう中で、そこにあわせて町としても整備を進めるのが当然だと考えますけれども、その辺に関して町長はどのように認識をしているのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘のとおりだと思います。特にこの西牛橋地区は、浜吉田駅を利用される人のみならず、花釜の皆さんなり、山下地区の一定の皆さんもこの道を利用される機会が多いわけですので、そうしたことを踏まえたときにはできるだけ速やかにこの路線の整備をして、供用開始ができるように調整を図ってきているところでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。その整備の中で、やっぱり一番気になるのが、街灯がなくて真っ暗だということ。先ほどもその質問ありましたが、回答の中で仮設の街灯なんかもつけると先ほど私は聞いたんですけれども、そのように受け取ってよろしいのでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。先ほどの質問の中でもありましたけれども、現在、9月1日から道路が切りかわりまして、暗いということもありますので、工事の中で仮設ということと、工事の中で道路照明灯の設置もありますものですから、それは早目に道路照明灯もつけまして、早急に明るいというか、仮設的にも明るくなるような照明灯の設置はしていきたいと思っております。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。早急にというのは、先ほどの答弁ですと年度内ということ、工事見込みが年度内だと。年度内ということは来年の3月まで、9月1日からもう通れなくなっていて、結局今そこを、数日前から皆さん通っているわけです。本当に何が、事故とかね、犯罪、いろいろあってもおかしくないくらい真っ暗、多分確認はしていると思うんですけれども、それに対して早急にとは1日でも早くそのような対応をしていくように努力するということがよろしいですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。3月末とは工期の完了見込みが3月末ということでございますけれども、工事の中で先行して早急に、完了する前にそういう仮設的なものとか、本設的なものにつきましては、先行して工事を完了させたいという状況でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。もう一つですけれども、西側の側道に関して、側溝がないためにこの間の雨もそうですけれども、雨が降ると冠水するという状況が起きてきますけれども、それはやはりその今の工事の状況にあわせてやるしかないということよろしいですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。側道整備の工事の中で側溝も入れるような計画をしておりますので、それで排水対策をするという考えでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。もう1カ所確認させてください。あそこの踏切、大平線に踏切が一つできましたけれども、今そこの踏切の整備工事とその側道とあわせてやっているんだと思うんですが、今現在、大平から真っすぐ線路のほうに向かって走ってきまして、線路の手前を左側に曲がると西側の側道に出られるような仮設道路といいますか、あそこはそのまま工事をして、整備をして、今の同じところに道路ができるというふうな認識でよろしいのでしょうか。それとも、その線路よりももう少し西側のほうに入口ができるのでしょうか。あのままつくと、踏切の傾斜のところに道路がつくような形にな

るような気がするんですけども、それで安全性は保てるのかというところをちょっと確認したいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。現在、踏切のところで通行どめしている直近の箇所にあるんですけども、ここに関しては踏切に近いということで、ここは通行どめにしております。それで、今、それから西側のクランクになっている箇所でございますけれども、あそこに乗り入れ箇所を移して本設とするような考えで設計しております。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。私もあそこ何度か通って見たんですが、西側から来た場合は左に曲がるようになりますので、多少傾斜があっても左に曲がることは何とも思わないんですけども、逆に東側から踏切を渡ってきて、その道路に入ろうとすると、対向車が来た場合に右折のウインカー上げたまま待つようになりますよね。そうすると余りにも踏切に近くて、危険ではないかとちょっと感じたんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。現在のクランクのところの交差点であれば、踏切から離れるものですから、踏切直近の交差箇所よりも安全になると思われれます。以上です。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。今説明いただきましたその直近よりは離れるというのはそのとおりなんですけれども、一応今のところ安全だということで、そこにつくるということではよろしいですね。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。安全とっております。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。その点はそのように、危険のないように十分確認をとって整備していただきたいと思います。

次に、我が山元町というのは、仙台まで40分で行くことができる、仙台から見ればベッドタウン的な位置づけだと私は思っています。常磐線が再開するに当たり、運行ダイヤということが大きな問題であると私は考えます。今現在、浜吉田まで来ていますけれども、最終電車は10時十何分、20分近くですよ。それが震災前ですとその1本後の仙台11時三十何分、まあ山下に来て12時近い、12時15分ですかね、そういう電車もありましたし、朝も始発で5時45分でしたかな、ありました。1日に6本、山下で折り返しする電車もありました。今現在、浜吉田で折り返ししております。そういうふうな電車のダイヤ関係、そういう部分の配置ですね、時間帯、すごく私は心配しているんですけども、そのようなことに対しての要望というのは出しているのかどうか、町長にお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの部分につきましては、我々問題意識を共有しながら、先ほどご紹介していただきました1市3町で構成するこの期成同盟会の中で仙台支社長のほうにも、あるいは水戸支社長のほうにも要望をさせていただいております。まずは、残念ながら今回の12月の開通は浜吉田駅から相馬までという、常磐線全体の全通にはつながらないわけですけども、暫定的な開通延伸の中で、震災前と同様のダイヤ編成で再開してもらえるように、これは引き続き強く要望してまいりたいなというふうに思っています。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。要望は出しているということなんですけれども、復旧・復興というのは、やはり震災前に戻すと、最低でも震災前のかたちに戻すということが前提なので、そういうところは十分に考えて要望していると思うんですけども、

12月10日に再開するというので、ダイヤのほうはどのようなになるのかという確認はしているのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ダイヤ編成については、今鋭意編成中だというふうに伺っております。まだ具体的内容については残念ながら今後お示ししていただける、そういう状況になっております。この時点でいつごろまでにお示しいただけるかというふうな見通しについては、まだ得ておりませんが、できるだけ早い機会に得られるように努力してまいりたいというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。今の答弁ですと、まだ相手からそういうダイヤの報告がないということなんですけれども、先ほどから何度も言っているように、12月10日からもう再開するという段階で、今の時点でどのようなになるかがわからないというのも、私から言わせるとなんか不思議な感じがするんですけれども、その辺は強く強く、平常時とは違うわけですから、強く強く要請なり確認というのはなさっているのかどうかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。JRさんとは震災後特にこの内陸移設工事を中心として、いろんな場面でのコンタクトをとってきておりますので、今まで以上の関係構築をしているつもりでございます。そういう中で、るるご指摘の、ご要望の関係も含めて、強い要望、要請を重ねてきているところでございます。我々の思いというのはしっかりと受けとめていただいているんだろうというふうに思いますけれども、JRさんもJRさんの内部のいろんな諸調整があるんだろうというふうに思いますので、できるだけ早い機会に情報を得られるように重ねて努力をしてまいりたいなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。復旧・復興をする中で、やっぱり何年も先を見据えた新しいまちづくりということで、いろんな新しい形、町の中にも見えています。常磐線に関しましては、本当に何年も、何年も、長年も、坂元駅まで折り返しを延ばしてほしいという要望を今まで住民が出して運動してきた経緯があります。そういう中で、言い方は悪いんですけれども、今回の災害、本当に新しく線路をつくる上でチャンスだったのではないかと、坂元まで延ばす。ですが、確認をしたところ、山下駅だと複線になっておりますので折り返しはできますが、坂元は単線のままですから折り返しはできません。なぜそのような要望をしてしまったのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。我々としても、震災前のバリアフリー対策、エレベーターの設置とか、いろんな要望してきた、そういう問題意識も当然持っておりましたので、可能なものについては速やかに実行に移していただけるような、そういう努力をしてきたつもりでございます。ただ、JRさんのほうでも現実的には利用者の対象というふうな部分もあるようでございますので、これは必ずしも要望したからといって実現がかなうものでもございませんので、相手の事情なども一定程度は我々も理解しながらやらなければならないというようなことでございますので、引き続き必要な要望については努力をしていきたいなというふうに思っております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。では、要望はしていたがかなわなかったというふうにとってよろしいですか。それとも要望はそこまでしていなかったということでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の要望書に記載どこまでしていたかというのはちょっと今この段階で明確な記憶がございませんけれども、問題意識を持ってこれまでの内陸移設工事におけるいろんな場面でJRさんの皆さんがこちらのほうに来て、打ち合わせする

機会もございましたので、そういう中では一定程度の問題提起はさせていただいてというか、問題的をしながら進めてきたと、そういう経過がございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。先ほど、町長の説明の中で、常磐線北部整備促進期成同盟会という言葉がありました。これは説明要旨の中にもあります。1市3町、相馬市、新地町、山元町、亘理町、この1市3町で組織する同盟会、常磐線に対する同盟会ですけれども、説明要旨の中で8月3日に総会が開かれたということで、この重要性を主張していました。しかし、私が聞いたところによりますと、この総会の席上、山元町の町長以外、ほかの1市2町は町長・議長は参加していないということです。これはほかの会議とダブっていたということなのですが、そちらの会議のほう、前もって連絡が来ていたはずですね、なぜ同じ場所にぶつかったのか。結局そちらの会合に、同じ日にぶつかったということは町長は参加していないということ、逆に言えばなります。そういう中で、本当であればこの促進期成同盟会というのがやっぱり大きな役割を果たすのではないかと、常磐線の再開に向けてですね。そしたらやっぱり各4つの1市3町の長と十分に話し合いをして、どのように今後の常磐線の運行を要望するかということをお話すべきだと思うんですが、なぜそのような中での総会開催になったのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この期成同盟会は、首長なり議長なりで構成されてございますけれども、その下には担当課長、部長で構成する幹事会がございます。その中で実質いろいろと調整をしながら総会に向かう、あるいは陳情・要望に向かうという、そういう体制でやってございます。当然、各多忙な首長・議長の日程調整ということになりますと、事務局預かる私どもの企画財政課企画班のほうでありまして、相当前から日程調整をしないと日程が折り合わないという、そういう状況の中でいろいろと活動をしてきているというようなことでございます。そういう中でたまたまそういう残念な結果になったわけございまして、これ以上の個別具体の日程調整の関係については担当課長のほうで少し補足させていただければなというふうに思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回の北部……。常磐線北部整備促進期成同盟会の総会の日程につきましては、関係の相馬市、新地町、亘理町のほうとで、私どものほうで日程調整をさせていただいておったと。かなり日程がみなさんなかなか一緒にご参加いただける日程というのがかなり限られておりまして、その中で8月3日ということで、あいている日がそこしかなかったということで、一旦私どものほうで認定を固めさせていただいて、通知をお出しする段階まで行っていたんですけども、その段階になりましてもう一方の会議の開催通知が来てしまったということで、そこからの再度の日程調整というのが非常に厳しい状況になってしまったということがございます。要望内容ですとか、それから特別決議の内容、そういったものを早目にやはりJR等に伝える必要があるということで、一旦はこちらのほうで総会を開催させていただき、他の市、町、副町長さんですとかそういった方々がいらっしゃってございましたけれども、その前に幹事会のほうできちんと議論を踏まえて、特別記述的な内容ですとか、そういったものをまとめさせていただいておりまして、それをもとにあと総会のほうで議論させていただいたという経緯でございます。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。今の件ですが、私が聞きました情報によりますと、何かちょっと違うのではないのかなと。そちらのほうの、相馬港のあれですね、相馬港建設促進期成同盟会と、これは福島県知事が代表になっている知事の名前で来ている案内だと思

うんですけれども、そちらのほうはなんかずいぶん前にもう予定を入れていたというふうな話を聞きました。なぜ山元町でこの日に同じようなことをしたのかなというような話もちよっと伺いましたので、ちょっと今確認をしたくてその辺は聞いたんですけれども、まあそのことは別にしましても、その日にちがとれなかったというような、今返事というか、回答でしたが、先ほども言いましたように、常磐線の開通というのは今山元町にとってすごく大事なことなんですね。ましてや相馬までと言いますけれども、山元町で常磐線がとまっていた、そのことによって山元町以南の町に相当迷惑をかけていたんです、今まで。それに関して、こんな大事な話をするとき、時間がないからという、そういうことで同じ日になって、よその長が来られない日を選ぶというのは、私はおかしいんではないかと思うんですけれども、その辺に関して町長の意見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろと議員なりに状況を把握されてというようなお話でございまして、我々は、担当課としては、これは毎年の大事な会議でございまして、早目に先方の担当課と、各自自治体の担当課のほうと日程調整をしての対応をしているところでございまして。今担当課長に確認した中では、福島県側の港に関する行事については、あらかじめ日程の調整はなかったと、一方的な通知があったというふうなことでございまして、そこら辺の前後関係はよくご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そここのところはですね、深くというか、これ以上迫及はしませんが、先ほども言いましたように、そうであったとしても、前もってこっちで決めていたのかもしれませんが、まだこちらでもその時点で案内は出していなかったと、先ほどの話だとね、思いますので、本当であれば、やはりそこを何とか日程調整をして、1時間でも2時間でも、本当に決定権のある長同士で話をしないと、なかなかまとまらないことっていうのはあると思います。副町長が来たにしても、担当課の課長が来たにしても、その方たちには決定権はありませんので、やはりその場できちっと回答を出せる方たちの間で話し合いをするべきだと私は思いますので、その辺もう一度町長に思いをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員にいろいろとご心配していただくのは大変ありがたいのでございまして、この総会の持つて行くプロセス、先ほど申し上げましたとおり、担当課の課長なり、相馬市ですと部長というふうになる場合でございますけれどもね、そういう中でいろいろと精査をして、それぞれの上司トップに説明をして、了解を得て、それで総会の運びというふうなことでございまして、実質はこの総会はその場で決定権のある皆さんが集まって追認するというふうな、そういう運びの内容でございまして、そこで改めて喧々諤々の議論をするというふうな場面ではございませんので、ご心配の向きは、いろいろ相談することがあって、そういうようなことについて直接というふうな、そういう内容であれば、そういうふうな運びは避けて通れないところでございまして、総会という中身については、そういう流れの中でやっているものですから、一番いいのは当然トップが来てというのが望ましいわけでございますけれども、それぞれのご都合の中でやりくりをしながらの対応があるというふうなことをご理解いただければありがたいかなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。一つだけ言っておきます。私は別に喧々諤々と、そういうけんかごしの話し合いということではありません。山元町だけにとどまらず、今までだった

ら山元町で折り返していた電車が6本あったと。終電車も山元町、山下まででした。新地にしても、相馬にしても、多分うちまで、相馬まで来てほしいなど思っているのではないかと私は考えています。相馬、まあ遠く言えば南相馬の原町まで、仙台までの通勤圏、通学圏という形でなっていますので、そういう話をきちっとしたところで、長同士で話をしてほしいなど私は思っただけであります。

そういう中で、今まで質問してきましたけれども、今の段階でダイヤのほうはわからないということなので、今後、1日も早くダイヤどようになるのか確認をして、わかった時点でお知らせをいただければと思います。

その次ですけれども、駅と商業施設の整備に当たって、今現在見てみますと、商業施設によって駅が一部隠れるような形で、西に向かってですね、建物が建っているんですけども、私、先ほどあいさつ……。あいさつじゃないや、岩佐議員の質問の中での回答のときに、駅は町の顔であるというようなこともありました。私もそのように思います。その顔を隠すような、あのような形になったのはどのようなことなのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のとおり、今回はJRの内陸移設と新市街地の整備を一体となった形でまちづくりをしようというようなことで、事業主体、それぞれJR、そして町というようなことで、あそこの基盤整備を進めてきたということでございまして、そういう中で基本的に道路をまたがる位置、距離、あるいはあそこの限られた面の中でどこにどういう形で駅舎を設置したらいいのか、それぞれ担当部署が調整をしながら今日に来ているというようなことでございます。その後、具体の土地利用の中で、駅前にスーパーの誘致、進出が決まって、どういうふうなところでどういう建物を建てるかという段階になって、今ご指摘のような一部角度によっては駅舎がちょっと申請がよろしくないなというふうな部分が出てきたりしておりますけれども、これにつきましても、あそこにお店を構えるフレスコキクチさんのほうでは、駅前の利用者の動線を、これを町と共有していただく中で、少しでもお店のほうにも出入りもしやすい、そしてまた駅舎の利用にも一定の動線を確保したいというふうな、そういう共通した思いの中で、今のような建物の配置、そしてまた一定のオープンスペースを設けていただく中で、それも可能な限り有効に使ってほしいというようなありがたいお話なども頂戴をしているところでございます。そういう中での今の駅舎の位置、あるいはお店の位置関係だというようなことで、改めてご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私が前に、一番最初に聞いたときには、あそこの駅の場所、最初の計画から移っていなければなんですが、あそこの部分、ちょっと南側に大きくせり出していますけれども、あの商業施設のほうがですね、あの辺は駅前広場になるという、たしか計画だったような、第二小学校の北側の側道、あそこを真っすぐ駅側に来ますと横断歩道があります。その横断歩道が起点になって、その延長線上がたしか商業施設の南端になると。そうすると、あそこの駅前広場はもう少し広く、こんなに広いのかというような話もした、私も記憶があったもんですから、それがなぜあんなに南側にせり出したのか。それとも駅が北側につくるときにずれてしまったのか、ちょっと不思議なところがありましたので。先ほども言いましたように、やっぱり駅というのは町の顔なんですね。せっかく移設したわけです。ここの復興計画基本構想の中にもありますが、駅を中心としたまちづくりというものを提唱しているわけです。その中で、なぜ、確かに

今、住民みんなマスクして歩くのはやっていますけれども、駅にマスクしたような形でね、あんなふうになるのはちょっと私はおかしいなど、今さら言っても直すことはできないのであれなんですけれども、それで、せめて商業施設、南側にも入口というか、ガラス張りで入口とかそういう形になるのかなと思いましたが、そちらは壁になると。この間山下駅のほうを見学させていただきましたけれども、階段を上ってホームに出ますと西側を見るとその商業施設の屋根が前にボンと見えます。その屋根の上から新しい新市街地の景色が見えるという形になっておりますので、何かちょっと私は違和感を感じたのでこういう質問をさせていただきました。町長は多分何度かそういう新しい駅舎なんかも見に行ったと思うんですけれども、下の部分で言えばきれいにつくった待合室も一部隠れています。そのようなところを見て違和感というのは覚えなかったんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の駅舎の整備につきましては、ご覧のとおり橋上駅というふうな、高架の線路があって、その下の空間を駅舎として利用するというようなことでございますので、議員のイメージしている従来のタイプとはちょっと異なった内容になっておりますので、その辺も少し勘案しながら受けとめていただければありがたいなど。何回かいろいろ視察案内含めて、あの場所を確認する機会がございますけれども、願わくばご指摘のような一定の角度でもって申請が確保できるような、そういうものが望ましいのかもしれませんが、いろいろと土地利用上、その商業区画の大きさの問題等々、あるいはJRのあそこのホームの位置関係とかですね、いろんなものがあって今の場所に落ちてきたわけでございますので、そういう中でのご理解も一方ではよろしくお願い申し上げたいなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。前回の議会のときも私ちょっと勘違いをして質問したところがありまして、駅の向きですね、駅の向きが誰が見ても西を向いているのではないかと、そう思いまして、私も確認したつもりだったんですが、その辺確実な確認もせず質問をしてしまいまして、西を向いていてもいいので、今の時代、駅に裏とか表というのはないので、東側にも入口をつくってほしいというような質問をしたときに、向きが西向きではなかったと。結局入口は南側で、西も東もふさがれた状態というふうな駅の形になっていました。ただ西側に関しては、先ほども言いましたけれども、ガラス張りにして、JR側としては、多分駅というのはJRでつくったんだと思うんですけれども、エレベーターまで配置して、ホームが相当高いので、階段も結構長かったですね、そういうのもありまして、利用者のことを考えて本当に何人利用するかわからないようなところにエレベーターまで設置してもらったと、そういうふうなところも見てきました。そういう中でどうしてそういうふうな形になったのかなというふうなところがありましたので、ちょっと質問させていただいたんですけれども、高瀬笠野線ですか、道路のあそこの踏切の下をくぐる道路ですね、あそこも私は高架橋のままで線路ができていて、その下を普通に道路が、今までの道路がただ整備されて通るものだと思っていました。そしたらあそこは線路が相当低くなっていますね、それが結構深いと。あそこの部分に関しては何度も工事の変更やら何やらありまして、あそこに何か雨が降ったら水がたまるのではないかと。今度はたまらないように、たまったときのためのポンプを据えつけたり、いろんな形が出ていますけれども、そういうところも含めてなんです、先ほども言った常磐線北部整備促進期成同盟会の総会の中で、今後1市3町が緊

密に連携・協力し、運転再開後のさらなる利便性の確保・向上を目指すと、そういう特別決議を採択しましたと。この決議を踏まえ、町として運転再開後のことを見据えながら、これまで以上にＪＲ東日本をはじめ関係機関との連携強化を図ってまいりますとあります。本当に今まで緊密に情報交換や協議をした上でＪＲの建設というのをやってきたのかがすごく疑問です。その辺について伺いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。疑問という言葉が出ましたけれども、少なくともこの土地の取得、用地の取得ですね、これについては（「町長マイク」の声あり）ただいま議員のほうから疑問という言葉が出ましたけれども、我々としては担当部署、その用地鉄道対策室も設置をして、このＪＲの常磐線の用地買収の速やかな対応というような部分、これについてもＪＲと相当連携してきました。先般のＪＲ誌から１２月の運転再開の発表時の支社長のコメントの中にも、関係市町の特に用地面での大きなバックアップがあって、こういう時期の運転再開につながったと、そういう話も頂戴しておりますし、あるいは、先ほどの駅舎の位置関係はちょっと残念な部分もなきにしもあらずでございますけれども、個別具体の話を上申すれば、駅前の広場にそれぞれタクシーなりバス乗り場がございます。あそこにひさしが掛かってございます。建築基準法はそれぞれの土地の範囲の中でひさしといたしますか、構造物といたしますか、建物をおさめなければならないと、こういう決まりがございます。そうしますと、バスからおりたり、あるいは歩いていても結構です、外から駅舎のほうに（「答弁は簡明にお願いします」の声あり）入るといふふうな場合に、雨が途中から落ちてくるというようなこともございますので、私はそうじゃなくて、ＪＲと話をして、両方に隙間がない形で屋根をオーバーラップさせるような形でひさしを用意をしております。たまたまの例でございますけれども、そのような形での努力もしてきているというふうなことで、いろいろとお願いすることはお願いしてきているというふうなことをご理解いただければありがたいというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。今そういうふうな説明いただきましたので、その辺はまあご理解と言われましたので、理解はするとして、はっきり言いましてちょっと厳しいことを言うようですけども、その辺は私にとってはどうでもいいんです。それは当たり前のことです。協議するのは当たり前、努力したとかそういうことをここで言うものではないと思います。そうです、周りが見て評価をするものだと思います。ですから、法律がどうのこうのということではなくて、その法的なところをきちっと段階を経てクリアしてやってやるのが行政の仕事だと思っておりますので、そういうことを私が言っているわけではありません。

ホームに関して、そしたらその屋根についてですが、ホームに関して言わせていただきますと、この間案内をいただきましたけれども、今現在のままでホームに立っていますと雨風が降ったらホームに立っている方はみんなビシャビシャになります。階段の中まで雨がビシャビシャに吹き込むと、そういうふうな話はＪＲの方から伺いました。ただ、今の段階ではこのような形にしかできませんでしたということでしたので、今後もしそういうことであれば、その辺も視野に入れて、もしかしたらこちらの手出しになるかもしれませんが、駅で待っている方のことを考えて、その辺を考えてほしいと思います。

私が言いたかったのは、常磐線をつくるに関して、もっとやっぱり周りときちっと連

携をとって、できるだけみんなが納得できるような、満足できるようなものをつくって
いってほしいということでした。次に移ります。

その駅前に、小学校の脇に小規模の商業施設の区画があります。今見るとまだ1軒だ
け、たしかあれはコインランドリーか何かだと聞いていますが、あそこの区画、何区画
あって、どのような方が入るかわかっているのであれば教えていただければと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。山下地区の小規模商業施設の関係の問いですけれども、
区画数にしますと合計で6区画、うち4区画が出店決定になっております。今の議員か
らのお話のありましたコインランドリーのほか、タクシー会社ですとか、あるいは理髪
店、飲食店と、この4件が決定されております。残りの2区画でございますけれども、
これらに関しましても住民の意向等々反映させたような形で、今後事業計画等々、出展
社からですね、いただきながら立地を進めてまいりたいというふうに考えております。
以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。先ほどから言っているように、やはりせっかくつくった新しい
新市街地ですので、その辺の商業施設も含めて、今ああいうふうな形でまだ何も建っ
ていない、住民の方もどのようになるのかというのは多分注目して見ていると思うので、
やっぱりバランスのとれた形で整備を進めていただきたいというふうに思います。

では、2点目の山元町における排水対策についてということでお伺いいたします。

近年の台風や大雨による災害の状況を見ると、震災の津波同様に今までに経験のない
想定外の災害が多く見られます。今回の台風10号による被害を見ても、川が氾濫し、
一瞬のうちに建物をのみ込んでいきます。排水を考えるときに、部分的な改良、整備と
いうのは必要なのはわかっております。しかし、一番最初に考えなければならないのは
水は高いところから低いところに流れるということです。山元町においては、山から海
までが約4キロ、さらにイチゴハウスの整備によって水田の面積、先ほど言った新市街
地も含めまして、田んぼを埋め立てておりますので、今まで田んぼにたまっていた分の水
が全て川に流れていきます。これは相当の水量と考えられます。そのようなことから、
出口である河口、そこを整備を一番先にしなければならないのではないかと私は考えま
す。坂元であれば坂元川から河口へ、山下地区であれば高瀬川から牛橋河口へと流れて
いきます。坂元地区においては現在整備が進んでいるように思われます。牛橋河口にお
いては、津波の土砂が堆積したままの状態になっていまして、干潮時になるとすっかり
水がなくなり干上がりまして、水の流れるところがほとんどありません。震災復興計画
の基本構想によりますと、「堆積した土砂を浚渫し」とありますけれども、浚渫した状態
である状態なのであれば、もう一度浚渫をしなければいけないのではないかと
思うのですが、その点に関して町長の意見をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。河口部の堆積した土砂関係の撤去につきましては、一定程度こ
れまでの災害復旧の中で対応してきた経緯がございますけれども、ご指摘の牛橋の河口
につきましては、まだ十分な状態にはなっていない部分もございまして、地元の区長さ
んからもいろいろと問題提起頂戴しておるところでございまして、我々としてもでき
るだけ地元負担の少ない形であそこの河口の流れを取り戻したいというようなことで、知
恵を絞っているところでもございます。早くこういう形で進めたいと、進めるというよ
うなことをお話しできるように、引き続き努力してまいりたいなというふうに思ってお
ります。

11番（橋元伸一君）はい、議長。牛橋の港の北側に昔から、私が小さいころからあるんですけども、北側の部分に小さい池みたいな部分がありまして、あそこが、もともとあそこサンライズビーチってありましたけれども、あそこの基礎コンクリートが津波で壊れたんだと思うんですが、それがあそこのあたりにまた散らかったままの状態の一部になっているんですね。整備されていないんですが、その辺なんかの整備というのもきちんとやらなくてはいけないんじゃないかと思うんですけども、その点に関して町長の考えをお伺いいたします。

議長（阿部 均君）誰、わかる人はだれ、担当外でもいいからわかる人。（「わかる方答えていただければ」の声あり）

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。担当外なんですけれども、私のほうから。実は、あの底地につきましては、農林水産省の底地でございまして、ご承知のとおり農林水産省で牛橋の河口の両側を護岸工事したのは橋元議員もわかっているかと思います。その中で、当初農水省の亘理の事務所のほうであの池についても埋めて防潮林にしたいというふうな計画があったようです。ただ、それをしようとしたときに、しようとしたときに地元のその、地元ではないんですけども、野鳥のすみかになっているというふうなことで、こういうふうな残骸は撤去しないで残してほしいというふうなことが農水省のほうに申し入れがあったそうなんです。これに関しましては、当時、私農業基盤整備推進室の室長を務めていたものですから、それらの整備に関して、当然今橋元議員がおっしゃっている牛橋河口の整備に関しましても、農水省のほうにちょっとかけ合ったんですけども、その瓦れきですとか、あるいはテトラポットの残骸、これの処分をしようとしたときにそういうふうな環境保護団体からの反対があって撤去できなかったと。今、工事というふうなものを執行しようとしたときに、環境影響評価というふうなものも必ず出てくるんですね。それに基づいて農水の直轄で張ろうとしたときに、そういうふうな要望があって、撤去できなかったというふうな話、まあ2年ぐらい前の話なんですけれども、そういうふうなお話聞いていますので、私のほうからひとつご紹介させていただきます。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そうすると、あそこの北側の小さい池というのは国の管轄ということですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。国の管轄ということでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そうすると、先ほど環境保護団体ですか、から要望があったと言われましたが、地元の要望というのは聞かないんですか、国は。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。事業主体が、国が事業主体になって、その後に事業主体の国のほうから町のほうにおりてくれば、当然我々としても地元の区長さんを初め、聞くのが本来のやり方なんですけれども、国のほうで方針を決定した後に、私どものほうで確認をさせていただいたところ、そういうふうな回答だったものですから、それをちょっとお話させていただいたというふうなことで。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私も勉強不足で、今の件に関しては初耳だったものですから、このところはまた後日ということで終わらせていただきます。

先ほどの河口の件に戻ります。この間の台風10号のときもそうなんですけど、あそこの牛橋まで真っすぐ、牛橋から、逆に言うと真っすぐ小平にのぼっていく排水ですか、あの田園のところから、高速道路と田園の間ですね、ずっと牛橋まで真っすぐの排水、

あそこのところで決壊寸前だったという話をききましたので、やはり早目に河口の浚渫というのを考えていただきたいと思っているんですが、町長はその辺どのように考えていますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えしましたように、河口の一定の浚渫を含む対策・対応方法を速やかに実施できる中で、そういう問題についてもクリアしていかなければならない問題かなど。落とし堀排水路でしょうかね、雨量にもよりますけれども、その辺問題意識を持ってこれからもこの辺の全関係については注視していきたいなというふうに思います。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。では、その河口については、とにかくきちっと早急に考えていただけるというふうに受け取ってよろしいですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えしましたように、我々としては以前から問題意識を持って、何とかこの対策・対応をしていかなければならないなというふうに思っておりますけれども、まだ先ほどご紹介したような手順・手はずを考えている中では、ご紹介できるそういう熟度まではなっていないというふうなことでございますので、早くご紹介できるように、務めていきたいなというふうに思います。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。あれは、私が見たところ、津波のために土砂が上がってああいふうに埋まったような状態だと見ているので、あれは本当だったらもうとっくの昔に浚渫して、元の高さまで低く流れやすいようにするのが当たり前だと思いますので、その辺は強く強く申し入れておきたいと思います。

そのほかに、花釜の、今問題になっています旧山二小ですね、旧々ですかね、旧々山二小の裏に、笠野第二排水機場というのがあります、そこからずっと新浜のほうまで排水がずっと続いていますけれども、その一部分が全然整備されずに、震災後、ぐちゃぐちゃになったままの状態ただ水がたまっているというか、流れているといえますか、そういう状況になっています。その先に笠浜排水機場というんですか、あの海のすぐそばにですね、ありますけれども、今現在あそこの排水機場というのは稼働できるような状態になっているのでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。現在稼働している状況でございます。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。じゃあ、あそこは動かせば動くということですね。ということは、今言った整備されていない部分をきちっと整備して、いざというときにポンプを回せば海に排水できるというふうにとってよろしいですか。

東部地区基盤整備推進室長（佐藤 寛君）はい、議長。花笠第二排水機場に続く排水路の件ですけれども、こちらにつきましては、農地整備事業の中で改良いたしまして、断面拡幅等を今計画している段階で（「聞こえないのでちょっと」の声あり）済みません。花笠第二排水機場にいたるぐちゃぐちゃになっている排水路というところですが、こちらにつきましては、農地整備事業の中で断面の改良ですとか、拡幅を考えておりまして、今、今後、その整備について県のほうと調整している段階でございます。以上です。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。ということは、今はあそこは、先ほども何度も確認しているんですけれども、海側の排水というのはポンプか何か動かして出すということはできるんですか。

東部地区基盤整備推進室長（佐藤 寛君）はい、議長。できることになっております。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。それでわかりました。そしたら、できるだけ早く、その途中の

排水も直していただいて、有事の際にはすぐにあそこを動かして配水していただいて、とにかく災害のないように努めていただきたいと思います。

では、3点目、住民の安心・安全、安全対策についてどのように考えているかということですが、今まで、一般質問の中で私も再三いろいろ質問してきました。危険区域の見直しということに対してですが、第二線堤ができなければ、県道のかさ上げ県道ができなければ見直しはできないというふうな回答をずっといただいております。現在の県道相馬亘理線の進捗状況についてお伺いいたします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。8月末現在で県のほうから聞き取りしました内容でございます。現在発注済みの工事が坂元川橋梁の上下部工事、あと戸花川橋梁の下部工事、あと盛り土といたしまして県道と町道高瀬笠野線から南側へ860メートルほど発注済みになっております。今後の発注予定といたしましては、県境から約800メートルと、坂元川周辺の盛り土工事及び戸花川橋梁上部工事を現在発注準備中でございます。用地につきましては、全体が1,081筆に対しまして、現在契約済み筆数が456筆の契約率が42.2パーセントの状況でございます。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。そうすると、南のほうからやっているということですのでよろしいですかね。まだ北のほうは全然手がつけられない状態になっておりますけれども、その一番やっぱり大事なものは、人が住んでいるのは北側のほうですよ。今現在工事しているところは、言い方悪いですが、浜通りにはもう余り人が住んでいない状態ですので、やはり町長がいつも答弁している観点から言うと、安全・安心ということを考えますと、人の住んでいる場所を優先的にやっていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺に関して町長の意見をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに基本的なスタンスとしては、議員おっしゃるとおりだというふうに思います。今担当課長からご紹介申し上げた部分については、橋をかけるということになると、橋梁、その下部工ですね、基礎工事、これに相当時間がかかるというようなこともあったりとか、あるいはその南側の方面については、これは福島県との県同士の調整があるというふうな話も聞いておったりしての今の県道の整備の対応状況になっておりますけれども、基本は議員のご指摘のとおりでございますので、そういうところは大事にしながら、できるだけ早く地権者の皆様にもご理解をいただく中で、県工事が速やかに着工、そしてまた供用開始につながるように、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。その県道の件なんですが、先ほども言いました、まだできていないところですが、今いろいろと問題になっております県道ルートの変更に対する請願というものが前回の議会において否決されました。しかし、委員会より提出されました地域住民の安全を守るための決議というのは全会一致で可決されています。3年前の9月議会においても同じようなことが起きています。この全会一致で住民の安全を守るための決議というものが可決されましたが、そのような可決に対して町長はどのように受けとめているかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。請願の取り扱いというようなことになりましたけれども、これは、一つは地元との話し合いですね、そして今の安全対策というようなことですので、これはできるだけ早い機会に地元の方々と話し合いを重ねる中で、どういう形の安全対策を講じればお互いに理解し合えるのか、その辺を詰めていく必要があるだろう

うと、この姿勢でずっと来ているところでございます。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。3年たっても全然前に進んでいないのはどうしてですか、お伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは今東部の農地整備事業もでございます。それから、県道の整備事業もでございます。いろんな事業との進捗状況も加味しながらやっていかなければならないというようなこともございますし、また、地区の方々との話し合い、これは3年前と今の話でまた違うかもしれませんけれども、それぞれ日程調整しながら、いろいろと積み上げていく必要があるんじゃないかなろうかなというふうに思っております。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。3年前に議会の中でこの決議が出されて、結局3年たった今年、また同じ決議がなされると。議会としてはここの部分に関してすごく、3年前の議会も今の議会も重く受けとめている、そういう印だと思って、本気になって3年間全然進んでいないもんですから、その安全対策というものを本気で具体的に、抽象的にではなくどうしたらいいかということを考えていただきたいと思います。

一つ私から言わせていただきますと、築山、あれは私は安全対策にはならないと思います。あれは一時避難所です。ですから、それ以外の形であそこを守る方法を考えていただきたいと思います。

次に、避難道路、東西の避難道路を10本整備されていますけれども、ほとんどの整備される避難道路が今計画されている相馬互理線まででとまっております。海まで行っているのは磯浜だけですね。あと一部まだ決められていませんが、諏訪原線、なぜかわかりませんが諏訪原線だけが昔の県道まで道路が行っています。それ以外の道路は全て相馬互理線でとまっています。それをきのうからいろんな議員の方たちが海に対する交流人口ということで質問をされていますけれども、山元町にとって海というのは本当に欠かすことのできない財産だと私は思っていますので、その海に遊びにきた方たち、遊びだけでもないですね、いろいろ来っていますので、そういう方たちの安全を守るという意味で、その数本の東西の道路の何本かを海まで真っすぐつくるというふうな考えはないかどうか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の避難道の整備の基本的な考え方としては、県道から国道までの間というのが基本になってございます。これはこれまでの土地利用の中で、そこから先については各行政区の中の町道が走っておったわけでございますけれども、ご指摘の点、これからの東部の土地利用の関係を考えた場合に、どこまでどういう形で今後整備をしていくべきなのかというようなことについては、これは再構築する必要もあるんじゃないかなろうかなというふうに考えるところでございます。きのうも防災公園3カ所の話も出ましたけれども、防災公園の近辺と海岸部を結ぶ動線を、個別具体的にどういうふうに整備すべきなのか、これからの検討、大事な検討課題になってくるのかなというふうに思います。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。確かに今3つの防災公園、築山がつくられているんですけども、先ほど言いましたように、築山というのはあくまでも一時避難所であって、そこに何かあったら逃げようではないと私は思っています。ですから、やっぱり避難道路というものの必ず整備しなくてはいけないものだ。最悪の、とにかく急な、今先ほど言いましたように、大雨に関してもそうですけれども、災害が起きたときというのは、あっという間に水が来るとか、土砂が崩れてくるとか、もう待ったなしの時間で来るんですね。

今回の津波もそうでした。あっという間に津波が来て、それこそ10センチの津波がたった二、三分で50センチにも1メートルにも膨れ上がって来たわけですから、そういうのを考えますと、とっさに逃げる場所としては有効かもしれませんが、必ずそういう避難道路というのは必要だと思いますので、それを本当に前向きに、前向きに検討というのはやらないということだとよく言いますが、そういうことではなくて、本当に、全部とは言いませんので、数本でいいので、整備をしていただきたいと思いますので、その件に関してお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもう少しお話すればよかったのかもしれませんが、先ほど来排水対策については東部の農地整備事業の中で相当程度対応できる状況になりますけれども、そうやってこの必要な道路につきましても、この東部地区の整備事業の中で一定程度担保できますので、その辺の路線の整備の関係についても、できるだけはっきりわかるような形で、今後お示しをしまいたいというふうに思います。そういう中で少しでも安心していただける部分があればなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。ぜひこのように考えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、安心・安全なまちづくり、復興というところの観点から、山元町の復興というのはコンパクトシティ構想というものをもとにしまして考えられております。駅を中心とした新しいまちづくり、山下の場合を見ますと、先ほども言ったいろいろちょっとありますけれども、そういう中で、先ほど私、駅のホームに上がったと言いましたけれども、西の話はしましたけれども、東側、東側を見ますと、海まできれいに本当に見えます。海よりもやっぱりその手前に相当数の家が、軒並みが見えます。それを見たときに、コンパクト構想の中で駅を中心にしたまちづくりというのがありました。先ほど岩佐議員も質問していましたけれども、駅から見て東側、現在、今、2種、3種、1種は住めないですけれども、2種、3種といわれている部分、その部分に関して、今後どのような復旧・復興を、まちづくりを考えているのかお伺いいたします。町長にお伺いいたします。今、具体性と言われましたけれども、まず構想が全然見えてきませんので、それをお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今進めているのは、少なくとも新市街地を中心としたお住いの再建というふうなこと、住宅の再建というふうなことでございますので、2種、3種については、これまでの交付金を活用した新制度を活用していただいて、現地再建なり、移転再建なりというふうな、そういう対応をお願いしてきているところでございますけれども、議員は一定程度時間が経過した中で、より具体のまちづくりの方向性というふうな、そういう思いで今のお尋ねなのかなというふうに受けとめれば、今までの一定の住宅張りついていたところが相当家屋数も減ってきておりますので、その辺を踏まえた生活環境の整備というものをこれまでも防犯灯から始まって生活センターの再建とかですね、やってきておるところでございます。そういう中で大事なのはやっぱり新しい駅を中心としたという中では、道路も相当程度整備していかなければならないだろうというふうに思いますので、幹線道路の次は、生活道路にも目をやる必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますし、あるいは排水対策につきましても、大きな意味での排水路の整備、問題の箇所というのは把握しながら今整備を進めてきておりますけれども、少し細い住宅の間を流れる排水路等にも目を配っていく必要があるんじゃないかなと、そういう中で全体としての生活環境をできるだけ震災前に戻す、あるいは

はそれ以上の環境水準を保てるような、そういう取り組みが大事になってくるのかなというふうに思うところがございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。具体的にいろいろと答えていただきました。私が言いたかったのは、将来的に危険区域というのは、危険区域、まあ昔の呼び名ですね、津波防災区域、見直しがされると、私はそういうふうに信じていますので、その見直しがされたときに、見直ししてからまちづくりを考えるのでは遅いということです。先ほどJRに関して、JRが開通と同時に本当だったら整備されていなくてはならないものが、そこから整備したのではその分遅れていくわけです。ですから、その危険区域が将来見直しを掛けられることを前提に、今のうちから少しずつでも整備をする必要は私はあるのではないかと思いますので、そういうふうなことをお伺いしたくて今の質問をしました。特別、今具体的な回答いただきましたので、私としては多少なりとも、ほんのちょっとですけれども、満足ということではないですけれども、ありがたいなとは思いました。

最後ですけれども、町長もわかるとおり、人は1人では生きていくことはできません。だから人を信じ、人に頼って、人に支えられて生きていくのだと思います。多くの人の意見を聞き、職員を信じ、そして一歩ずつ確実に復興に進んでいくことを期待して私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（阿部 均君）11番橋元伸一君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

8番大和晴美君の質問を許します。大和晴美君登壇願います。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番大和晴美です。

間もなく大震災から5年半を迎えようとしています。我が山元町も8月25日には待望の山下第二小学校校舎落成式があり、教育環境も一つずつ整ってまいりました。これから読書の秋を迎え、また今年9月は健康増進月間でもあります。町民の心身ともの健康という観点から質問させていただきます。

大綱2件、細目4件にわたってお伺いいたします。

大綱第1、図書室の充実について。

細目1番目としまして、将来、本町に図書館をつくるという考えはないのか。

細目2、本町の児童・生徒の読書の現状をどのように認識し、その向上対策をどう講じているか。

大綱2番目、本町の健康増進に向けた取り組みについて。

細目1といたしまして、がん検診や特定健診の受診率をどう考えているか。

細目2としまして、町内の公園に健康遊具を取り入れる考えはないか。

以上、大綱2件、細目4件についてお伺いいたします。

議長（阿部 均君）町長の登壇前に学務課長のほうから回答書の数値の訂正の申し入れがありましたので、どうぞ、いいですよ。直してください、最初。町長間違っただけではないので、数値の間違ひがあるそうです、回答書に。

町長のほうがきちっと認識しておりますので、回答の段階でそれを申し上げるということ。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、図書室の充実についての1点目、将来本町に図書館をつくるという考えはないかということですが、現在、中央公民館と坂元公民館の図書室には合わせて2万2,200冊の蔵書があり、また、県の図書館から相互貸借、貸し借りを資料して、公民館にない図書を取り寄せて貸し出すことも可能なことから、平成27年度においては中央・坂元公民館を合わせ、1,179人に対して3,300冊の図書を貸し出すなど、広く利用されておるところでございます。ご指摘のありました図書館をつくるためには、図書館法の規定に基づいて公民館から独立した施設として設置し、司書及び司書補の資格を有する専門職員の配置が要件となります。また、図書館は一般書籍のみならず視聴覚教育資料、その他必要な資料を収集整理し、基準により分類・配列を適切に行い、その目録を整備するなど専門知識に基づく高度な作業が必要とされます。さらに、読書会や研修会など、独自の事業を行う必要があり、本町においては直ちに設置することは難しいものと考えております。

現状においては、両公民館図書室の充実を図るとともに、利用者の増加を目指したさまざまな工夫や新館図書の紹介、PRを積極的に行うことや、現在建設が進められている両地区の防災拠点、地域交流センターにも図書コーナーが設けられること、また亘理町の図書館に一部費用負担を行っていることなどからも、近隣図書館の相互利用等を促進しながら、読書の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、本町の健康増進に向けた取り組みについての1点目、がん検診や特定健診の受診率をどう考えているかについてですが、本町の昨年度における各種がん検診の受診率については、年々向上しているものの、20パーセント前後にとどまっている状況であります。

死亡原因別の順位はがん、いわゆる悪性新生物を先頭に、心臓、心疾患、いわゆる心臓病でございますね、脳血管疾患、いわゆる脳卒中でございますね、こういう順番で続いております。これら3大疾病、特にがんを早期発見し、適切な治療を行うため、がん検診の必要性についてのパンフレットを本町独自に作成し、各戸に配布するとともに、あわせて広報紙による啓発を行っているところであります。

また、特定健診については、高齢者の医療の確保に関する法実に基づき、平成20年度から各医療保険者に実施が義務づけられたものであり、40歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者が対象となっております。

現在本町においては、受診者の利便性を図るため、胃がん検診や結核、肺がん検診、肝炎ウイルス検診とのセット健診として中央公民館を会場に集団健診を実施しております。一昨年度の特定健診受診率は44.1パーセントと県平均の45.9パーセントに近づいてきたものの、依然として低い状況となっていることから、今年度から亘理郡内の指定医療機関で受診できる個別健診方式を取り入れ、受診率向上に努めていくとともに、地域での健康教育の機会など、さまざまな手段を活用しながら、普及啓発に努め、今後とも特定健診、がん検診の受診率向上に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、2点目、町内の公園に健康遊具を取り入れる考えはないかについてですが、高

齢化率が上昇するとともに、高齢数や要介護人口が増加する中、シニアの介護予防を目的とした体力づくりのための健康遊具の配置は、もとい設置は、今後の介護予防対策としては有効な手段の一つであると捉えております。

本町においては、現在、ノルディックウォーキングやダンベル体操などを取り入れた運動教室を活発に行っているところでありますが、さらなる体力の維持や向上を図るための健康遊具を活用した運動教室の開催についても検討してまいりたいと考えているところであります。なお、我が町における健康遊具の設置については、つばめの杜中央公園に2基の健康遊具が先行して設置されているところではありますが、今後先進事例などを参考にしながら、幅広い世代の皆様が集い、健康づくりの場も確保できる公園として充実させていく方向で検討してまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）図書館の充実について。教育長森 憲一君登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、図書室の充実についての2点目、本町の児童生徒の読書の現状をどのように認識し、その向上対策をどう講じているかについてですが、読書活動の充実は児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味関心等呼び起こし豊かな心を育むものであり、教育上非常に重要なものであると認識しております。本町の児童生徒の読書の現状についてですが、各学校では朝読書などの読書タイムを設け、読書の習慣づけを行う取り組みや、小学校では地域のボランティアなどによる読み聞かせを定期的に行っていることから、本を日常的に読む習慣が身につけている児童生徒もおり、休み時間に読書をして過ごしている姿も見られるなど、読書に対する取り組みは一定のレベルに達していると認識しております。

また、より一層児童生徒が読書に興味関心を持つように、学校図書の蔵書数の充実にも取り組んできており、小学校の充足率は約118パーセント、中学校では約95パーセントとなっております。さらに学校図書司書補については、平成23年度から配置を進めており、今年度から全小中学校に配置しております。

学校図書担当教員と協力・連携しながら、図書室の環境整備、読書推進活動を行うことにより、今後も児童生徒に対する読書の習慣づけを行っていきたいと考えております。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で中央公民館、そして坂元公民館を含め、昨年1,179人、3,300冊の貸し出しがあったとお聞きしました。亘理町立図書館の山元町民の平成27年度利用者が4,128名、新地町図書館の貸し出しがCD等を含め3,098点というふうに伺いました。これについてはどうお考えでしょうか。

議長（阿部 均君）どちらですか、町長ですか、教育長ですか。（「おわかりになるほうでよろしいです」の声あり）

教育長（森 憲一君）はい、議長。先ほど町長の答弁にもございましたように、亘理町に負担金をお支払いをして、亘理町の悠里館を山元町民もその登録をし、今利用させていただいているというふうな状況にございまして、多くの町民の方が、これは子供たち、学生も含めて利用させていただいているところでございます。両方の公民館もさることながら、亘理町の図書館も駅前にあるという利便性、あるいは通り道等になっている関係からも、

多くの町民の方が利用されていると。特に貸し出し冊数では公民館よりも大幅に上回っているという状況で、ある意味では好ましい状況かなというふうに考えておるところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。亶理町立図書館への一部費用負担が30万円というふうにお聞きしております。これは今後も発生するものでありますか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。山元町民が利用させていただくというふうな、条件といいますか、そのお返しといいますか、そういった意味合いのもとで負担をさせていただいて、これは図書の教材費等を購入して亶理の図書館に納入しているものでございます。これは実はかなり前になりますけれども、この経緯については平成の、ちょっと今定かなあれ覚えておりませんが、たまたま私が県の教育委員会の生涯学習課におりましたときに、「知事さんあのね」というふうな、いわゆる投書箱みたいなのがございました。そこに山元町民の方から、山元町民は亶理町の駅前に立派な図書館があるのに利用できないんでしょうかというふうな投書をいただき、私もその県の生涯学習課におったものですから、そのときこういう投書が来て、そしてその際、たしか亶理町さんと山元町の教育委員会のほうで調整をしていただいて、山元町民も活用できるというふうになったように記憶をしておるところでございます。

そういった経緯から、これは広域的な利用というふうなことで、ある意味では大変いい傾向かなというふうにも思いますし、我が山元町のように1万2,524人の状況の中では、そういったところの大規模なところを、いわゆる図書館を、図書室から図書館をとというふうなところの利用に寄与していただくことは大変喜ばしいことではないかなというふうに思っております。以上です。

8番（大和晴美君）はい、議長。それでは、確認なんですけど、この30万円というのは定期的に亶理町のほうにお渡しするというふうなことではないんですね。

教育長（森 憲一君）はい、議長。年間の予算が30万円ということでございます。亶理町の図書館のほうからこういうものをぜひというふうなことでご要望いただき、それに応える形で視聴覚資料、DVD等を中心にして購入をし、亶理町の図書館のほうに納入しているものでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。図書購入費のほうなんですけれども、昨年の購入費、中央図書館30万円、坂元が20万円というふうにお聞きしております。この額については適当な額だとお考えでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。利用者の数からすれば、一定の額になっているのかなというふうに思いますし、本当はもっとふやせればさらに利用者もふえるという要素はあろうかというふうに思っております。しかし、一方で、限られた予算の中でございますので、それを有効に活用するという観点と、それから先ほど答弁にもありましたように、県の図書館からの貸し出しも受けられるというふうなことなどを十分に活用しながら、こういう対応をさせていただいておると。もっともっと潤沢に予算づけができればそれに越したことはないと思いますけれども、たくさんそのほかにも用途がございますので、これが現状では一つの道かなというふうに思っております。なお努力はさせていただきます。

8番（大和晴美君）はい、議長。先ほどの答弁の中で、図書館は運営管理が独立した施設というふうなことだと思っておりますが、例えば、亶理町のように同じ建物の中にほかの施設と一緒に

に入るといふことも考えられるともいます。亙理町さんのほうでは商工会議所などといふしょになっていると思うんですが、本町において直ちに設置することは難しい最大の理由は何でしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。それは、私の、教育委員会の観点からすれば、やはり図書館という独立したものがあればそれに越したことはないというふうに思っております。それはなぜかという、図書、つまり本を読む、読書をするというのは、やっぱりその町の分化度合いのバロメーターになるのではないかなど。そういう意味では図書館というものがあれば、それに越したことはない。しかし、現在の子供たちは、手前みそになりますけれども、かなりの読書をこなしているということは事実だろうというふうに思っておりますけれども、公民館の利用がちょっと、年間で1,170、まあ1,200人と、月100人、日に直せばわずかという状況、この辺を何とか打破をして、やっぱり図書館が必要なんだなというふうな、そういうところの開拓も必要なのかなど。初めに図書館ありきで、あと閑古鳥が鳴いているようでも困りますし、やはり相乗的に頑張っていかなければならないだろうというふうに思っております。

8番（大和晴美君）はい、議長。現在の図書室に比べて図書館となりますと、先ほどのお話にありましたように、専門職員の配置、あるいは一般書籍以外の資料を収集する、そして読書会などの事業を行う、こういうことが必要になってくるということでした。

見方を変えれば、これらは図書館があればこそありがたい住民サービスであるというふうに考えますが、そのことについてはいかがでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。それはご指摘のとおりだというふうに考えます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番大和晴美です。私もこの町でずっと子育てをしましてまいりましたが、やはり図書館というのはとても必要な施設だったというふうに感じています。専門職員の話で申し上げれば、やはり本や知識そのものに対する情熱を持ち、その仕事につくという、そういう職員の大切さといいますか、そういうこともひとつ大きいというふうに考えます。今回、坂元・山下両地区の地域交流センターにも図書コーナーの設置がされます。前にもお聞きしましたが、こちらのほうはいろいろ交付金との関連からもやはり図書コーナーでなければだめだということもお伺いしております。

一つ例を申し上げますと、この3月に完成した多賀城市立図書館、こちらは多賀城駅に隣接して、蔦谷書店、コーヒーストア、コンビニ、レストランなど民間の力も結集したとても素敵な図書館であります。それぞれの市町村の事情はもちろん大きく違いますが、誰もが住みたくなる山元町を目指すには、このような大きな構想も必要かと考えますが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。多賀城市の例を出していただきましたけれども、私も先般、マンパワーの確保で大阪の枚方市に行つてまいりました。2度目の訪問なんですけれども、前回は駅前になかった立派な書店を中心とした商業ビルがございましたけれども、ああいうものが一つでもあれば、非常に町にとっても誇りになるし、皆さんの図書を含めたいろんなサービス機能が向上して、町の自慢にもなるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかんせん先ほど来からこのどれほどの利用機会があるのかというふうなあたりとの関係を、これ大きなものがございまして、どうしても施設というのは一定の利用者で支えていただきませんと成り立たないという部分がございまして、あればいいというのはそのとおりでございますけれども、なかなか山元町ぐらいの人口規模、そ

してまた今の利用者の状況などいろいろ勘案しますと、まだまだその前にやらなければならない諸施設の整備対応があるんじゃないかなろうかなと、そんな感じもするところがございます。

気の利いたものではなくても、一定の整備を、対応を図ることによって、少しでも充実した形でのご利用をいただけるように、さらに努力を重ねていく必要があるのかなというふうに考えるところがございます。

8 番（大和晴美君）はい、議長。学力世界一のフィンランドでは、2キロメートルに一つ図書館があるというふうにお聞きしております。昨日、同僚議員からも5年後、10年後の計画という質問もございましたが、将来におきまして図書館を検討するお考えはありますでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の復興まちづくりに、復興・創生に向けた取り組みを一定程度実現した中で、また次のステップとしていろいろとまたどういふものがあるのかと、そういうものを検討する時期にこういう問題に対処していく、そういうタイミングになるんじゃないかなというふうには今の段階では考えるところがございます。

8 番（大和晴美君）はい、議長。それでは、一つ目の質問に絡めながら、2番目のソフト面になりますが、本町の児童生徒の読書の現状、そして向上対策のほう再質問させていただきます。

町内の小学校でお話を伺ったところ、臨時職員であられる司書補の方による図書館だよりの発行、そして環境整備などが子供たちにとって大きな力になっていることを知りました。山元町中央公民館図書室で読書通帳というのを発行されております。こちらのほうは皆さんに周知されていますでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。実は、同じ山元町町長部局保健福祉課になりますけれども、こちらのほうですこやか絵本事業というのを1歳半と3歳のときに今その絵本をお配りする、いわゆる通称ブックスタートですね、子供たちにすこやかな成長を願うために絵本などを差し上げて、それを機会により読書活動に親しんでいただくというのが町で取り組んでおりますけれども、その際にこういうセットを、中央公民館からのお知らせという形でちょっとした折り紙と貯金通帳をお配りし、PRをさせていただいて、より公民館の図書室を利用していただいたり、あるいは読書活動に親しんでいただくというふうなアプローチをさせていただいているところがございます。

8 番（大和晴美君）はい、議長。8番大和晴美です。読書貯金通帳というものを私も実物もいただいてまいりましたが、今全国的にも大変読書通帳の普及がされております。ただいまのお話ではブックスタート時にということでしたが、小学生に配るといふようなことは行われていますか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。公民館の図書室のほうはいわゆる全般的に町民の、子供たちも含めながらの対象でございます。一方で、各小中学校においては、それぞれその読書活動を促すために、例えば目標などを決めて、年間50冊を目指しましょうと、あるいは多く読んだ子供たちには多読賞、多く読んだ賞を差し上げましょうというふうなことで、褒めたたえながら子供たちに読書活動を推進しているところがございます。

場所によっては公民館まで足を運ぶの大変な場合もあるでしょうけれども、基本的には子供は学校の図書室を利用してもらっています。そこに先ほど申し上げましたように学校図書司書補も配置してございますので、それを大いに活用していただくというふう

なことになろうかというふうに思っております。

8番（大和晴美君）はい、議長。私も実は貯金通帳というのを山元町でつくられているということをお聞きして、ぜひ小学生に配っていただきたいなというふうに感じました。こちらは広報等でも周知されていますか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。数は少ないですが一度周知をさせていただいております。今後少しPRをしていきたいなというふうに思っています。

8番（大和晴美君）はい、議長。実はこれ、子供さん用なんですけれども、大人用というのもう一種類あるというふうにお伺いしました。実際どれくらい使われているか把握されていますか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。そこは担当のほうにも確認しましたが、その人数までは把握しておりません。ブックスタートのときにお配りするのが今160ちょっとぐらいですから、その倍と、ですから102、30名というふうになるだろうというふうに思っております。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番大和晴美です。先ほど、図書館の要望ということでお話をさせていただきましたが、図書館の貸し出しカードと一緒に、情報通信技術によってこういう、これも大変手づくりですばらしい通帳になっておりますが、機械で読書通帳を記録できるという、そういう動きも全国的には盛んになって来ているようであります。そういう機械を導入するというお考えはございませんか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。いい例をご紹介いただきましたけれども、現在の利用者数からは機械の導入まではちょっとお金がかかりますので、後の維持管理費も大変だろうというふうに思いますので、とりあえずはこの手作業で十分な人数かなというふうに思っております。

8番（大和晴美君）はい、議長。ただいまの質問で、やはり図書館にしましても、貯金通帳にしましても、やっぱり町民の利用ということをおっしゃられていましたので、また今後とも私を含めて町民が読書活動に励んでいけたらなって、それがやっぱり町全体の読書というものをますます盛んにさせることになろうかと思えます。

また、家庭におきましても、学校図書館ばかりでなく、今は残念ながら山元町には図書館はございませんが、隣の図書館を利用させていただき、親子で図書館に足を運んで、そういった活動がまた大変子供たちの読書意欲につながっていくのではないかとこのように思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

がん検診や特定健診ですけれども、こちらの受診率アップのために特に町で力を入れていることは何でしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。受診率向上のための取り組みといたしまして、まず初めにがん検診のほうなんですけれども、やはりどうしても検診に来るのが億劫だという方がいらっしゃるの事実でございます。何か利便性を向上しようというふうに考えてございます。例えば、年々、今制限あるんですが、無料のクーポン券を送付したり、あと子宮がん検診等については集団検診終了後、医療機関での個別受診ができるというようなこと、あと昨年よりなんですけれども、小さなお子さんをお持ちの方ががん検診受診しやすいように、子育てのサポーターには託児サービスとかしております。なお、こちらは特定健診にも同じことなんですけれども、各集落の運動教室等でも啓発を図っていると。あと一方、

特定健診のほうなんです、こちらのほうやはりどちらも同じような取り組みはしているんですが、こちらのほうは主に受診勧奨のポスターを毎年つくっていたり、あとは啓発活動としてティッシュの中に例えばホッキー君とか入れて配ったり、あとは今の時期になれば、ことし間もなく特定健診は9月20日から始まるんですが、もう今の段階から車に、公用車に検診受診のマグネットシールを張って勧奨したり、あとちょっと今日着ていないんですが、職員一同検診の啓発活動の上着をそろえて、ちょっと意識を高めて啓発に取り組んでいるというようなことでございます。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。先日いただきました決算の附属資料のほうを見ますと、年代別受診率のほうでは、やはり65歳以上よりも40歳から64歳までの方の受診率がちょっと前の年に比べても下がっているということがあられるようですが、この年代の受診率アップのためにはどのようなことに力をいれておられますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。こちらの質問ですが、特定健診の数字かと思われ。こちらのほうの受診率向上に向けて、やはり今の2つに分けての若年層、65歳でちょっと切らせていただいて、40から64と65から74というふうな形で数字は決算資料には載らせてございます。その40から64歳の受診率の向上ということについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、やはりどうしてもこちら働き盛りであって、子育て世代でもございます。ですので、まず1点、先ほど申し上げました託児所サービスをしたり、あと土曜日の受診を、土曜日に健診をするというふうな、休日というか、休日受診もしております。以前は夜間健診もちょっと実施していたんですが、余りちょっと数字が伸びなかったもので、今の段階では土曜日を開いて、そこに来てもらうと。あと、どうしても従来は行政区ごとに健診日とかを指定していたんですが、今はもう全てそういう指定はなく、このある一定の期間には皆さんが来ていただけるような、そのような柔軟な取り組みをして受診率の向上を図っていきたくて考えてございます。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。この年代になりますと、どうしてもお仕事を持たれているということで、ただいま課長のほうから夜間健診を実施したこともあるというふうにお聞きしました。本町においては日曜日の健診というのは今までやられたことがないでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません、記憶で申しわけないですが、日曜日はなかったかと思っております。土曜と夜間だけだったというふうな、ちょっと記憶してございます。

議長（阿部 均君）傍聴者の方、私語は慎んでいただきたいと思っております。

8番（大和晴美君）はい、議長。やはり日曜日の健診となると受けるほうは大変ありがたいと考えますが、実際にやられるほうではかなり厳しいということでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。特に厳しいことはないですね、やはり健診は行政だけじゃなく健診の機関の団体とかも一緒にやっておりますので、そちらの機器の配置とか、ちょっと検討はしてまいりたいと思っております。行政だけではどうしても、うちだけは決められないこともございまして、委託している業者とも話し合いながら、取り組みも検討の一つにさせていただければと思っております。

8番（大和晴美君）はい、議長。あとは健診を受ける場所なんですけれども、現在、全て中央公民館、こちらを会場に行われておりますが、過去においては各地域で行われたこともあると思うんですが、それが今一本になったという理由は何でしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現在1カ所でというのは、やはり先ほどのがん検診の受診率向上と特定健診の受診率合わせて、セットで健診1回でできればいいかなということちょっと考えて受診率向上の取り組みとして考えていました。それで、どうしても胃がん検診と肺がん検診と、特定健診とセットでやることによって、やはりどうしてもバスを、検診用のバスを2台から3台そろえなければいけない。あとは、施設のつくりなんですが、着がえたりとかしないと、着替える場所とかも結構必要になってきますので、その辺の施設の整備の関係から、現在のところ1カ所でというふうにまとめて行っているような状況でございます。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。このセット健診というのも大変意味のあることだというふうに思います。セット健診を行ったということで、このどちらも合わせて健診ということで効果は上がっておりますでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ここ数年の取り組みでございまして、ここ数年間は、特定健診は伸びております。がん検診については、少々お待ちください……。がん検診についてはちょっと波がありますが、やはり著しく伸びても下がってもいないような、若干伸びているような、いろんな、肺がん検診、胃がん検診、子宮がん、いろいろありまして、各項目さまざまでございますが、大体横ばいもしくは上向きになっているというふうな数値で、効果はあったかと思われま。

なお、受診率向上の一つ取り組みとしまして、今年度からかかりつけの医者で健診できるような取り組みを始めてございまして、亘理郡内の医療機関に限られるんですが、個別健診というのを加えて実施して受診率向上に取り組んでいる次第でございます。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。個人的には本当に私も50代の友人を検診を40代から受けていなかったためというか、そのがんで亡くしたという経験ももっております。ぜひ、今月ですね、始まる検診、私を含めて町民皆さんで受けていきたいなというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問のほうに移らせていただきます。

つばめの杜中央公園に設置された、先ほどご紹介ありました健康遊具ですが、一つは上半身のストレッチ、もう一つはもものストレッチの健康遊具ということで、私も先日行って、やらせていただきました。こちらの健康遊具のほうは皆さんに周知されておりますでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。つばめの杜中央公園の、まあ中央公園についてはいろんな機会に皆様に説明する機会があるんですけど、その際、遊具の説明をする機会があった際には、こういった健康遊具も取り入れているというお話はさせていただいております。ただ、改めてそういう説明の場を設けてという形ではないんですけど、機会があるごとにお話はさせていただいている状況でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。この健康遊具というのも最近あちらこちらで見かけるようになりました。隣町でいうと亘理町のおおくま公園という2年ぐらい前にできた公園があるようですが、そこもやはり健康遊具とか、あとは児童遊具ですね、それを一緒に兼ね備えた公園として使われておりました。最近できた遊具ですね、これがみなさんに知られていないというのはとてももったいないことであると思っておりますので、周知のほうをしていただきたいなというふうに考えます。

最近、本町でも本当にウォーキングのほうの施策の功を奏しまして、とても健康に対する意識が変わってきているように感じます。そこで、つばめの杜中央公園というのは本当に誰が見てもとても素晴らしい公園であります。ただ、町全体を眺めましたとき、昨年も質問させていただいたんですが、町内の前からある児童遊園のほうですね、そちらのほうは遊具が使えない状態だったり、あるいは草が伸びていたりというふうな光景を見るととても残念に感じます。全国的にも住民の手で公園の魅力アップという動きがございますが、そういう観点からはどのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに町として、自治体としていろんな公共施設等々を整備していく中で、自治体が全て管理するというのは大変なものがございますので、より身近な部分、特にご指摘の児童公園等につきましては、地元の方々に一定の管理をしていただけるとありがたいですし、あるいはつばめの杜なんかでも近隣に住む皆さんを中心とした管理体制が整うというのが望ましい姿じゃないのかなというふうに思っております。そういう観点を大事にしながら、これからの各施設の維持管理というものを進めてまいりたいなというふうに考えるところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。児童遊園の遊具の撤去に関しては、ただいま計画をつくって進められているところだというふうにお聞きしております。今後、健康増進のため、この健康遊具というのをつばめの杜中央公園以外にも設置していくお考えはございますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この健康遊具につきましては、一定の利用者の、あるいは周囲の方々との安全な距離を確保する必要もあつたりしますので、全ての公園というふうなのはなかなか現実厳しいところもあろうかなというふうには思いますけれども、まずは拠点となるような施設を中心として、少しずつ可能なスペースを見出しながら、少しでも広く設置できるような方向を検討してまいりたいなというふうに思います。

8番（大和晴美君）はい、議長。この健康遊具に関しまして、本当にいろんなところに設置されると大変ありがたいわけですが、まあ予算の関係もございませうし、設置した際には先ほど答弁にありましたように、健康遊具を活用した教室の開催など、考えられて有効な活用の仕方をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）8番大和晴美君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時40分といたします。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

9番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。2016年第3回山元町議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する諸課題を初め、今、今後のまちづくり、とりわけ復興関連事業の促進、充実等、町政全般にわたる一般質問を行い、町長の誠意ある所見を伺うものであります。

1件目は、国保税の引き下げを求める質問であります。

平成27年度決算から7,000万円の基金積立金が予定されておりますが、来年度に向け国保税を引き下げる考えはないかお伺いするものであります。

2 件目は、復興関連事業をめぐる諸問題に対する町の対応についてであります。

もろもろの復興関連事業の完成、完了の時期を迎え、まだ解決の見えない問題も残されております。これらの問題をこれまでどのような検証、検討を行い、そしてそれらの問題を共通の認識とし、町民の理解を得、今後のまちづくりをどのように取り組んでいくのかという課題について、以下それぞれについて伺うものであります。

1 点目は、J R をめぐる諸問題についてであります。

2 点目は、大幅な工期の遅れとなった道合地区の問題について、これまでそれをどう受けとめ取り組んでいるかお伺いをいたします。

3 点目は、定年延長、再任用の対応に問題はなかったかについてお伺いをいたします。

4 点目は、山二小跡地利用をめぐる問題についてであります。

5 点目は、情報公開に対する対応は万全であったか。

6 点目は、重要事案に対する町の最終意思決定、政策決定に至る経緯に問題はないかについてであります。

7 点目は、連続する不祥事への検証、対応は十分であったのか。

8 点目は、地域住民の強い要望となっております県道かさ上げ、ルート変更問題に対する町の対応に問題はなかったかと。

9 点目は、これらを通して町の管理責任をどう考えているか。

以上、9 点にわたってお伺いをするものであります。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、国保税の引き下げをについてですが、平成 27 年度の決算により 7, 000 万円の基金積立につきましては、主に震災の影響による医療費の増加に伴う国からの財政支援として特別調整交付金が交付されたことにより、決算剰余金が生じた結果によるものと理解しております。

この財政支援につきましては、平成 25 年度から昨年までの 3 カ年に限り交付されたものであり、これを財源とした推計によって本町においては昨年度に平成 29 年度までの 3 年間で計画期間とした国保税の大幅な引き下げを実施したところであります。

今後の基金の動向につきましては、国からの財政支援の終了や、高水準のまま推移する医療費の状況から、基金残高が減少し、厳しい財政運営になるものと見込んでいることから、平成 30 年度から実施される国保の都道府県化を控えた現段階においてはさらなる基金の取り崩しが今後の本町国保財政へどのように影響していくのか、見極めることが困難であり、現時点における税率のさらなる引き下げの判断は難しいと考えているところであります。

しかしながら、今後の国民健康保険を取り巻く環境は大きな変革期を迎えることから、被保険者に対するさらなる支援の検討は必要であると認識しておりますので、今後とも基金の推移を見守りつつ、検討を続けてまいります。

次に、大綱第 2、復興関連事業をめぐる諸問題に対する町の対応はについての 1 点目、J R をめぐる諸問題についてですが、現在不通となっている常磐線、相馬・浜吉田の区間については、運転再開の見通しが立ったことから、当初の予定を 3 カ月前倒して、本年 12 月 10 日に運転を再開することが先般 J R 東日本から報道発表されたところであります。

J R常磐線の普及につきましては、町といたしましても至って順調に進捗しているものと認識しており、このことにつきましては先般のJ R東日本仙台支社長の運転再開の記者会見でも本町はもとより、本町住民の協力があつたからこそ、用地買収や工事をスムーズに進められたとコメントを頂戴したところであります。

これまで本町のまちづくりはJ R東日本による常磐線の復旧と一体となって進めてまいりましたが、運転再開を見据え、今後もより一層緊密な連携を図りながら進めてまいります。

次に、2点目、道合地区の問題についてですが、同様の趣旨のご質問は、平成27年第4回議会定例会で回答をしているところでありますが、原因などにつきまして改めてお答え申し上げます。

平成25年12月に当地区の排水対策に関する陳情や、坂元地区の行政区長の方々からの請願が議会へ提出され、さらに議員有志からの政策提言が提出されるなど、早期着工が強く求められておりました。このため、海岸防潮堤などの多重防御の各事業が具体化し、安全性が高まったことから、道合地区の整備に関する予算案について平成26年第2回議会定例会においてご提案し、ご可決いただいたところであります。

一方で、平成26年4月に行った意向調査の結果、道合地区の中層集合住宅については12戸の入居希望が確認されておりましたが、7月の一次募集の段階では計画戸数12戸に対し5戸の申し込みにとどまったことから、復興庁との協議が継続されておりました。

その後、引き続き募集を呼びかけた結果、12月の2次募集を終えた段階で16戸の申し込みがあつたことから、工事発注について復興庁と再協議を行い、昨年1月に了承をいただいたところであります。

このようなことから、昨年2月の東日本大震災災害対策調査特別委員会において、道合地区については新坂元駅周辺地区市街地J Vと変更契約を行い、整備を進める予定であつたことから、ことし3月に入居可能とご説明申し上げておりました。しかし、現場作業員不足や建築資材の高騰等が要因で、J Vとの変更協議が整わず、計画の見直しをせざるを得ない状況となりました。

このような経過から、来年3月完成を目指し、造成工事については別途発注を行い、去る7月に完成いたしました。また建築工事については、来年3月の完成に向け、県の発注工事としてスケジュールどおり進められているところであります。

入居を希望される方々に対しましては、大変長い間ご不便をおかけしておりますが、今後とも県など工事関係者との連携を強化し、被災された方々が1日でも早い復興公営住宅への入居が可能となるよう、引き続き努めてまいります。

次に、3点目、再任用の……もとい、定年延長、再任用の対応に問題はなかつたかについてですが、まず定年延長という用語について、そごのないように確認をさせていただきたいと思ひます。

現行の地方公務員法における定年については、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めることとされており、国においては野田政権のもと、国家公務員の定年延長制度の導入が見送られた経緯があります。したがって、現行制度上において確立されていない定年延長ではなく、地方公務員法を受けた山元町職員の定年等に関する条例の定年による退職の特例に関する規定に基づく勤務の延長としてご理解を賜りた

いと存じます。

なお、勤務延長導入に関しましては、町のおかれている特殊な状況等について県市町村課並びに総務省、担当はこれ自治行政局ということになりますけれども、ここにもご説明申し上げ、ご理解を賜っているところであります。

さて、こうした対応に問題はなかったのかということですが、さきの第2回山元町議会定例会でお答え申し上げているとおり、再任用制度あるいは定年の特例である勤務延長については、制度を導入して日が浅いことに加え、我が町において初めての導入であったことなどを考えますと、人事上慎重に取り扱う必要があったとはいえ、議会に対する説明等に工夫が必要であったこと、さらには制度導入の意図が職員間に十分伝わらず、必要以上に憶測や疑心暗鬼な状態を招いてしまったことなどを踏まえ、今後は対象職員に限定しない形で、議会を初め組織全体で制度理解が得られるよう十分配慮してまいり所存であります。

次に、4点目、山二小跡地利用をめぐる問題についてですが、震災により町民グラウンド等が使用できないことから、旧山下第二小学校跡地については社会体育施設利用団体、ソフトボール協会等からの強い要望により、応急的に必要最小限の整備を行うこととし、暫定的な活動施設として整備を行ったところであります。この応急的な施設の整備については、平成25年度9月補正予算において敷地整備を行い、加えて27年度当初予算においてはバックネット、フェンス等の費用を計上し、整備を行ってきたところです。一方、現在東部地区の圃場整備が進んでおりますが、旧山下第二小……もとい、旧山下第二体育館跡地についても整備の対象となるため、来年には応急的な施設についても利用できなくなるとの話を受け、利用団体と調整を図っているところであります。震災後、健康増進のためのスポーツやレクリエーションが盛んにおこなわれる状況になってきた中で、仮設住宅解消とのタイムラグによるグラウンド不足については深刻な問題と受けとめております。

近く仮設住宅解消による町民グラウンド機能の再整備などがあることから、利用されている団体には大変ご不便をおかけいたしますが、既存施設内での利用調整を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、5点目、情報公開に対する対応は万全かについてですが、これまでもご指摘ありました情報公開審査会委員の任期切れの問題を含め、情報公開に関する事務懈怠、まあ、いわゆる義務なりを履行しないというふうな、そういう状況、あるいは遺漏等の問題については、この事実を真摯に受けとめ、これを反省し、今後係ることのないよう、山元町情報公開条例の規定を順守し、適切な事務処理に努めてまいります。

次に、6点目、重要案件に対する町の最終意思決定に至る経緯に問題はないかについてですが、執行機関の意思決定及び政策決定に当たっては、稟議書を起案し、最終決裁権者である町長の決裁を受けることにより意思決定を行っております。とりわけ東日本大震災後においては、震災関連の重要案件に係る意思決定については連絡調整会議での相互調整を行いながら要綱に基づき設置された震災復興検討委員会や震災復興本部会議での議論を経て、執行機関としての意思決定を行ってきたところであり、最終的には二元代表制のもと、議会の議決によって町の最終的な意思として決定されるものであります。

大震災後、これまで膨大な復興関連事務事業等を迅速に処理することが求められる状

況が続く中で、往々にして議会に対する説明や住民との対話が不十分なものもあったと反省をいたしております。今後は震災復興関連事業に限らず、町政執行に係る重要案件については、議会全員協議会や町政懇談会などの開催を通じて、より丁寧な説明に心がけてまいり所存であります。

次に、7点目、連続する不祥事への検証、対応は十分かについてですが、一連の不祥事案の検証については、諮問機関としての位置づけにある山元町職員分限懲戒審査会において問題に対する事実確認を通じた非違行為の認定等を経て、処分内容等を審議、決定した上で審査会としての結果報告を受け、これに基づき適切に対応していると認識しております。

また、懲戒処分等に係る公表方法については、山元町職員の懲戒処分等の公表基準を基本としながらも、懲戒処分は公務における規律と秩序を維持するために任命権者が職員の道義的責任を追及し、制裁として科す行政上の処分であることにかんがみ、過度な社会的制裁とならないよう、留意するとともに、透明性の確保についても配慮してまいり所存であります。

次に、8点目、地域住民の強い要望となっている県道かさ上げ、ルート変更問題に対する町の対応に問題はないかについてですが、町の震災復興計画において多重防御による津波対策として県道相馬互理線を高盛り土構造にし、二線堤機能を持たせることにより、避難のための時間を確保することとしており、県道相馬互理線のルート案を示しております。

県道相馬互理線については、平成23年度に開催された震災復興会議において出された津波からの多重的な防御機能の一つを担う道路としてかさ上げにより整備すべきとのご意見を踏まえて、土地利用構想図案においてルート案を示し、その後の住民説明会での説明においてもその図をお示したところであります。

震災復興計画が議会の承認を得た後も、住民説明会等で県道相馬線についても説明しております。また、町としてはふれあいトークや町民懇談会を通じ、特化した形ではありませんが、県道相馬互理線に関するご意見をいただく中で、一定程度の説明に努めてきたところでもあります。

しかしながら、震災復興計画に示されているルート案は、高瀬川排水路に沿ってJR跡地に接続する概略的なものとなっており、事業主体である県と連携し、県道相馬互理線のルート上の住民の方々や海側に住まわれることになった住民の方々に特化した形で意見交換の場を設けることが必要であると考えております。

こうした状況の中で、平成25年及びことしの2度、議会に対して提出された県道相馬互理線のルート変更に関する請願が不採択とされた一方で、地域住民の安全を守るための決議が可決され、地域住民との話し合いを求められたところでもありますことから、当該決議を真摯に受けとめ、地域住民の方々の理解が得られるよう、話し合いを進めてまいりたいと考えております。

なお、話し合いについては、日程調整をお願いしたところ、具体的な日程をお示しいただけない状況となっておりますが、今後早急に話し合いができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、9点目、町の管理責任をどう考えるかについてですが、東日本大震災発災後の混乱期を経て、町の復興再生に取り組んできたこれまでの過程において、職員の職務怠

慢や不適切な事務処理に起因する一連の非違行為等の問題事案が発生いたしましたことはまことに残念の極みであります。私といたしましても、残気の念を禁じ得ず、また、こうした不適切な事案の発生を真摯に受けとめるとともに、組織の長としての責任を果たすべく、さきの平成28年第2回議会定例会において私みずからの給与減額条例案を提案申し上げ、ご可決を賜った次第であります。今後はこうしたことを十分反省しながら、また組織としても再発防止に努めながら、引き続き山積する行政課題に正面から向き合い、住民福祉の向上に邁進してまいりたいと思っております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。1点目の国保税について改めて伺います。

最終的には今後とも基金の推移を見守りつつ、検討を続けてまいりたいと思っておりますが、その検討を確かなものにするために確認したいというものです。基金が大きな鍵になるかと思うんですが、この辺の基金の動きについてどのように捉えているかお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

基金の推移ということでよろしかったですか。（「はい」の声あり）こちら、平成25年度からの基金の推移を申し上げます。平成25年度の基金の残高ですと、2億3,500万円ほどありまして、26年には4億4,400万円、27年度末、今回4億8,100万円と、若干増えているような状況で推移してございます。今、今回決算で、基金の額も推移してきますが、影響が基金、今ふえてきているんですが、昨年度税率を改正しましたので、今後は右肩下がりに下がっていくというふうな推移のシミュレーションで動いてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。下がっていくというふうな見方なんですけど、この間のこの推移を見てみますと、結果、維持か上がっているというのが現実なんですけど、まあ決算状況もどういった予算の立て方をしているのかということにも疑問が残るわけですが、結果、決算剰余、大幅な黒字として1億円から2億円という残高といたしますかを残して、それが基金に回って、依然として高いところで推移しているというのがこの間の動きなんです。そして、今回、当初で2億円使っているんですが、この2億円というのちょっと疑問が残るところなんですけど、そして結果、7,000万円積み立てて、結果、今3億5,000万円という数値になっているかと思いますが、その辺について間違いはないでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。基金の推移、現段階、9月補正、今回提案する段階で基金が3億5,000万円、27年度4億8,000万円あったんですが、今の9月では3億5,000万円に下がるというふうな見込みで組んでございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう説明されると、さらにこっちは聞きたくなるんですが、3億5,000万円でも高いというところで推移しているということではあるんですが、その3億5,000万円を残してもね、どういう使われ方をするかというふうになるので、まあいいわ、まあ3億5,000万円あるんです。そして、この間、3年間の引き下げのときに1年間に8,000万円使って、そして皆さんにこれは喜ばれているんです。相当なね、26、7パーセント引き下げ。その3億5,000万円の中から8,000万円を取り崩しても、取り崩すだけでまた同じような内容で1年間の1年間の話だからね。同じような中身のものを引き下げが考えられると、数字上、理論上ですね。1年間だけです。それでもまだ2億何ぼ残ります。そして、あとは30年にな

ると、今度都道府県化でその後どうなるかわからない。何もいっぱいお金持って嫁入りする必要はないというね、婿入りする必要はないというか。ほかのところはもっともっと基金少ない状況の中での結婚というか、結婚ではないな、ということになるわけですから、やっぱりその辺を、せっかく積極的に検討を続けてまいるということをやっている、本当に真剣に検討をしていただきたい。これは町長と、その保健福祉課、頭を悩ませる必要はないんだね、これは、この件についてはね。あるものなんですから。その辺で、この国保引き下げについては積極的に検討して、国保加入者の要望に応じていただきたいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そうですね、これからのこの国保の都道府県化を控えた段階で、皆さんからお預かりしているこの基金をできるだけ有効な形で活用できるように努力をする必要がございますので、そういう視点でこの国保の運営をしていきたいというふうに考えます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答弁、引き下げの方向で臨むというふうに受けとめまして、次に2件目の質問に入ります。

1点目のJRをめぐる諸問題、非常に回答は明るい回答をいただいたわけですが、この間の話を聞いておきますと、いろいろ諸問題が出てきていると。さきの質問の中でもありましたということではありますが、ちょっとそもそもについて確認したいと思います。このそもそもの計画は我々が一番最初受けたときには、このJRについては、一つは第三線堤とするというような位置づけがあったのではなかったかと。そして、線堤ということですから踏切はつくらないという考え方で出発したかと思えます。その辺は私たち印象に強く残っているんですが、それがいつの間にかどンドン、どンドンと形が変えられて、今の姿になっていると。そして、そのことから来る諸問題が生まれているというものがJRに関係した、見られわけですが、その辺の経緯についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。第三線堤の関係につきましては、たしか当初のころは今のような高架橋スタイルという考え方ではなくて、盛り土構造というふうな、そういう考えもありまして、そういう部分でのイメージが議員は残ってらっしゃるのかなと、いうふうに思います。

いろいろこの東西の10本の避難路を中心とした県道、町道との関係を調整したり、あるいは今まで、震災前は踏切が20カ所ございました、生活道路含めてですね、20カ所ありましたんですけれども、そういうものをどういうふうにするかと、地元の要望等を踏まえた形での調整等々がある中で、最終的には用地の買収が比較的最小で済む高架スタイル、あるいは東西に走る県道、町道が費用のかかる連続立体交差方式でないこの高架方式というような形で落ち着いて、整備が進められてきたと、そういう経緯、経過がございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした経緯、経過がまとまった形でというか、複合的という、有機的な形で我々に示されてこなかった、その単発的にそのときどきの提案として上げられてきたことによって、もろもろの全体が把握できないまま今に至っているということで、我々にも問題がある部分もありますが、提起・提案する側と本当に一体となってこの復興、JRについてですね、みんなで考えて進めようという姿勢があったのかどうかということについて大きな疑問を残すといえますか、を確認しまして、先ほど来この件について問題が上げられていますが、JRとの関係をいろいろ諸問題についても

十分に話し合いながら、連携しながらということ为先ほど来お話されているわけですが、そしてなかなかJRのほうから受け入れられてもらえないというようなお話もあったわけですが、パークアンドライド計画まずひとつね、これはいつどこで決まったのか、確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。パークアンドライドの整備の経緯というふうなことだと。いわゆるその新しい駅前に震災前のような一定の駐車スペースを確保するというふうなことですけれども、今この時点で正確な時期を、というのは、ちょっとできかねますけれども、面整備を進めてきた中で、JRと一体となったこの面整備を進めてきた中で、当業レールの調整の中でこの精査をして、熟度を高め、今日に来ておるといのが大雑把な流れでございますけれども、もう少しその辺については担当の復興整備課長のほうから少し補足をしてもらいたいというふうに思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。パークアンドライドの決定した流れというか、整備をしてきた流れにつきましては、まず平成23年度策定しました復興計画、こちらのほうに山元町の震災復興計画の基本構想、こちらのほうに新たな駅となる山下駅及び坂元駅周辺地区には駅前広場及び駐車場等を整備し、仙台通勤圏としての利便性の強化を図るといような形で、最初大きな構想として打ちたてさせていただいております。

また、具体的にこちらの現在の計画の内容になったところの内容につきましては、平成25年7月の復興本部会議で内部のほうでは意思決定しておりまして、また、同じく平成25年の7月の特別委員会のほうでこちらの、現在の位置になった図面のほうはお示しさせていただいているという状況でございます。流れとしては以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。駐車場を整備することでの対応の一つと。そして、この計画が25年の7月に決定されるということなのですが、JRのほうから橋脚下の駐車場をして使ってくれという要請があったのはいつですか。

議長（阿部均君）わからないならわからないで。（「いや、誰か知っている人、かかわった人でいいですよ、かかわった人でいいんだ」の声あり）わからないならわからないでいいですよ。（「整備課長としてはわからないんだから、わからない」の声あり）担当者がわからないんだったらわからないで。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。そのような話は聞いてはございません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それは整備……、復興整備課長として聞いていないということですよ。それはそれでいいんです。町の誰か、そういった話、要請、あるはずなんですけど、どなたかその話を受けた方はいないですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろ頭をめぐらせている中で、今駅前に、例えば山下駅前に商業施設が進出が決まって、具体の整備が始まった、あのころの段階で橋脚の下の利用が町として可能であれば考慮させていただきますというふうな趣旨の話は頂戴したというふうに記憶しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それはJRからの正式な要請でしたか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。正式なという形ではないのかな。（「JRに確認すればいいだけだから」の声あり）議員おっしゃるその正式というふうなレベルの問題もありますけれども、（「いや、正式でなくてもいいよ、私的でもいいし」の声あり）工事区の方と話をしている中でそういう話があったというふうに記憶しております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう受けとめでいいんですね。まあ J R のほうはそうではなく正式にといいますかね、強い要請、要望をもってお願いしたと。それで、あつちはあつちで当然土地利用ということで、あるいは経営面でもということから、それで苦勞して北側のほうについてはキクチフレスコさんと薬王堂さんの従業員の方々に駐車場として使ってもらおうようにして助かったというようなことを言っているんです。助かるんですよ、南側使って。これは、私は正式な要請だと思いますが、それに対して町、それがもし私的な、あるいはそれでも、それでは町にとって有効活用ですから、そして先ほどの連携、連携というのをずっと強調してきているわけですから、町長。それはね、個人的に受けたものだとしても、仮にも、私はそうは思いませんが、それはやっぱり町の方針、政策決定につながるものです、重要なですね。当然、この本部会議等々にかけて対応を図るべきだったのではないかというふうに思うわけですが、町長いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。もちろんそういう話というのは私一人で聞いているわけではございませんので、用地鉄道、当時のですね、対策室の面々も一緒に聞いている話でもございますし、町として直接の利用というのはあの段階では特にございませんでしたけれども、今ご案内いただいたような形でフレスコキクチさんなりのほうで職員の駐車場として活用できればという話で、その後利用調整が進んでいるというのは、これは事実でございします。「ちょっと今の話わからない。意味わからない。意味わからないんですけども。質問に対しての答えになっていないようなんですが、整理してください、議長」の声あり）

議 長（阿部 均君）町長、もう一度ご答弁願います。順序立てて、今の質問の趣旨に沿った形で答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町としては、私一人が知り得る立場ではなかったというようなことをまず申し上げさせていただきました。町としても特にあの段階で、これら一定の利活用のめどがなかったというようなことでございまして、その後、フレスコさんが具体的な店舗の整備計画を進める中で、従業員の駐車場用地として一部使えればという話がありましたので、そういう方向で今ご利用いただくことで話が進んでおりますというようなことを申し上げました。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。J R の正式、まあ正式な要請かというふうに私は受けとめているんですが、その J R のそうした要請に対しての町の対応ということで聞いているんですが、そうすると、町はそういった要請に対して答えなかったという受けとめでよろしいんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。J R からの要請というふうにとられるかという部分はございませうけれども、可能であれば使ってもらっても結構ですよというふうな趣旨でございします。例えば、こういう話もございましたね、大きな都市近郊ですとご案内のとおり一部駐車場なんかにも使っているところは仙台なんかでございまして、そういう使い方をしてはいるけれども、それ以外の地域では、J R としては積極的に高架橋下の利用というようなことは考えていないということでございしました。そういう中で、もし町のほうで使うような機会があれば、使ってもらっても結構ですよというふうな、そういう趣旨でございました。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺はこの話がちょっと食い違っているといえますかね、私

たちは最近確認したんですが、使ってほしいと、残念だという表現は使いませんが、使っていたらと、そういう話をしても町からは受け入れられなかったというようなお話をされていまして。それは後で確認すればいいだけの話ですからね。そして、そのパークアンドライドですか、これも金がかかる。そういうことから、もしそれが成立していれば、あえてそこにあの土地を、広大な土地を整備して駐車場にする必要がないということとか、このことからいろんな問題が広がっていくと。その辺について、対策本部か、対策って今言わないんだ、復興本部会議でね、少なくともそういう話があったということに対して、復興本部会議でそのことについてかけられましたか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。残念だったという反応があったというふうなことなんですけれども、先ほど申しましたように、そういうJRさんの基本的な土地利用の考え方お示ししていただく中での話、そしてまたフレスコさんとこの協議が始まったタイミングというのは、先ほど担当課長のほうからご説明したような震災復興計画なり、あそこの全体の土地利用計画なりと、そういうものが相当程度形が決まって、土地利用が決まって、その後の段階、一定の高架橋が整備されて、フレスコさんが工事が始まる少し前と、そういう段階でございますので、議員ご懸念の部分は必ずしもあてはまらないんじゃないのかなというふうに思います。（「わからない、議長、わかりますか、今の答弁、今の質問に対しての。答弁になっていますか」の声あり）ですから、土地利用はもう既に決まっているんですというようなことで私言いたかったんです。（「私は本部会議にかけたんですかという質問をしてるんです」の声あり）

議長（阿部 均君）町長、本部会議にかけたのかどうかですね、その辺明確にお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、先ほど言いましたように、この情報なりについては、用地対策課が承知しておりませんので、担当部署を中心に情報は一定程度共有はしております。必ずしもそういう情報を一つ一つ本部会議のほうにかけたかということになると、ちょっと私も記憶が定かでございますけれども、少なくともどこかの場面では、JRのほうではそういう意向があるというふうな話をしております。それは連絡調整会議か、復興本部会議か、ちょっと明確ではございませんけれども、そういう記憶はございます。

議長（阿部 均君）今の町長答弁は、本部会議か連絡調整会議かちょっと定かではないけれども、会議に諮ったという今答弁でございますが、会議には諮ったという。（「それ確認してください。確認してください、かけたんだったらちゃんと会議録に載ってっぺ」の声あり）会議録ですか。（「会議にかけたというんだから」の声あり）はい、わかりました。

この際、暫時休憩とします。時間ちょっと何分かかるかわかりませんが、町長は会議に諮ったという答弁でございますので、その辺の確認を作業がございまして、時間が必要だと思います。何分ぐらい必要ですか。（「とりあえず10分」の声あり）10分。それでは、この際暫時休憩といたします。再開は4時40分といたします。

午後4時27分 休憩

午後4時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

今、質疑に入る前に、産業振興課長のほうからクマが高瀬山神地区に出没したということでご報告申し上げます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。済みません、貴重なお時間を頂戴いたしましてご報告だけさせていただきます。高瀬地区の東石山原地区、具体的に、西山、石山原かな、具体的に言いますと仮設住宅、西石山原の仮設住宅のさらに西のほうになるんですけども、こちらのほうで、そのとおりです、の付近なんですけど、本日クマが確認された。これまでもクマ等の似ているというふうな情報はあったんですが、きょう念のために確認をさせていただいたところ、実際にその確認したのが猟友会の狩猟免許をお持ちの方が間近に確認したというふうなことで、これはほぼ間違いないだろうと。当然、今後の対応というふうなことで、若干お話させていただきますが、やはり町民の安全・安心というふうなものを守る観点からすれば、一定程度の周知というふうなものは必要というふうに考えておりますことから、これから防災無線なり、あるいは危機管理のほうで使用しておりますメール配信、あるいは各学校への周知等々をもって周知を図っていきたい。その対応につきましては、基本的に亙理警察署と、あるいは猟友会の方々と協力しながら対応してまいりたいというふうなことで考えてございます。

貴重な時間でしたけれども、ご報告だけさせていただきます。以上でございます。

議長（阿部 均君）一般質問を再開いたします。先ほどの遠藤議員の町長答弁に対する会議ですね、いつどの会議に諮ったのかという部分で回答、答弁いただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めてお話をさせていただきますけれども、まず限られた時間の中で本部会議の議事録を確認した中では、特にそのような発言の場面というのは記録されておりません。あと可能性があるとするれば、課長会議ですね、そういうところになるかというふうに思いますけれども、それらについては必ずしも一つ一つ議事録とっているわけじゃないです。仮に言ったとしても情報提供的な話でございますので、ちょっと明確な形で確認はできません。

それから、話の前後関係もう一度あれしますと、少なくともJRのほうから高架橋の利用については、先ほど申したように、仙台方面では有料とかで使ってもらっているけれども、郡部のほうではそういうところまでは意識しておりませんという前提の中で、もしお使いいただくことがあればというような話をあらかじめといいますか、フレスコキクチさんが出店するちょっと前ぐらいにお話を伺っておりました。そういう中で、フレスコキクチさんのほうでいろいろと建物の配置なり、従業員の駐車場なり、配置プランを練る中で、もう少し従業員の駐車スペースがほしいというようなことがありましたので、産業振興課を通じて先方にそういうお話もお伝えをして、結果として一部高架下、駅舎の北側、あそこを利用してもらおうことになったと、そういう流れはございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。我々が話を聞いたところでは、そういったニュアンスでは全くないと。使って欲しかったんだけど、町から断られたというような、我々は、私一人ではありませんが、受けとめました。最近の話です。そして、そういう重要な、まあJRとの連携をうんと強調している中での話ですから、これは一方が、こっちからの要請ばかりでなくて、やっぱり向こうの要請もというふうなことを考えれば、これは重要なやっぱり問題、課題だったのではないかということを見ると、それが本部会議にもかけられていない、皆さんの共有の認識にもなっていない。まあ今の様子を見ればそういう受けとめ方をします。まあこのことについては大変重要な、深刻な問題であるということ投げかけておいて、いずれまた場面が出てくるかと思っておりますので、今はこ

の辺にとめておきます。非常にこれは問題だということは指摘しておきたい。

次に、2点目の道合地区の問題についてであります。

この件につきましては、先ほどの答弁の中にもありました。議員有志からの政策提言が提出されるなど、早期着工が強く求められておったと、この道合地区の整備事業についてですね。そして、議会を通してその後に至ったと。その後の経緯については先ほどの答弁の中でも示されておりました。

ところが、結果は先ほどの説明で、相当の、もう2、3年遅れの工期となってしまったということなのですが、この答弁にもありました重要な政策決定の大きな要因となったこの政策提言についてであります。今の道合地区整備事業の現状を見たとき、この現状は政策提言の内容の求める内容となっているのかどうか、この件について確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。政策提言というのはできるだけ早く、あそこに整備をすべきというふうな、そういうお話を頂戴したというふうな受けとめておりますので、できるだけ早く実現をすべく取り組んできたというようなことでございます。結果として少し工期の遅れというのは、先ほどご説明したように、最近ですと1年ほど遅れているというふうな関係がございますけれども、入居者が一定程度いる、そしてまたあそこの長年の排水なり、道路の整備問題も一定程度解消されるというようなことでは、一定の環境整備ができつつあるんじゃないのかなというふうな考えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう受けとめ方もあろうかと思いますが、全体としては大きな遅れです。あの中心は排水でないですからね、道合地区の整備事業の出発点は。いつ入居できるか。本来ならばもう4年前くらいには入っていてもいいような事業計画だったんですよ、一番最初に入りたいということで計画を立てた事業です。それが結果として、そしてその政策提言を受けたというのは、それを十分に精査したのかと。これまた本部会議にかけていないようなので、何人かで決めたようなことだろうと思う、まあその辺の話については、この間の中で確認されているところですが、本当にこの政策提言の中身を精査して、内容を十分に、そしてそれがやっぱりもっともだということやってきたのであれば、やはりこの政策提言書、そしてその結果遅れているんですから、この政策提言書の内容に何か問題があったのではないかと。あるいは、十分に精査しない中で進めたのではないかとという大きな疑問、疑念が残るわけですよ、結果としてね。

我々がなぜ反対したかというのは、認めなかったかというので、もうその時点で問題がはっきりしていたから、この内容ではだめだということで一部の議員は反対してるんです、軟弱地盤だと。そんなの誰が見てもわかるようなところですからね。そういうわかっているながら、しかしこの政策提言を大きな要因として、そして町長はそれを受けて、こういった8人の政策提言があったから、だから私は提案しますということで、強硬的にあれば採決した、そしてその後事業に至ったわけですが、結果、その内容のものになっていない、条件、状況がですね。そのことによってこんなにもう、まだ入れないでいるという結果を生み出したんです。

ということから、この提言者に対して、町長はこの責任をどう見られるか。私は重要なこの、重大な責任があると思うんですが、その辺町長はどのような考えを持っているかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この道合地区の公営住宅の整備については、紆余曲折があって、

議会で2度否決されて、3度目で政策提言なども参考にしながら進めさせてもらったと。いろいろあったにせよ、議会制民主主義の中でいったん可決していただいた案件でございますので、それはそういうことで尊重していただきませんか、いったん可決されたものをこういう形で取り上げられるというのは、ちょっと私としても心外でございます。何のための議決であったのかというようなことにもさかのぼるわけでございますので、ぜひこのようなこともご理解いただきながら、その一定の入居者も確かに首を長くされている部分もございますけれども、できるだけ早く、完成を急ぐ中で入居を実現させたというようなことで、担当課を中心に県にもお願いして頑張っている関係もございますので、よろしくご理解を賜りたいなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。全く情けない答弁を受けました。これがトップのご答弁かと。情けないですよ。私は結局、そして議会制民主主義ってね、その矛先を向けるなんて、その議会制民主主義で、議会制民主主義で8人ですよ、8人で強硬突破した、それが議会制、それを言うんでしょう。そのことによってこのような結果を招いているということをお前は指摘しているんですよ。そして、それをどう受けとめているかということを受けとめているんですよ。（「双方とも冷静に質問、答弁願います」の声あり）私は、そういう町長の姿勢、大変、表現するとまた何言っているかあれですので、そういう町長の姿勢はわかりました。この件については、あと後々またいろいろ出てくるかと思っておりますので、次に、移ります。

次に、定年延長、再任用の対応に問題はなかったかという点について確認します。

この定年延長、再任用、まあ定年延長の言葉については非常に何か気にかけておられるようですが、私たちは定年延長も勤務延長も同じようなものと受けとめての質問としております。どこにこの問題を見ているのかということなんですが、この件については山元町職員の定年等に関する条例の定年による退職の特例に関する規定と、第4条に基づくものとしておりますが、それを改めて確認したいと思うんですが、このうち4条の1項1号、2号、3号と示されているわけですが、総務課長についてはどの号と申しますか、どの部分をもって根拠としているのか改めてお伺いいたします。

議長（阿部 均君）町長答弁に入る前に、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。前回の6月議会でもその辺は説明させていただいたところがございますが、4条のたしか1項での適用というふうなことをご指摘のように記憶しておりますけれども、この部分の適用の考え方でございますけれども、この当該職員が公務の知識なり、技能または経験を必要とするために、その職員の退職によって公務の上に著しい支障が生じているというようなことで、町条例の4条の1項、この部分を適用する中での勤務の延長というようなことを前回も申し上げさせていただきました。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その部分なんですが、これはいろいろ解釈、いろいろあると思うんですが、地方公務員、逐条地方公務員法というのに解説があるわけですが、その解説には、定年延長が認められるのは、当該職員の退職によって公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると、今町長がおっしゃいましたが、であります。その判断はあくまでも客観的に行わなければならない。すなわち、公務上の特段の必要性があることについて、何人も納得する理由がある場合でなければならないと解釈されているわけですが、この解釈について、今町長がお話されたのとあわせて、この逐

条解説どのように受けとめるかお伺いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、逐条解説、それは一般的にはそのとおりだというふうに思われます。我々もいろんな場面で疑義が生じたときには、そういうものを確認しながら大きなよりどころにしているわけですので、そういうことですので。

ただ、一方で、先ほどもご紹介させていただきましたように、これは県の担当部署なり、総務省の担当部署のほうにもご相談をしながら、ご理解を得ている内容だというようなこともご理解いただければありがたいなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。さらに逐条解説では、定年延長はその職員の職務の特殊性、またはその職員の職務遂行上の特別の事情のいずれかの要件に基づいて、公務上の必要性がある場合でなければならないとされている。つまり、職務そのものの特殊性や非一般性、余人をもってかえがたい能力ないし特別の事情があることを意味すると解説されており、その例として、一つは、職務の特殊性としては、へき地に勤務する医師、あるいは職務遂行上の特別の事情としては、特殊な分野の研究に従事する職員で、かつその研究が間もなく完成する場合が定年延長の例とされていると。今回のその定年延長というのは、この地方公務員法に定める要件には当たらないと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。逆に私は、山元町の今置かれている状況に鑑みれば、十分その適用される状況にあるというふうなことで、確認するところは確認しながら今回の勤務延長を実施させていただいているというふうに考えるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。よく聞いてくださいね、議長も聞いてくださいね、ちゃんと答えになっているかどうかね。余人をもってかえがたい能力、その中の例として、職務の特殊性としてはへき地に勤務する医師、あるいは職務上、遂行上の特別の事情としては、特殊な分野の研究に従事する職員で、かつその研究が間もなく完成する場合が定年延長の例とされている。これは地方公務員法で例として挙げているところなんです。これは当たらないと思うが、どうなんですかと言ったことに対しての、今町長の答えはなってません。答えになっていません。専門家といいますか、副町長いかがですか、この例、一般的なことでもいいです。

議長（阿部均君）発言の取り消しですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。済みません、先ほど遠藤議員からの逐条解説のご紹介、ちょっとはき違えていたところがありますので、大変申しわけございません。ご紹介いただいたような事例そのものには、それは該当というふうな部分ではないというふうなことでございまして、それはそれで、一般的にはそういうふうな事例がございすけれども、私としては山元町の置かれた状況を踏まえればという話で、ちょっと余りにも中間省略しすぎた対応をしてしまい、大変申しわけございませんです。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これ一般的な事例はでなくて、本当に特殊な事例なんですよ、こういう部分にしか当てはまらないということなんですよ。ということで、ですから今回の山元町の例の場合には当たらないんでないですかと、地方公務員法上ですね。あとこれはね、国家公務員法でもそれは示されています。事例としても示されています。示されているんですよ。副町長どうですか、専門家の立場からすれば。まあ一般的な例入っていてもいいんですが。

副町長（嘉藤俊夫君）はい、議長。議員おっしゃるように、本当にこの条文を使うときは議員各位

に慎重な対応が必要だということはおっしゃる通りだと思います。一方で、逐条解説含めていろんな本に書いてあるサンプルとして、例えばうちの今の置かれている状況というの、町長は抽象的にお話しましたが、震災後、職員も亡くなった方もおられ、また、職員が偏在し、なおかつ今外部の自治体の方から応援をいただいて組織を運営していると、これも非常に法律が想定しているケースなのかなという部分があります。これを特殊な事情というお話をされているんだろうかなと思います。それがどういう形で特殊な事情と考えるかどうかという部分については、町としては、執行部としては、そういう特殊な事情として捉え、総務省等にもご相談というか、こういう形であるということをご説明はしておるということでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。前にも言っているんですが、その判断はあくまでも客観的に行われなければならないと、皆さんだけの判断では客観的にですね。すなわち、公務上の特段の必要性があることについて、特段の必要性ね、何人も納得、何人というのは我々もですね、町民全体ですね、何人も納得する理由があるわけではないと解釈されているんです。ということから見れば、今こうして私、疑問を持って確認しているわけですから、何人のうちの、私は何人に入らないんですよ。というふうに見れば、この対応は果たして正解だったのかどうか、大きな疑問残るわけです。まあそれ以上多分ね、答えられない、私は大きな問題があるというふうに指摘しておきます。

さらに、今回2名の定年延長ということがありましたが、この定年延長、さらに、定年延長は当該職務に従事させるため、引き続いて勤務させることを条件としてみとめられるものであるから、定年延長された職員を転任、昇任、または降格により他の職に従事させることはあり得ないとして、という解釈なんです、この点についてはいかがでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な認識、見解というのはご紹介していただいたようなことが基本になろうかというふうに思いますけれども、先ほど来からお話しているように、山元町の置かれたこの特異な状況、状態から、一つ一つ照らし合わせていきますと、これは何ら問題のない形でのこの条例の適用、解釈じゃないのかなと、こういうふうで考えるとございませう。（「議長は具体的に聞いているんですから、その具体的な質問に答えられるような答弁にさせていただきます」の声あり）ただ、「今のは一般論ですよ」の声あり）

議 長（阿部 均君）町長の認識は問題ないという認識という、今答弁だったと思いますが、町長は問題がないという認識だと思います。（「ではなくて、この解釈についてどうですか」ということを聞いているんです。具体的に聞いているんです」の声あり）その部分ね、はいはい、わかりました。職務は継続して同じ職場でというような部分についての見解を町長お願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろんなケースがあるわけでございますけれども、同じ職場でという、そのようなケースもございませうし、職種の内容、これまでの勤務の経験等々を踏まえた中で、それはケースバイケースで対処していく必要もあるんじゃないのかなというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。全く答えになっていない。そもそも勤務延長というのは特例中の特例なんです、異例なんです。かなり狭められているんです。勝手にできるもの、山元町だからできる、まあ山元町の場合できるのかなというふうにも思うんですが、それ

は。そのため、法のもとに、法でこう定められているんですよ。そして今の逐条解説ではさらにわかりやすいように説明、解釈してくれているんですね。その中では、これはあり得ないことですよということを言っているんですよ。山元町の場合は超法規的な社会というか、世界というか、山元町の場合はいいと、そういうふうに法で定められているのにもかかわらず、山元町の場合はあり得るんだと、できるんだということを町長は言っているんですが、そういう解釈ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども副町長のほうから少し触れさせてもらった部分があるんですけども、確かにいろんな解釈が逐条解説にございますけれども、どこまでその事態を想定をしてそういうものが整理されるかというようなことだろうというふうに思います、最終的にはですね。一般的には平常時の中におけるそれぞれの条文の解釈については、こういう事例が考えられるというようなことだろうというふうに思いますので、それはそれは大事な基本に据えていくべきだろうというふうに思います。ただ、山元町の特殊な事情も、これもあると。これを共通理解しないとこの話はなかなか平行線になるんじゃないのかなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。判断はあくまでも客観的に行われなければならない。何人も納得する理由がある場合でなければならない。共通の認識って、共通の認識に立てないんですよ。解釈が違うのでね。そういう中で、強硬的にそうしたことを進めているということになるんです。一般とか何とかでないです、これは限られたことなんですよ。限られた事例の一つが今言ったような事例なんですよ。それは法で言っているんです。もうこれ以外のものはないんです。ということで、これは多分、いつまでたっても町長は今まで述べたような超法規的なこの独自の、山元町独自の考え方でこういった取り組みを進めていくということであろうと思います。今まで、これまでの答弁からすればですね。それはそういうことで強行するということですので、とめるわけにはいかないのかなということ、これは、しかしながら大きな深刻な問題であるということをお伝えしておいて、次につて、この問題さらにですね、先ほどちらっと県市町村課、あるいは総務省に理解を賜るといふ答弁がありました。とりわけ県市町村課に対して、いつ、誰が、誰に、どこで理解を求めたのか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ことしの7月の28日に地方公務員の給与実態調査がございまして、そういう中でいろいろとヒアリングの機会がございましたので、そういう中で状況を申し上げてご理解を賜っているというようなこととさせていただきます。（「もう一回、もう一回」の声あり）

議長（阿部均君）今わからなかったですか。（「確認のつて、平成28年の7月28日って言ったんですか」の声あり）もう一度、町長、日にちについてお願いします。（「28年、決めた後に言ったつて、その前の確認でないでしょう、そしたら。おかしいんでないですか、これ。そういうのつてありですか」の声あり）

今、28年の4月つて（「7月」の声あり）7月ですか、はい。（「決めた後にこういうふうにしたんだけどいいですかというような感じだよね。こういうことが世の中で通るのかどうかということなんだけれども」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。我々としては、一定の確認をしながら、これはこの条文の適用についての町の置かれた状況はこの人事発令前に判断をさせてもらったというようなこととさせていただきます。ただ、6月議会等でも議員から同様の疑義が提示されたこともござい

ましたので、念のためにちょっと後の機会というふうになりましたけれども、去る7月28日の地方公務員給与実態調査の中でお話も申し上げてきているというようなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あのね、答弁でですね、さもさもといいですか、なお勤務延長導入に関しましては、町の置かれている特殊な状況等について区市町村課並びに総務省自治行政局にもご説明を申し上げ、ご理解を賜っているところでありまして。これだけを聞けば、県の市町村課、総務省に確認したところ、大丈夫だよということによってそういう人事上行ったというふうに受けとめます。そういうふうには私受けとめました、先ほどのやつでね。それは当然のことです。こういう大事なことをね、法を超える行為でもありますから、それをするとき、当然確認しなければならないと。確認するところまでの姿勢は評価というか、認めるというか、当然のことなんですけれども、しかし、それやっちゃってしまっただけでね、それからどうですかというのはね、どうでしょうかね、これね。そして、これ問題だって指摘されてたんです、指摘されている事項なんです。異例中の異例、特例中の特例のことなんです。そして今ね、いつだけなんて、私いつ、誰が、誰に、どこで理解を賜ったの。これ重要なことですからね、その後の問題でもね。これを明確にしてください。

議長（阿部 均君）時系列にご答弁いただきたいと思います。

副町長（嘉藤俊夫君）はい、議長。今町長がご説明しました7月の国のヒアリングの状況というのは、国のほうに、総務省のほうに県のほうで説明するとき、まあ町としてどういう見解だったかというのを改めてまとめてご説明したということでございます。

私は3月末に、決定権者はあくまでも町長になりますけれども、こういうところで定年延長の制度を使って人事をしますということを考えておりますという話を市町村課の担当班長のほうにお話、ご説明をしてきてございます。ちょっと何日というのはわかりません。3月末でございました。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう大事なことは、そういった口頭だけで済むことなんでしょうか。そういう県の承認を求め、理解を求めただけでなくてね、と言う場合に、当然正式な文書で交わされて、ああそういう事情だったら仕方ないねと、何月何日、行政者、あるいは承認を県の方だって責任を持ってそれを承認するっていう形になるんだから、そうでなければ、こういうことがあって、もし問題だと発覚したときにね、誰が責任を持つのかということになります。そういうことを防ぐために当然文書で交わされなければならない問題だと思いますが、文書で交わされましたか。

副町長（嘉藤俊夫君）はい、議長。先ほどももうしましたけれども、基本的には条例の判断だということでございます。町としてこう判断、考えていますよと。まあ異例の対応だというのは議員のご指摘のとおりだったので、そういう意味で町としてこう考えたのでという説明を口頭でしました。文書ではやってございません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。答弁では理解を賜っているだから、別に県がいいよ、わかったとかということでもないんですね、そうするとね。ただ、あんたらそういうことするんだったらどうぞご随意にと、あんたたちの条例の中でね、やるんだから、それはどうぞそこまで口挟めないと、県もね。国もね。ただ、後で問題になってときは私も知らない、県だってね、そういう話。かえって県だってそれはそういうことで、そのほうが責任上軽いというかね。いずれにしてもこのような行為は、そういう正式な契約といいま

すか、手続きを経ないで行ったと、まあ町独自に、山元町独自に行った人事だということですね。そういうことでよろしいですね。

副町長（嘉藤俊夫君）はい、議長。いろいろ疑義があったときにどういう形で消化するかというのは、方法あると思います。今回のケースについていえば、事実について町としての考え方を示し、指導なり、その後のいやいやこれ条例違反だというようなものも今のところいただいていないということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。多分こういうことは県庁ではできない取り組みといたしますか、これ以上ね、県庁から来ている、せっかく応援に来ていただいているんですからあれなんですけど、私は県庁ではこんなことはできないというふうに思いますということで、この件については本当に重要な問題だと。いずれまたときを改めてこの辺は山元町としてやっぱりこれを問題にしていかなければならないというふうに考えている。幾らやり取りしてもですね、これはもう山元町で決めたんだということですので、この件についてはまた引き続き問題にするということに次に移りたいと思います。

次は、4点目の山二小跡地利用をめぐる問題ですが、これはきのうから問題提起されています。まず確認します。生涯学習課長はこのことをいつ知ったのか、確認します。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。

生涯学習課として自認したのは今年の6月30日の東部地区の会議でございます。現実的にはその前の半年前の10月の会議においても畑地に組み込まれているというふうなことについても確認をいたしてございます。（「違う、あなたが知ったのはいつかというの」の声あり）私が自認したのは6月の30日の会議において配られた資料というふうなもので、あとは説明によることで私が自認したものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。きのうの話、展開の中では、去年の東部の何とかって10月だか何月会議ではそのことについてそういう方針が決まっていたということになっているようですが、生涯学習課としては、この東部の会議には参加されなかったんですか。これは重大、当然組み入れられなければならない会議だと思うんですが。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。

参加いたしております。（「10月の会議に参加しているかという」の声あり）参加しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。10月に参加してたら、このことしの6月30日に知ったというのおかしいんでないの。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。大変申しわけございません。その自覚がございませんで、その畑地になったというふうなことに関しては6月30日の会議だというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、そういうことです。でね、まあいいです、いいです、いいですって、よくないんだよ、よくないんだけども、もうこういうふうになってしまった。それを知ったときにね、6月30日に知ったとね、まずね。そのときに利用者団体への対応をどう考えていたのか。まあ、いいわというか、当然そこで利用団体にお話ししなければならない。そして今後の対策、対応きめなければならない。利用者にとってはずっと使えるもんだと思っただ話ですから。その辺の対応についてお伺いします。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。6月末、7月中に東部地区の関係室に、いつ工事が始まるのか、また測量の時期はいつなのか、今整備を終えた土地が現実的にはいつまで使え

るのかというふうなことを確認をして、それが今年の12月であるというふうなことを確認をとった後、ソフトボール協会の会長さん来庁の際にこれが来年、来シーズンあそこの土地が使えなくなるというふうなことを8月の8日だったと思いますけれども、申し上げました。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あの、これも大問題ですね。きのうからこの件については確認されているところなので、その辺繰り返しません、この辺の一連の動きに対して町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども担当課長のほうがお話したとおり、一定の情報を共有をしている部分があるわけですので、そういう段階でできるだけ速やかに関係団体等と問題意識を共有しながら、早目に善処できるようにすべきだろうというのが基本的な受けとめ方でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この問題もですね、今利用者団体、今ちょっと時間がないのでなかなか説明できないんですが、一生懸命頑張っているんです。そして、細かいことについては別な機会に要請しますが、いろんな意味で町のほの、まちづくり、あるいは何とか増進、何とかでない、健康……、そういったところで町を本当に引っ張っている人たちなんです。そういう人たちを、そういう人たちだけを大切にする必要もないんですが、そういう実績をつくっている人に対しての町の対応というのは、本当に真剣に考えなければならないということをもまず求めておきます。

次に、県道かさ上げの問題なんですが、このことについてもう町はいろいろもう、その状況、要求、要請、受けているという、そしてその事情、実態もね、十分認識しているという話になっていると思います。そうしたことで、町はそうした話を受けて、状況を受けて、県に対しての働きかけというのはこの間ありましたか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。県に対する働きかけ（「はい、はい、はい、まあ要請と言ってもいいです」の声あり）要請……、「まあお願いしますとか、あるいはこういう話出てるんだけどどうなんでしょうかとか、県としてはどうなんだべとか、変えるなら変えてもらえるんだろうかとか、そういう働きかけです」の声あり）この問題に対しては、町の状況を担当部署を通じて逐次情報共有をしてきているというようなところでございます。要所、要所での動きをご説明をしながら今日に来ているということでご理解を賜りたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この問題も抽象的でなくて一般的なんです、具体的にもう確認しているところなんです、そういうことであれば、最近町にそういうことで要請に伺ったというのはいつですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。（「私聞いているのは、いいわ、いいわ、時間なくなるから、町長みずからということにします」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題について私が直接というふうな場面は今のところございません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そのことについても大きな疑問が残るわけですが、そしてこの間いろいろですね、そういった請願者の団体に、非常に不誠実な対応も町がしていると。例えば情報公開の件にですね、情報不存在、あり得ないことです、これね。これももう時間がないですから、別の場面であれなんです、これについても問題がある。非常に

不誠実な対応をしていると。そういう中で、県議会ではもう既に動いています、このことについて。これ8月20日、19日、県の建設企業委員会では津波防御を目的とした県道相馬互理線のルート変更計画に山元町笠野地区の住民が反発している問題が取り上げられた。この反発というのちょっと表現おかしいんですけどね。こいつ新聞社で書いたやつですから。遠藤土木部長は現時点で、現時点ですだからね、現時点で変更計画は維持する考えを示し、町と一緒に住民との話し合いを尽くすと述べていると。もう県ではこういうふうに住民と話をするとところまで姿勢を示しているんですよ。にもかかわらず、山元町は何回も、再三の要請・要求に対してもそうした対応には応じていない。先ほど説明の中でね、住民のほうの約束、その調整がつかなくて逆に住民側のほうからの話のあれがないということなんですけど、なかったらいいで、積極的にそういう姿勢があってもいいのかなということ伝えて、この件については終わります。

次に、5、6、7、非常に簡単なお答えをいただいたわけですが、この辺についても非常に事実と違う、この展開されています。異議申し立て、平成27年1月23日から4月の28日、第1回の督促までの経緯なんですけど、この異議申立書が提出されている事実を確認できたのはいつですか。関係者でいいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。平成27年4月末頃でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、この件に関して、これはもう何回も議会の中でも確認しているところなんですけど、この第1回目の督促が来るまで、その管理者といいますか、関係者があったこと自体わからないということを行っているわけですが、関係者、このことを、この事実について改めて確認します。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。（「マイク願います」の声あり）失礼いたしました。この関係につきましては、8月9日の総務民生常任委員会のほうでも資料をお示しをさせていただいているところでございますけれども、その中に平成27年4月末ごろということで具体日にちは定かではございませんけれども、総務班長が人事異動によって交代した際に、袖机に積まれた文書類の中から未収受の平成27年1月23日付の異議申立書を発見したところからスタートしているというふうなところでお示しをさせていただいているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その事実がそういうことではないということで、今確認しているんですよ。1月23日に出して、そしてその間、私直接事務局職員に対してこの件についてどうなっているんだ、どうなっているんだということで、再三再四にわたり確認しています。4月28日以前に。それで、3月議会が終わっても、まだそういう対応がないということで、これではだめだ、何回口頭で言ってもだめなんだ、無視されているんだ議会はということで、文書で督促しましょうということで、督促したんですよ。その辺の事実関係については班長同士は知っているんですからね。その辺について、その辺の事実についてはどのような受けとめをしているか確認します。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この情報公開請求に係る経緯の関係については、班長のほうに整理をしていただいておりますので、遠藤議員さんがおっしゃられた部分に多少どうなんだろうかとこのところの疑問は残るところであります。（「あなたが疑問が残るという意味」の声あり）ええ、今、議員さんのお話の中で班長同士はわかっているんだからという部分をとったときに、私としてはこれが事実なんだという受けとめ方（「はできないと、はい、わかりました」の声あり）でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、そういう話になりますと、これは事実を確認しないと、重要な問題ですからね。まあ何らかの期間を設けて、この問題を取り上げていかなければならないということになる。班長同士はこの件について、そして班長からそういった話は受けなかったんですか、じゃあ。上司、直接の上司。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。人の記憶というふうなものは本当にどこまでというところがあって、時間の経過とともに本当にややもすると（「重要な問題だからな」の声あり）間違っただけを言ってしまうかもしれないけれども、情報公開請求（「話らしい話はなかったということね」の声あり）情報公開請求があったことについて、一旦は情報不存在でお返しをさせて（「そういうこと聞いているんでない」の声あり）いただいておりますので、そのことの認識理解は持っておりました。繰り返しになりますけれども、27年4月末ごろ、27年1月23日付の異議申立書を、その袖机に積まれた文書の中から発見したと。それで、それは1月23日に異議申立書を頂戴しているので、これは未收受であったがゆえに、これをきちんと收受をして処理すべきというところで、平成27年1月23日の日付で收受をし、その後決済処理をして、以下その後の展開につながっているというふうに理解をしておるところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。私が確認しているのは、班長からそういう話はなかったですかということを知っている。そういう話というのは、督促が来ていますと。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。班長からなかったかと言われたことについては、その異議申立書の（「違う、なかったかって、異議申立書のことを言っているんだから」の声あり）なかったかと言われれば、不存在で回答しているんだからと、それ以上のものは。（「情報公開と異議申し立てと存在違うでしょう、あんた何理解してるの」声あり）ないんでないかというふうなやりとりはしたような覚えはございます、はい。（「存在という情報公開の結果に対して異議申し立てをしてるんですよ。その異議申し立ての存在を、そして今度こちらからその異議申立書の存在をあなたは知らない。それは隠してたと、班長がね。でもその前に、班長間同士で異議申し立てについて早く受け取って、早く進めてけるということを班長間ではやっていたと。そのことを知らなかったのですかということ、それは知らないということだから、だったらば直接班長からそういう話はうかがってませんでしたかということの質問」の声あり）

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。見当違いの回答をしたようでございまして、異議申立書の部分については知らなかったというふうに言わざるを得ません。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。直接の上司がですね、あの異議申立書の存在を知らなかったっていう言い方も、これは大問題ですよ。町長いかがですか、こういった事態に対して。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういう事態が事実だというふうなことであれば、速やかな情報共有の中で速やかな事務処理遂行をするというような、基本的な対応がなされていないというふうな部分については、大変遺憾であるなど、大変申しわけなく思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺についての事実についてはお認めになったということですよ。そして、さらにですよ、さらに今度第2ステージといいますか、4月28日から第2回の督促、また出るんですよ。それが6月の17日ですか。そこまで何をしていたのかということになるんですよ。まあ、このいろいろ説明からすれば、4月によくわかって、そして情報公開審査会を求めなければならないということになるわけですが、そういうのわかった時点で14日以内に求めなくてはならない。求めたところ、委員切れ

だったということが判明したんです、4月。そしたらすぐに対応しなければならない。ところが、6月17日まで全く対応していなかったという事実なんですよ。そして、そこでさらに2回も督促来たから、それでは動かなければならないと動いた結果、そこで初めて今度メンバーを確認して、お願いして、仙台弁護士会にお願いしているんだけど、今よこされたってだめだべというようなことで、そこでもまた遅れたという展開の事実経過なんです。それに副町長、そういう事実経過で間違いありませんよね、確認します。

副町長（嘉藤俊夫君）はい、議長。8月9日の総務民生委員会に出しておりました。何もしていなかったということではないんですけども、結果的に遅れたということについては、何回も陳謝しておりますし、またこういうことがあってはならないということも事実でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあそう言わざるを得ない、立場上言わざるを得なくて言っているんでしょうけど、何もしてないんですよ。これは誰が見てもわかる話であって、そのことによって、ということなんですよ、町長。これが事実なんですよ。そういう報告を受けてますか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでもその辺の対応確認を求められてきておりましたんですが、私もこの4月下旬なり5月上旬の段階でこういう残念な動きがあるというふうな部分については、報告なり説明を受けておりましたので、前回もお答えしたとおり、速やかに必要な対応をなさいというふうな、そういう話でいろいろこの審査会の開催に向けた諸準備を進めてきたというようなところでございます。その中で議員ご指摘のような、必ずしもそのいろいろ途中経過あったわけですが、今議員期待しているようなスピード感の中での対応になっていなかったという、そういう部分はございます。その点については重ねて陳謝を申し上げたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そもそも2回も督促というのがもう異例中の異例ですからね。大問題ですからね。その前に、ですから、今町長4月の28日時点でその前後にそのことについては確認できる。その後2カ月以上もたつんですよ、結論、9月ですから。そのことに対する町長の管理責任というのはどうだったのか、わかっていたんですからね、あれどうなった、こうなったということは当然あってしかるべきだと思うんですが、その辺の対応について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。要所、要所で専任の関係の商談とか、あるいは弁護士会の手配、要請ですね、こういうような部分については報告を受け、また相談にも乗ってきている部分は相当程度ございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その結果、9月になっているんですよ。委員の選任とか約ね、開くまで2カ月以上たっているんですよ。これは大事な、重大な問題、深刻な問題だと誰もが思います。やはりそのことについてもね、改めて検証して、改めた対応を図るべきだと思いますが、それを求めて終わります。というか、求めますということで、それに対する答弁はほしいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまその、この政策提言……もとい、この情報公開の審査会の対応についてのけじめというふうな部分の話でございましたけれども、これにつきましては、6月の議会の中で、この情報公開の審査会の対応も含めて、るる発生しております諸事案を含めて、私としてはそのへんに統括管理責任というふうな部分での責

任をお示しをすべく、みずからのこの給与減額条例を提案をさせていただいたというようなことですので、何分、そういうもろもろの中身を含んだこの給与減額条例であるというようなことを重ねてご理解を賜ればというようなことですので。いずれにいたしましても、「新たに出てきた問題ですから、それに対してどのような対応を図ろうとしているのかということの確認の質問でした」の声あり）いや、これまでのお尋ねの中で、一部説明しきれない部分があったかもしれませんが、全体としては流れを説明し、要所、要所での不手際、「新たに今確認させたの、町長も認めたでしょう」の声あり）等々、これについてはお詫びをするわけです。「質問時間は終了しておりますので、余り追加しないようにお願いします」の声あり）（「いや、追加でない、どうせ説明したんだから」の声あり）トータルでの給与減額条例を出させていただいたというようなことをご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は5時55分といたします。

午後5時44分 休憩

午後5時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

1番岩佐哲也君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番岩佐哲也です。平成28年第3回山元町議会定例会におきまして、大綱2件、細目9件につきまして質問いたします。

まず、第1項目ですが、新庁舎建設事業における住民サービス向上対策についてですが、このテーマを取り上げるに至った理由をご説明申し上げます。

新庁舎建設に当たっては、住民へのサービス向上と職員の働きやすさ、職員の作業場の環境向上が最重要であると考えます。ところが、業者からの提案は、冬の積雪時雪が多く、早く消えるために、北側の影を少なくすると、それで建屋が丸がいいのであるという提案。あるいはひし形がよいか、あるいは周りがガラスで住民がどこからでも見られるような設計がいいと。そんな話からいろいろ建屋の提案がありました。私は非常に違和感を覚えました。要するに、住民サービス、新しい新庁舎におきます住民サービスの向上をいかに上げるか、そういう構造をいかに取り入れた設計をするのか、あるいは住民が喜んで使えるような環境、職員が効率がよく作業ができる環境のためにはどうい建屋がいいのかという設計が提案されるものと思っておりましたし、当然私も対面式がいいとか、待ち合いがどうだとか、いろんなことを提案、発言させていただきましたが、ほぼ形は固まってきたと。本来であれば内面のほうからやるべき問題が、配置は後でもいいんだということで、後で何とでもなるというような発言が堂々とされた。非常に違和感を持った次第でございます。まあ形ができつつあるというふうに聞いております。そこで、建屋がハードであれば、住民向上サービスをソフト面からいかに向上するかという観点から今回の質問としてさせていただくわけであります。

そういう観点から、細目1点目、新庁舎移転時の組織編制及び職場の配置についてはどんなふうに検討されているか。

そして2点目、総合窓口設置などの窓口での住民サービス向上を考えるべきではない

かと思いますが、どういう検討をされたのか。

そして3点目は、いろいろ検討されていると思いますが、参考になる他の地自体、そういうものがどういういい点を取り入れようとしておられるのか。私はそういう観点が重要だと思います。

そして最後、これはこの取り上げた大項目の結論的な部分、ぜひこれを検討してほしいという意味で1、2、3に続きまして4番目の窓口ワンストップサービスを検討すべきではないかと。窓口ワンストップサービスの対応を検討してはどうかというのが結論的な、これは対応するという回答にぜひともご検討いただきたいということで、こういう点を申し上げます。

それから大綱第2、雑草やごみの散乱のない快適なまちづくりについてということですが、これは最近非常に少なくはなってきましたが、相変わらずごみのポイ捨て、いわゆる弁当食べかす、あるいはペットボトル、空き缶の投げ捨てポイ捨てが非常にあります。これを防ぐと。きれいな、あるいはその環境のいい、生活環境のいい町をつくる。その原因の一つをたどってみますと、やはり一つには捨てるのに汚れないような環境をつくる。いわゆる雑草、道端、あるいはポイ捨てができると、すぐ目立つようなところには捨てないだろうと。まず雑草のポイ捨てのしにくい環境をつくろうと。特に最近はいろんな作業でどちらかという町民といいますか、あるいは区民といいますか、区内では区民が捨てるということは余りなかろうと。あるいは町内でも顔見知りの方が捨てないということも含めて、どちらかという他県ナンバーとかの、そういうこともありますが、いわゆるそういったことの、捨てられないような環境をつくるという、あるいは捨てられたものはチェックするという体制、そして最終的にはごみの散乱にならないような町をつくるべきではないかということで、細目1点は建屋のない空き地住宅、一般に通称空き地と言っているかもしれませんが、空き住宅地の雑草除去対策がどうなっているのか。

2番目は、被災跡地の雑草除去対策について、いろいろこれは入札とかなんてやっていらっしゃるようですが、2件目はそれについて。

3件目、道路や河川・堀の土手などの雑草除去対策についてお伺いするものであります。

そして最終的には空き缶・ペットボトル・弁当の食べかすなどのポイ捨て防止対策についてどんなふうにお考えになっているか。

最後の提案にはなりますが、ごみの散乱防止条例の制定を検討してはどうかと。これもこの問題の結論的な部分として、この部分を最後に質問させていただきたい。

以上について第1回目の質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般質問最後になりました。岩佐哲也議員のご質問にお答えをいたします。

大綱第1、新庁舎における住民サービス向上対策についての1点目、新庁舎移転時の組織編制及び職場の配置についてですが、新庁舎につきましては、震災関連業務終息後を見据えた規模を目標としており、庁舎内の職員数は145名を想定しております。組織編制については、現在流動的な部分がありますが、現時点では旧庁舎時代の組織編制に現状を加味した形で検討を行っております。なお、基本的な諸室の配置の考え方につ

いては、来庁者の利便性を考慮し、1階に窓口や民生部門、現業部門等、ほとんどの執務室及び大会議室、情報発信スペース等を配置する案としております。また、2階には、特別職及び議会関係諸室並びに総務部門や教育委員会の執務室等を配置する案としております。

次に、2点目、総合窓口設置などの窓口での住民サービス向上対策についてですが、職員検討部会の段階においては、新庁舎は窓口の配置や来庁者動線の関係上、複雑な案内が不要となる配置計画であること及び案内板やサイン等でのわかりやすい誘導表示を行うこと並びに職員一人一人が来客に対ししっかりとした案内の役割を果たすことで、総合案内は当面配置しないとの考え方が示されているところであります。

次に、3点目、参考になる他自治体の取り組み事例についてですが、新庁舎を検討するに当たっては、職員ワークショップやアンケートにより、近年地元自治体で庁舎等を建設した派遣職員の方を初め、全国各地から派遣されている職員の方々からご意見をいただいたほか、町職員が富谷町、松島町、南三陸町、福島県国見町を訪問して庁舎等の施設を視察をさせていただき、うまくいっている点だけでなく、反省点や課題となっている点などについてざっくばらんにアドバイスをいただいております。

また、待ち合いスペースやオフィス空間のつくり方などについては、その都度設計者等から情報提供を受けており、これらも参考に詳細を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目、窓口ワンストップサービスの対応の検討についてですが、現仮庁舎においても、町民の方が最初に来訪した窓口要件のある課などの職員が赴き、その場で対応するという運用も図られているところではありますが、現行の仮庁舎の構造上、各課等が離れ、窓口も狭く、数も限られていることから、来庁者の皆様にご不便をおかけしていると認識しております。したがって、新庁舎においては、関連がある課、室等については、隣接、近接の上、ワンフロアで連絡がしやすい配置を念頭に計画しているところであり、運用上のワンストップ対応も含め、町民の皆様にご満足していただけるような窓口対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、雑草やごみ散乱のない快適なまちづくりについての1点目、建屋のない空き住宅地雑草除去対策について及び2点目、被災跡地の雑草除去対策についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

土地の管理については、当該所有者が行うものであり、雑草等の繁茂により環境美化や公衆衛生上好ましくない状態にあるものについては、当該所有者に対し草刈り等を実施していただくよう文書でご連絡を差し上げております。その際に、自ら草刈りなどが実施できない方については、請負者を紹介するなど、速やかに実施できるよう努めているところであります。また、町で買い取りを行った被災宅地については、町が所有者となりますので、臨時職員の活用や業務委託により随時草刈り等を行っております。しかし、沿岸部の居住世帯が減少した地域における環境整備につきましては、震災前のように実施することが非常に困難な状況であることは理解しており、行政区等から相談や要望があった際には、町においても可能な限り対応することで現在も努めているところであります。

今後も町と行政区や地域住民の皆様とがお互いの協力し、よりよい環境整備が図られるよう努めてまいります。

次に、3点目、道路や河川・堀の土手などの雑草除去対策についてですが、町内の道路、河川等には、それぞれ施設管理者がおり、施設の機能維持等を目的として国、県、町、土地改良区など、それぞれの施設管理者が担当して除草を行っております。このうち町が管理する施設につきましては、まず従来から各行政区で組織する山元町道路河川愛護協会がそれぞれ行政区内の主要な町道、農道及び河川などの除草を行っており、また施設管理者の町が業務委託や臨時職員によりこれら以外の幹線道路や主要な河川等の除草を行っております。さらに、農業農村の多面的機能に着目した保全活動として認定された活動組織が、農道や農業用の用排水路等の除草を行っており、今後ともこれらの体制を維持して除草体制に当たりたいと考えております。

次に、4点目、空き缶・ペットボトル・弁当の食べかす等のポイ捨て防止対策についてですが、軽い気持ちで捨てられたごみは、景観を損ねるだけでなく、町の印象も悪化させ、不衛生で次のポイ捨てを招く原因にもなります。本町では不法投棄防止巡視員による巡回パトロールを実施し、道路わきや河川に捨てられたごみの回収及び不法投棄行為の早期発見を図り、不法投棄の未然防止と啓発活動に努めております。

また、各行政区からの要望により、ポイ捨て防止看板を提供し、地域からの啓発にも努めているところであります。ポイ捨ては一人一人のマナーやモラルで改善できる問題でもありますことから、今後とも地域や家庭、職場でのマナー向上に向けた啓発活動に努め、捨てられたゴミを回収するのではなく、ごみを捨てない、ごみは持ち帰りの環境づくりに努めてまいります。

次に、5点目、ごみの散乱防止条例の制定等を検討してはどうかについてですが、本町においては、山元町環境美化の促進に関する条例を制定し、昭和60年4月1日から施行しているところであります。この条例は町民、事業者、土地または建物の占有者、町などが一体となって、ごみの散乱を防止するとともに、散乱ごみの清掃を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的としております。

本町では、秋に実施している町内一斉清掃や各行政区ごとの清掃活動、老人クラブによるごみ拾い、サーファーによる海岸清掃など、これまでも自主的に取り組んでいただいているところでございます。また、ことし6月には、町が管理する道路・河川・公園等の環境美化活動を行うボランティアを山元クリーンサポーターとして認定し支援するなど、町民の皆様には地域コミュニティーを形成しながら積極的に環境美化活動に協力していただき、協働のまちづくりへのご支援をいただいているところであります。

今後も引き続き町民の皆様には自主的な清掃活動等、環境美化の促進に協力いただき、持続可能な住民共同のまちづくりへ向け、各家庭、行政区、事業者、学校等を通じてさらなる啓発、意識の高揚に努め、ごみのないきれいなまちづくりに努めてまいります。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、再質問させていただきます。

大綱第1の1件目、新庁舎移転時の組織編制及び職場の配置ということで、まず職場の配置のほうからお伺いします。

今現在、我々のほうにデータが寄せられておりますものを見ますと、1階の町民課といますか、町民と特に接する部分ですね、ここのところ盛んに、いわゆる町民の待合室と直接の窓口をうまくとるべきじゃないかということ指摘しておるんですが、1階のところには来庁者の頻度の高い部門はさることながら、農業委員会が表面のほうに出

ていたりということなのですが、その辺は再度検討していろいろ現在固まっているのかどうか、案ですね、これをまずお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。できるだけ町民の利便性向上のための動線の確保に向けて検討しているところでございますけれども、具体の検討状況につきましては、担当の企画財政課長のほうからご説明を申し上げたいというふうに思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。ただいまの来庁者の方の待ち合いスペースの件でございますけれども、現在、入口から入った町民生活課として予定しているフロアの前に待ち合いスペースを設けるということにしておりまして、また、今現在、中央に通路を設けて、その両側に諸室を配置するというので、なるべく動線が短くなるようにということで今配置をしておりますが、その中央の通路のスペースにも、なるべくそちらのほうでお待ちいただけるようなベンチを置くですとか、そういったことでお待ちの来庁者がそこで座っていただけるようなスペースを設けたいというように考えてございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。委員会に参加している議員からも聞きましたが、モール方式というのは中央方式、これはどちらかといいますと対面方式の窓口を優先で、今ですね、モール式というのはほとんど、極端に言いますと1階部分は対面式、2階がモール式。なぜ2階がモール式で対面式かといいますと、いわゆる職員が仕事、職員の動線を考えて、仕事をやりやすいというのが典型的なこれ、今80パーセント、90パーセントがそういうのです。1階は逆にモール式ではだめだということで、対面式になっているんですよ。多分、恐らく、いろいろ各地調査してご存じだと思うんですが、私のいろいろあちこち、例えば天童市も行って見ましたし、紫波町も行って見ました。私は2回、3回、紫波町は行って見ますが、これは個別に2回、あるいは議会で1回ということで行っていますが、全部そういう方式に今なっているんですね。そのベースになっているのが富谷町だというように紫波町では聞きましたけど。いわゆる紫波町はそういうふうで、モール式も一部ありますが、対面式やっているとということで、基本的にはやはり1階の一番町民が窓口として利用する来庁者の多いところは対面式をすべきではないかということで、再度この場をお借りして、そう検討すべき、固まっていなければ。先ほどの答弁だと、まだいわゆる業者の意見も聞きながら検討しますというようなこともありますから、その辺の確認をしたいと思いますがいかがですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。現在の大きな諸室の配置ですね、こちらにつきましては個別の、産業振興課のこととか、そういったことまではまだ具体的に張りつけというところまではなっていないで、案ということでお示しさせていただいているんですが、大きな、今回中央に通路を設けて、その両側に諸室を配置するですとか、あと2階のほうに議会議場ですとか、そういった配置のほうをさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては議員各位にもご説明申し上げてこれまで来たところもあり、あとまた町民検討委員会のほうでもこちらのほうお示しさせていただいております、おおむね了解をいただいているという状況でございます。ですので、大幅な配置の変更ということについては、今のところちょっと今後の工期ですとかそういったことも考えると難しいかなというように考えてございまして、その他運用ですとか、そういった部分で対応できる部分については対応させていただきたいというように考えてございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1階の配置は先ほどご説明いただきました、1階部分には町

民生活課とか、いろんな保健福祉とか入れて対応できるようにしますということなので、それはそれでね。

そこで、別な角度から質問いたしますが、新庁舎建設、せっかく建設するわけですから、住民に喜ばれるような、前と違った、サービスが向上したとよというような評価を得られるような検討が必要だと。そこで、よその例なんかを見ますと、いわゆる目的別に窓口を設けているんですね。課を廃止して、いわゆる町民が、まあ一般の入札とかの仕事とかは別ですよ、一般の町民の方が大体3種類ぐらいに分かれると、町民が訪れる目的は。一つは出生届けとかいう届け出ね、届け出に来られる町民。2つ目は、証明書をとりに来られる、所得、税務の証明とか、あるいは戸籍謄本とかね。3つ目は相談に来られる。今度うちを建てるんだけどどうするとか、あの道路どうだとかという、大体この3つに分かれる。要するに、その中で一番多いのが届け出とか死亡届とかね、転入届と。そこで、よそではそういう町民生活課とか、保健福祉とかに、それはそれで課はあると思うんですよ、けど窓口、お客さんに対する窓口においては、少なくともそういう窓口を設けて、証明書だけとる人は証明書に行けばととる。届け出の方は届け出に行ってそこで全部終わるような。今の状態ですと、ある届け出は例えば町民課に行って、ある届け出は健康福祉課、ある届け出は教育委員会に行くと、そこに行きながら全部書類書かなければならない。そういう住民から見た便利さというものを組織再編というのを考えたのかどうか、お伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。済みません、私の、企画財政課のほうでその庁舎設計するその担当に当たりました、具体的な組織編制としてそういった窓口部門を設けるといふところまでは、まだそこまで突っ込んだ議論というのはなされていない。今後必要に応じてということ、済みません、人事担当ですとか組織担当のほうでということになろうかと思っておりますけれども、現在のところ、議員おっしゃられるとおり、町民の方に対するサービス向上というのは私たちとしても非常に大事に思っているところでございます。

今回まずベースにあるのは、わかりやすさということもありますけれども、なるべく町民の方が1階に行ったり、2階に行ったり、あっちに行ったりというのがないように、なるべく動線を短くということで今回このような配置にさせていただいているということがございます。そういった目的別ですね、届け出ですとか、そういった考え方もあろうかと思いますが、それぞれそういった形態をとられている自治体さんについては、恐らくそういった自治体の規模ですとか、人口規模、それから職員の数ですかね、そういったことも踏まえて、可能であるというようなことでやられているということがあろうかと思っております。それを我が山元町に当てはめて考えた場合に、そういったことが職員の数今後減っていくということもありますので、そういったことが可能かどうかということを含めて検討していく必要があるかというように思います。まあ現状としては、例えば運用で、例えば体の不自由な方がいらっしゃったときには、担当課の職員がそれぞれその方のところまで赴いていろいろして差し上げるとか、そういったことでの対応というのは、現実的かなというようには考えております。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。我が町でも、今話しありました、例えば車椅子の方とかね、そういった方は町の職員がその方を動かさないで、動かないでその場に待っていただいて対応しているというのは町民生活課のほうからも現場での確認はいたしておりますし、

非常にそういう意味では感心しているところでもあります。ただ、そういうお客さんばかりではありませんで、やはり普通来られた場合、今の状態だと3カ所ぐらいは、例えばね、親子三代で後期高齢者と働く本人と子供さんが小学生・中学生がいるような方が転入してきた場合は、3カ所、4カ所で1時間半ぐらいかかるという現状ですね。大体よそもそうだし、我が町も聞いたらそんなになっているという。これをやはり改善する。よそで、先ほど申し上げましたけど、これを20分で対応できるように対応している。もちろん課長おっしゃるとおり、その例は27万人ぐらいの大きな市ですからね、スケールが違うということはあると思いますが、ただ基本的な考え方は一緒であると。ただ、そういう姿勢があるかどうか、そういうことを検討したのかどうか、それでこの新庁舎の配置に生かそうとしているのかどうかということをお聞きしたい。それがなくて、ただ今町民課ですからここ、産業振興課のことということだけではだめなんじゃないかと。せっかくなので、移転時には町民にとって非常に変わったなと、よかったなという評価をいただくようなね、配置なり、もちろんそれだけじゃありませんが、職員も非常に動線がいいとか、動きやすいというような、仕事をしてもらおうと。そういうことをぜひ一回、まだ実施設計もできていないわけですから、根本的にソフト面のそういう組織とかね、配置とか、やり方を研究してほしいと思うんですが、町長はいかがですか、その辺の考えについてどう考えていらっしゃるか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに山元町にご縁があって転入なり、あるいは一時的にせよ住所変更なり、一定の手続きを要するというような方が、必要以上の時間を費やすというのは町の印象というふうな部分にもつながることだろうというふうに思いますので、できるだけ時間の少ない中で手続きが完了できるような仕組み、システムというのをこれから検討委員会なりの中で少し英知を結集できたかなというふうに思います。まだまだ本当にきめ細かいところまでの議論が尽くされているかという部分について、相当程度の部分がございますけれども、今ご指摘の部分については、もう少し工夫があるんだろうというふうに思いますので、少し知恵を絞ってまいりたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そういう意味でね、検討するという事なので、ぜひとも他自治体の例なんかも含めて検討すべきだと思います。

住民サービスの向上という観点だけで申し上げましたが、先ほどの例を申し上げますと、1時間20分かかったのを20分でできるということは、大きな職員さんの手間も省けるわけで、そういう意味での行政改革の一端にもなるわけですから、ぜひ総合的な観点からしっかりと検討はしていただきたいなというふうに思います。

そこで、2番目の総合窓口設置についてですが、これは人口2、3万ぐらいのところはほとんど一旦窓口で照会して、それでその窓口に行くということなんですが、我が町は人口もあれですから、なかなか一人専属でというのは難しいと思うので、先ほど回答いただきました町民生活課の、あるいはその一番最初に接した窓口でご案内も含めて職員一人一人が対応するという事なんで、それが現実的だと思うので、ぜひともこれは徹底してやっていただければなど。

ただし、先ほど短時間でということだけ申し上げましたけれども、早いだけが能ではなくて、クイックアンドスローということで、いわゆる届け出制なんかは早いに越したことはない。ただ、先ほど3つ挙げました町民が訪れる3つ目の相談事というの、これはもうスローでないと、急げばいいという問題ではありませんので、これはじっくりと、

しかもこれは逆に配置がどうなっているか、相談窓口、個室をきちんと設けていただいて、そちらに、よそに漏れないような、そういったこともきちんと、個室がたしか入っているかどうかわかりませんが、相談窓口をきちんとして、そこはじっくりと時間をかけてでも対応すると。早いだけが能じゃないということで、そういうあれをひとつ。

3番目に入りますが、他自治体の取り組みということですが、先ほど一部例を申し上げましたけれども、いわゆる総合窓口といいますか、ワンストップ窓口ということで、長岡市に行ってまいりました。長岡市の例で言っていました。たしかこれを先ほど申し上げた例も長岡なんですけど、実は、ここは1カ所で全部対応すると。いわゆる我が町でも先ほどちょっと例ありましたが、職員が移動してやります。徹底してここはもう先ほど見たように窓口を3つ、課でなくて、課というか、保健福祉とか町民課じゃなくて、いわゆる届け出窓口、言葉で言えばね、届け出窓口、証明書発行窓口、相談窓口、そこに行ったらばお客さんは動かさない。町民は歩かないで結構です。職員が全部来ると。先ほど申し上げましたように今3カ所に行けば3カ所、名前から本籍、住所書いて、目的のところに丸つけて書類出すというの、これはもう1カ所で1枚出せば全部やれるというところまで徹底してやっているということなんですけど、このワンストップ窓口には3つか4つの方法があると。私もなぜ長岡さんはこういうことをしたんですかと。まず一つ目は、コンピューターで窓口1回行くと全部できるようなシステムつくっちゃえばよかったんじゃないですかと。27万人ぐらいの人がいて、1,100億円の予算組んでいるんだ、お金なんかあるでしょうと言ったら、結構大金がかかって、これは難しいと。2つ目は、いわゆる専任、何でもオールマイティの職員をそこに配置するというのが2つ目の方法。3つ目は、今言ったように、窓口はそうして、職員のほうが動いて移動すると。そのために配置ずっと後ろに全部そういう職員を配置してあるんですね、そういうふうに。あと4つが今までどおり各窓口行ってくださいよという、この4つの方法があるということで、長岡はこの2番目の方法を選んだということで、1時間短縮できましたということで、どこを参考にしましたと言ったら、いやどこも、いろいろ研究しましたが、今のシステムは私のところが最高ですよというようなお話でした。

そういうことで、我が町ではその3つの方法ね、4つ目はまあいまやっているからそれは別として、3つの方法のうちやはり最後で話出てた職員がある程度は動いて対応して上げますよというような対応が私は望ましいと思うし、それをぜひやってほしいと思うんですが、やろうとすることがあるかどうか、町長お伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろと先進事例を踏まえてのご提案を頂戴しておるわけですが、町としてもできるだけご提案の趣旨にそったような対応ができればというふうな思いはございますけれども、なかなかこの、きのうきょうと、この一般質問を通じてお話させていただいているように、それぞれの担当部署の体制が非常に人数が少ない中でやっています、いろいろと工夫はしないとなかなかつらい部分もございます。極力ご提案の趣旨を踏まえて、取り入れられるべき、対応できる部分は対応すべきかなというふうに思っていますけれども、少しオーバーな話をすれば、やはりその職員の一定の体制を整える中で、一定のサービスをもう少し強化する、そういう対応にすべきなのか、今の体制の中で甘んじた窓口サービスなりをすべきなのかという、その辺もちょっと問われるような感じがしながら、今お話を伺っていたところでございます。い

ずれにしても、よりよいサービス提供ができて、そしてまたじっくり相談に乗れるような、そういう体制を組めるように努力をしていかなくちやないなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。このワンストップサービスというのは、今大体30パーセントの自治体で取り入れて実行に移しているというふうに調査表ではでていますが、いろいろ学者の調査ですが、データですが、3百幾らの自治体の調査ですけれども、かなりの自治体でそういう方向になっていると、そういう対応をしているということでございます。そういった意味でも、私は3万、あるいは30万の都市はそれなりの人を抱えていると思いますが、逆に言うと我が町ぐらいの職員数であると、ある意味では2年ごとぐらいに職場転換なんかして、ある意味ではそれぐらいの専門知識は全部持って、経験しているのではないかと。そこに班長クラスを1人配置すればね、何か困ったらその人が指導するというので、逆に中規模の市町村のほうが対応しやすいと思うんです、こういうあれは。一人で二役、三役やるという感じ。私はできると思うし、そういった方針でやればね、対応は、私はできるんじゃないかと。ぜひやってほしいと思うんですが、町長ひとついかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的にはご提案の趣旨を踏まえた努力をしていきたいというふうに思いますが、今のこの特殊な状況にある町の運営、対応状況等でございますけれども、なかなか非常事態の中で職員数が少ない中で、2年というローテーションは非常に厳しいというか、無理があるんじゃないかなというふうに思います。私もできるだけ5年以上なり、10年近い職員については、これまでそうすべく人事には意を用いてきたつもりでございますけれども2年となると、まあ一部の管理職あたりですとそういうことも考えられますけれども、窓口を預かる担当者が2年程度でというのはちょっと厳しい側面があるんじゃないかなというふうに思います。いずれにしても、極力ご期待に添えるような努力、これは必要だというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。私の説明が悪かったかもしれませんが、2年ぐらいというのは若いときに2、3年で経験しているでしょうという、窓口今2年で変われという意味ではありませんよ。いろんな職場をけいけんしているんだから、ある程度の知識はそんなに、20年たったってそんなに変わらないと思うので、知識は持っていると思うし、そういった方が対応できるでしょうし、できない部分はそれを裏に班長さんなり課長さんがいるから指導できるだろうし、そういう体制を考えたほうがむしろいいんじゃないですかと。145人ぐらいの職員の体制でいく場合にはね、町民生活課とか窓口はやめるわけにはいかないわけですから、一番重要なわけですから、そういったことが対応できるんじゃないでしょうかということでの2、3年という、2年ぐらいという意味を申し上げたので、今すぐ2年で窓口交代するという意味ではないので、ちょっと誤解のないようにだけ。そういったことで、ぜひとも窓口のサービスなり、あるいは職員の作業の効率を上げるということを念頭に置いた組織替えなり編成替えなり、やはり移転時には考えるべきではないか。ある意味では一つの大きなチャンスであるんですね。ですからぜひともそういう前向きな方向で検討いただきたいということで申し上げて、2点目のほうに入りたいと思います。

2点目のほうの大綱第2、雑草のないということで、1番目、建屋のない空き住宅の雑草除去対策についてということなんですけど、これは今町民課のほうで宅地の跡地というのは管理、草に関しては管理されているということですが、調査したところ238軒

ぐらいということなのですが、震災その他もあって、なかなか雑草そのままになっているというケース多いと思うんですが、現状はどんな状態なのか、ちょっと現状把握をしたいと思うので、担当のほうで説明いただきたいと思います。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、現状につきましては、今岩佐議員のほうからあったほどの軒数の分で通知をお出ししておりますが、その分の中で対応いただけるのは大体4割程度となっております。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。238軒あるということで、4割ぐらいはいろいろ連絡があって対応しているということですが、いろいろ、今現に花釜地区のある方が、何軒かからちょっとクレームが来ておまして、まあ生活課にもお願いしておりますが、いわゆる空き住宅のところは2、3年草ぼうぼうそのままになっていると。連絡がとれないと。困っているんだと。また、ある方は、前にちょっと地主さん知っているから連絡したけれども、どうも嫌な顔されてトラブルになっていると。要するに、町のほうは、町に言ってきたところは対応しているけれども、それが40パーセントになると思うんですが、いわゆる言いたいけれども言えない人っていうの結構いらっしゃるということ、現実なんですね。そういう方をどうフォローするか。そのフォロー体制を何かいい方法考えておられるのかどうかお伺いします。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、結局、例えば隣地の方とかからの申し立てによって、こちらで所有者の方にご連絡しているような状況でございますので、ですから直接言えないので、町を介してこちらからご連絡しているような状況になってございます。最初ですね、まず対応をしていただけなくて、再度住民の方から雑草の除去をしてほしいって申し出があった場合は、こちらでは第一段階よりもきつめの勧告文を差し上げているような状況にありますので、それでもまた対応していただけないときは、さらにもうちょっとワンランク上の勧告文を出しているような状況になってございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。要するに、町民生活課までに要望なり連絡が、お願いが行ってなくて悩んでいる方というものもいるんですよということで、そういう状態をどう把握しているか。あるいはそういう方を、いわゆるいるんだという状況をね、どう把握しようとしているのか。全く把握しようとしていないのか。言ってきたらば対応するというのは、まあ今のところそれはありがたいことで、ぜひやってほしいんですが、そういう方が何人かおられると。たまたま我々、立場上で言ってきたんだらうと思うんですが、そういった方が現実におられるということなのですが、それは今あれですから、そういう方もいるので、そういった方の、あるいは一番、現場を見て回って、土地はどうだった、こうだったってわかれば一番いいんでしょうけれど、それだけの余裕もないでしょうしね。ただそういうことも現実にあるので、念頭に入れて対応してほしいということだけ申し上げておきます。現実にはね。

そこで、今その方があれなのは、藪みたいになっていて、ハクビシン、3年も放っておけば。そこにあと野ネズミとか来て、その農業、これはイチゴもやっておられる方ですけども、いわゆる農業関係でいろいろ影響すると。きのうも同僚議員から野ネズミの対策の問題ありました。まあ委員会か何か設けて対処するという話いただいているんですが、そういう方も現実困って、どこにも話持っていけなくても、うちわであれしているという方がいるんだという状況をよく把握していただいて、なおかつパトロー

ルするとか、そういったことも、3年間以上も放っておく、あるいは宅地がどうなっているのかということも、場合によっては検討してほしいなということで、今テーマとして申し上げたんですが、ちょっとこういう問題はどんなふうに対応しようとお考えになっているのか。いわゆる表面に出ない部分ですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この自治体がこういう問題にどこまで関与すべきなのか、その辺の線引きもひとつあろうかなど。手を出すというのは、それはある意味簡単は簡単でございませぬけれども、全ていろいろと人手の問題なり、予算の問題、それが伴うというふうなことでございます。ただ、この震災後のいろんな諸事情で、このもとの土地を離れられている、そういう状況を踏まえたときに、どこまで我々この問題に対処すべきなのか、少し工夫をしていかなくちやないのかなというふうな思いで今話を聞かせていただいております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私は最近、山元クリーンサポートとかいうことで、これは条例か規則か何かあるのかなと思って調べてみましたけれど、よくわからないんですが、これ、こういうクリーンサポート、例えばね、各行政区に一つずつつくる方針かどうかわかりませんが、つくって、巡回して、宅地でもう1年間、3年間ぐらいぼうぼうのところありますよって、それをピックアップするのも一つの方法かなど。ただ、それをどうのこうのって話、個人の住宅ですから勝手にはできませんけど、その辺の実態を把握するというのも一つの大きな全体のクリーンサポート、山元町のきれいな、あるいは住みたい町、住んでよかった町をつくろうという実現の一つの方法としてもね、クリーン、そういうサポートしていただくのに役割の一つを頼むということも方法かなどと思って、新聞に載っていたのを見たんですが、これは条例ではそういう条例ができていますかね。関係条例は総務課になるんですか、どこかちょっとお伺いします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。クリーンサポーターにつきましては、条例等はつくっておりませぬ。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。せっかくつくったんですから、条例、もしくは条例までいなくても規則とか制定して、いわゆる町のごみとか雑草除去とかの実態把握から、まあそれをどうするというのは次のステップとしてもね、実態把握からしてもらおうとか、あるいは極端な場合にはごみポイ捨ての現場を見たらば注意していただくとか、そういう役割もしてもらおうという、何か一部、場合によっては経費も、草刈りの経費なんかもはらうという条項になっているようですから、きちんと規則なり条例なりつくって、町民に呼びかけて、各行政区の協力をいただいて、クリーンな町をつくるということも必要ではないかと思うんですが、そういうお考えがあるかどうかお尋ねします。

議長（阿部均君）まちづくり整備課長より補足回答。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。クリーンサポーターのそもそもの目的でございませぬけれども、クリーンサポーターというのは、任意の団体で、その同じ目的を持った方々の、例えば家の前だったり、公園だったりということで、こちらからどこをしてくださというものではなくて、その任意の団体さんがしたいところを、好きな人たちで仲間をつくって環境美化活動をしますという団体でございませぬので、役所側から例えばパトロールしていただくとか、ここをやってくださいというものではないということでございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほどの説明の中に、ごみをポイ捨てをしないあれするとか、

クリーンサポーターに地域の清掃なんかもお願いするんですよというようなことを言われたものですから、それであればきちんとした、もうちょっと条例とか規則をきちんとつくって、明確化して、町民に徹底すべきじゃないかと。そして実行効果上げるべきじゃないかということをお願いした。いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろとご提案いただいているわけですが、制度の趣旨はいろいろあるにしても、やはりこういうせつかくある制度、あるいは認定した団体があるわけですが、あるいはまたシルバー人材センターなどの設立もあるわけですが、さまざまな皆さんにこの町内の環境美化についてご理解いただく中で、いろいろな形でご協力、ご参加をいただけるような、一つの大きな方向性をつくるということが大事だろうというふうに思いますので、いろいろな分野の方々のお力をできるだけ結集できるような、そういう取り組みに意を用いていく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。せつかくクリーンサポーターの認定制度というのをつくったものですから、それを規則なり何なりきちんとした、町内全体に広げて、その効果上がるようにすべきだと、3団体で終わるといふことの内容な努力をひとつしていただきたいなということで、2番目の被災跡地の除草、雑草の除去対策についてお伺いしますが、これは8月8日に工事があって、16日に入札ということで、川土手とか、いわゆる空き地なんかも、被災空き地ですか、入札やったようですが、聞くところによると4軒やったうち2軒がいわゆる道路の南部と北部かな、不調になったということですが、これは原因は何で不調になったということなんですか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。不調の内容について、一応中身精査しましたが、業者のほうの見積もりで、面積を積算で町のほうの積算の面積と倍を見ていたということなので、その辺の面積の差で金額が合わなかったということなのでございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。町道とかの除草ということで、これは不調だったということで、いわゆる入札が不調ということは、雑草の処理が遅れるということなんです、その辺の影響はどうなんですか。再度入札するんですか、それともそのままということなんですか。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。もう一度入札をし直しするというようなことで、今からの時期ですから、回数とか面積もちょっと見直しをしてやっていきたいというふうに考えております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。道路や河川・堀、これは土地改良区かな、きのう、おととい、大分出て、ストロベリーラインなんか皆さんでやっていただいて、雑草全体、町の全体の64.48平方キロ、64万平方キロの構成の大体3分の1、3分の1、山が3分の1、水田3分の1、あるいは宅地、平野が3分の1という見方からすると、かなりの部分の雑草という部分が非常に最近目につくんですが、そういった意味でいろいろな道路はどこ、宅地は町民生活課とあって、四つか五つの担当部門にわたって管轄、もちろん国とか県とか、河川なんか、国道とかかかわってきますけれども、これらの雑草対策とかいう横の連絡で総合的な会合とかそういったものは行われているんでしょうか。町全体の中でですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと私はその辺の状況、お話しできる状況にないんですけ

れども、施設管理室のほうを中心にしてどのような体制でやっているか、ちょっと担当室のほうから状況補足させていただきたいというふうに思います。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。町の中でその除草の総合的な、何というんですかね、協議しているの、対策をとっているかということになりますと、それぞれがそれぞれの所管する分を担当しているということで、横の連絡というのは、除草に関してはとってはおりません。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。かなりいろんな部分に関係してくるので、難しかりょうと思うんですが、そういった意味で、とにかく雑草が生えているということは、鳥獣被害といいますか、鳥獣の繁茂によるいわゆる農業とか、いわゆる生活環境に影響がある。あるいは、交差点なんかでの見通しがわるくなって事故につながる。あるいは、最終的にはいろんな意味でポイ捨てにつながるということもありますので、ぜひとも、まあいろいろ大変だと思いますが、ぜひ雑草除去に対しては対策を立てていただきたい。まあ大きな問題として耕作放棄地の雑草の繁茂という問題ありますが、きょうは耕作放棄地は別な機会に取り上げるとして、これについては触れませんが、きょうは。

そこで、4 番目の空き缶、4 番、5 番含めまして、空き缶、ペットボトルですね、弁当のかす、ポイ捨て防止対策ということで、これに対しましては、山元町環境美化促進に関する規則ということで、昭和60年に制定されますよと、こういうのがありますよというご案内、先ほどいただきました。私もこれは見ておりました。見ていましたが、防止条例を制定すべきじゃないかということをあえて提案させていただきましたのは、実はこれはよくよく、町長これご覧いただいていますか、ああそうですか、はい、済みません、これご覧いただいているとおおり、1 条から8 条までありますけど、全部これ自販機、自販機、自販機、自販機の空き缶、自販機設置したその5メートル以内にその空き缶を捨てるかごか何かを設定しなさいよというの、ほとんど空き缶なんですね、これ。その場で飲んで、その場で捨てる場合はそれでいいと思うんですが、その場で飲んで、車に乗ってどこかへ行った場合にはつついという風に結びつくんですが、これが環境美化の促進にということで、調べましたら、これ互理も全く同じ文章で、この辺の地区が昭和60年ごろ同じようなこの規則をつくっているんですが、私はこれでは不十分だとか、美化という観点からですよ。それで仙台市なんか非常にいいあれをつくっておられました。これはごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例として、条例です、きちんとつくっています。私は、これは非常に参考になるし、これがいいと思うんですね。こういったものをつくる考えはないかどうか確認。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに昭和60年3月22日条例というふうな中身でございますので、今の状況、時代にどこまでマッチしているかというふうな部分があるんだろうというふうに思いますので、他の自治体等の先進的な取り組みなども参考にしながら、山元町の置かれた状況に即したものを少し再検討する必要もあるんじゃないかなというふうな思いでこの条例を見ておったところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。そこで、先ほど申し上げました仙台の例ですが、快適なまちづくりに関する条例、ごみの散乱ね、そのほかに仙台市空き地における雑草の除去に関する条例というの、またまた別につくっている。こういったもので、これは空き缶も含めて、ですから、こういう意味で、いろんな意味で、まあ仙台市さんは大きいからいろいろあるんでしょうけれどもね、条件は全く同じとは言いませんが、大いに参考になるや

つは、まずはつくってもいいんじゃないか。これが要するに町民の意識の高揚、あるいは学校の教育にもつながるだろうし、いろんな意味で。

一番の問題は、先ほど申し上げましたけど、どっちかというのと地元の人よりも区でいえば区外の人、あるいは町でいえば町外のナンバーの人がついついつものような角、あそこの角に捨てるという、そういう傾向があると。特に我々の区内からもそういう声で、何とかこれしてもらって、困るから取り上げてという話もありまして、実際は現場を見たらば、こう言っちゃあれなんですけど、よそのナンバーで来ている人だと。あるいは、もっと言い方を換えれば、今回の震災で仕事に来て、こう言っちゃ申しわけないんですが、そういった方が多いようだ。事実、そういうのを見ていっているんだということを行っています。そういったことも含めると、いわゆるきちんとして町にはこういう条例があって、こういう運動をしているんですよという看板ぐらい立ててね、美化運動とか、そういうことで誰もが住みたいような町ということもつくる一環としてもそういう運動があってもいいのかなと思うんですが、最後にお聞きしたいんですが、こういう条例を制定してはどうかなと思うんですが、町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。できれば一人一人のマナーアップの中で対処できればよろしいわけでございますけれども、ところが現実難しい側面もございます。先ほどのご指摘も踏まえまして、やはりこの時代に即した環境美化のための条例のあり方というものを少し見直し、検討をしてまいりたいなというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。条例の検討をするというふうに解釈してあれだと思っております。まあ条例も2種類ありまして、もちろん神戸なんかは罰則規定まで設けていると。大体半分、半分ぐらいですかね、神戸を代表する。仙台市の場合は罰則規定までは一応設けてはいないと。ただし、伺ったところ、ちょっとひどければ罰則規定を設けようかなという考えもあると。ただし、伝家の宝刀は最後まで抜くか抜かないかは現場を見ながら、そのときの状況を見ながらということで、これも、規約改正も一つの検討課題になっているみたいなこともちらっと聞いたことありますが、我が町ではその罰則規定ということはどうする別にしても、基本的にはこういう町を、快適な町、ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例というものを想定すべきではないかということをおっしゃって、私の質問も終わりたいと思いますが、再度町長、確認で、どんなお考えかをお尋ねして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。間もなく10月の第一日曜日、町内の一斉の清掃活動が来ますので、まずは、当面は町内全体でのそういう活動を通じてのこの美化活動、そしてまたその日はたまたま昨年からはじめております宮城病院のクリーンアップの活動なども予定されておりますので、ぜひ町民の皆様がこの町を少しでもきれいにするというふうな活動で、ぜひご理解、ご協力を賜ればというふうに思いますし、また、条例等の見直しなども含めて、より一層のこの環境美化活動に取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）これで一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月8日午前10時開議であります。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

午後7時00分 散 会
